

策定にあたって



香芝市は、平成3年10月に市制を施行し、21世紀を目前にした市の基本施策を香芝市総合計画「かしばプラン2001」としてまとめ、これに基づく行政運営を行ってまいりました。しかし、その後の社会動向は、「かしばプラン2001」策定当時の前提や予測を超えた大きな変動を見せています。

“バブル経済”とその崩壊による地価の乱高下は、金融システムから市民の生活設計にまで大きな影響をおよぼし、順調に人口の増加を見てきた本市にとっても、将来を見直す機会となりました。

いま私たちは激動の20世紀の出口に立っています。まさに今、世界的な潮流から日常生活の変化まで、社会の動向を見直し、新しく始まる21世紀の市民生活を描き直す絶好の機会であるということです。

このような趣旨から、このたび新しく香芝市総合計画「かしば香るみどりの安心プラン」を策定し、21世紀初頭の市政の指針とすることといたしました。今後、この計画に基づき、市政全般を運営していく所存でございますので、ご理解、ご協力をたまわりますようお願い申し上げます。

香芝市長

先山 昭夫





目 次

総説編	7
. 計画の構成と目標年次	9
. 計画策定の背景	10
基本構想編	19
第1篇 都市像	21
. 香芝市の新しい位置づけと役割	22
. まちづくりの基本イメージ	24
. 将来の人口	26
. 土地利用基本方針	28
第2篇 施策の大綱	32
まちづくりの基本目標	32
. 自然と共生する安全で美しいまち	34
. ゆとりとやすらぎのある元気あふれるまち	36
. 心豊かな人を育て生活の豊かさが感じられるまち	38
. 伝統を生かす快適で活力のあるまち	40
. であいと参加を広め新しい文化を創造するまち	42
第3篇 地区別整備方針	44
第4篇 重点施策	50
. 「総合スポーツ公園」を核とした「市民誰もが楽しめるスポーツ環境」の創造 ...	51
. 「リサイクル」の考え方に基づく「環境にやさしい生活」の創造	52
. 「総合福祉センター」を核とした「みんなで支え合う社会」の創造	53
. 「駅」を中心とした「都市的にぎわい」の創造	54
2010年 市民生活のイメージ	55

基本計画編 61

・自然と共生する安全で美しいまち 63

1. すがすがしい生活環境の形成 65

(1) 環境問題への対処 65

(2) ごみ問題への対処 68

(3) 快適な「水」環境の実現 71

2. 緑の保全・再生・整備 74

(1) 水と緑の「ながれ」と「よどみ」の構想 74

(2) 公園・緑地の整備とまちの緑化 76

3. 防災と安全対策の充実 78

(1) 災害に強いまちづくりの推進 78

(2) “安心” “安全”を支えるシステムづくりの推進 81

・ゆとりとやすらぎのある元気あふれるまち 85

1. 信頼と安心の福祉の充実 87

(1) 福祉基盤の確立 87

(2) 高齢者福祉の充実 89

(3) 障害者福祉の充実 91

(4) 生活保障体制の充実 93

2. “安心して子どもを産み育てることのできる”社会の実現 94

3. 市民の健康の確保 97

・心豊かな人を育て生活の豊かさが感じられるまち 101

1. 市民誰もが楽しめるスポーツ環境の整備 103

2. 生涯をととした学習環境の整備 106

3. 心豊かな人を育てる教育 109

(1) 幼児教育の充実 109

(2) 義務教育の充実 111

(3) 同和教育の充実 115

(4) 青少年の健全育成 116

・伝統を生かす快適で活力のあるまち 117

1. 都市の快適性と利便性の向上 119

(1) 都市計画道路の整備推進 119

(2) 新市街地の形成 122

(3) 「駅」を中心とした拠点機能の充実
..... 124

2 . 都市の再構築	128
(1) 既成市街地の整備	128
(2) 人にやさしいまちづくりの推進	130
(3) わかりやすい、すっきりしたまちづくりの推進	131
3 . 都市の活力を創造する産業の振興	133
(1) 商工業の振興	133
(2) 農林業の展開	137
(3) 観光の振興	139
. であいと参加を広め新しい文化を創造するまち	141
1 . 地域文化の創造	143
(1) 歴史文化の保存と継承	143
(2) 新しい文化の創造	145
2 . 明るい開かれた社会の実現	147
(1) 人権啓発の推進	147
(2) 男女共同参画社会実現に向けた取り組み	148
3 . 地方新時代に備える施策の推進	150
(1) “ 市民が主役のまちづくり ” の推進	150
(2) 市民サービスの向上	153
(3) 地方分権の進展に対応した行政組織、財政運営の見直し	155

資料編 161

総合計画策定経過	163
総合計画策定体制について	164
香芝市総合計画審議会委員名簿	165
答 申 書	166
市民意識調査結果	168

総説編

．計画の構成と目標年次	p9
．計画策定の背景	p10

・ 計画の構成と目標年次

計画の構成

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」からなります。

計画の目標年次

計画の目標年次は平成 22 年度（2010 年度）とし、計画の開始は平成 12 年度（2000 年度）からとします。

基本構想

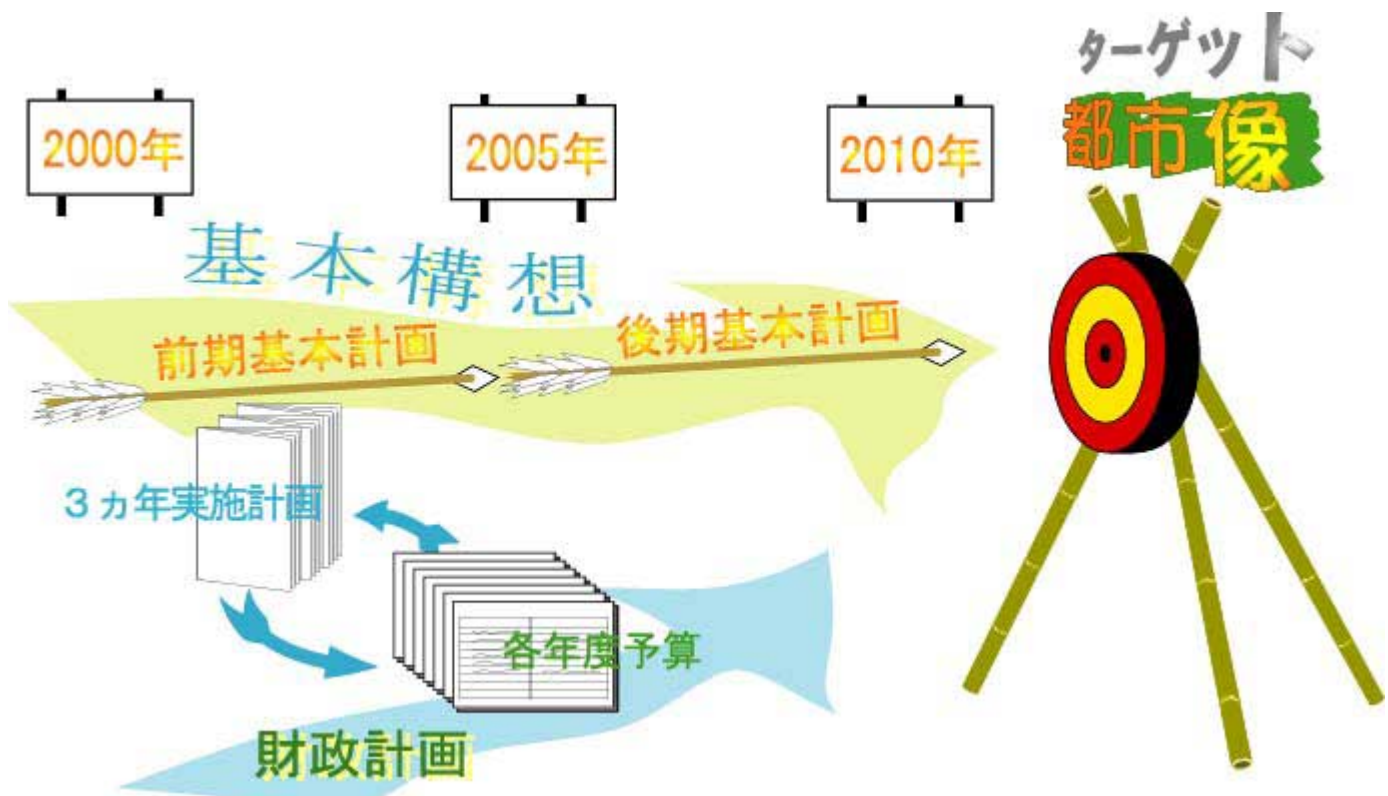
「基本構想」は計画の目標年次である平成 22 年度（2010 年度）の都市像を示し、それを実現するための基本的な施策の方向性を定めるものです。

基本計画

「基本計画」は「基本構想」を実現するための具体的施策の指針を示すもので、計画期間半ばでの見直しを予定するものです。

実施計画

「実施計画」は「基本計画」に基づき 3 カ年度ローリング方式で毎年度策定するもので、各年度予算配分の指針となるものです。



．計画策定の背景

1 ．社会動向

新たに総合計画を策定するにあたって、まず、その基礎となるべき社会動向について振り返ってみましょう。

1980年代後半（昭和から平成への過渡期）のいわゆる“バブル経済”は平成2年には崩壊したとされていますが、“平成不況”がはっきりと認識されたのは、地価が下げ止まらず、住宅金融専門機関に対する公的資金導入の議論が巻き起こった頃からとも考えられます。

その後、経済は回復基調にあるとされ、来るべき21世紀の少子・高齢社会に備えた財政構造改革が必要であることから、消費税の税率5%への引き上げが実施されましたが、消費の低迷、銀行等金融機関の不良債権の顕在化、さらにはアジア諸国の経済混乱等が加わり、企業の倒産、失業率の上昇等不況が深刻化しました。最近、政府の公共事業等による景気刺激策により景況判断の改善も見られますが、国民には依然としてリストラや倒産の不安が重くのしかかっています。

このような経済情勢の中、平成9年には、全国で65歳以上の高齢者人口が15歳未満の子どもの人口を初めて上回り、平成10年には2000万人を突破したように、少子・高齢化は着実に進行しています。これに伴って、年金制度の見直し、企業の年功序列賃金制の撤廃や終身雇用制の見直し議論も進んでいます。その結果国民の将来に対する不安はますます高まり、史上最低の金利にもかかわらず、収入を貯蓄にまわす“買い控え”が起こっています。そのため消費はいっこうに改善されず、経済も回復しないという悪循環に陥っていると言われています。

一方、米国は冷戦の終結後、市場経済を至上とする“グローバル化”を推進し、わが国に対しても工業の分野ばかりでなく、農業や金融・商業の分野でも一層の規制緩和を迫っています。その結果、コメの輸入自由化に道筋がつけられたほか、“金融ビッグバン”の実施、“大規模店舗法”の廃止など、国民生活に多大の影響がおよぶ措置がとられました。

科学技術面では、インターネットの普及がコミュニケーションに革命をもたらし、ビジネスのあり方から学校教育にまで強い影響がおよびつつあります。

また、オゾン層の破壊、地球温暖化等の地球環境を脅かす現象に対して、全世界的な対策がとられ始めました。ダイオキシンや環境ホルモンなど、合成化学物質の環境に対する危険性が注目を集め、自然製品への回帰やリサイクルの促進に向けた関心はさらに高まっています。

政治・行政面では、“ゼネコン汚職”“大蔵省・厚生省汚職”“エイズ薬害事件”など一連の不祥事のため、国民に政治家や官僚に対する不信が広がり、行政改革断行の気運が高まりました。

こういった中で、行政手続法、“NPO法”の施行、“情報公開法”“地方分権推進一括法”の公布など、国民に開かれた、より身近な政治・行政の実現に向けた制度改革の努力が続けられています。

グローバル化

企業の活動が世界的に拡大することを言うが、特にグローバル化の重要な要素として外国企業の参入と活動の自由化があり、米国はこれを積極的に推進している。

金融ビッグバン

東京を、2001年までにニューヨークやロンドンに匹敵する国際金融センターとするための金融・証券市場の改革。改正外為法が施行された平成10年4月から本格的なビッグバンに突入した。

平成7年1月17日の阪神・淡路大震災は未曾有の災厄をもたらし、全国いたるところに存在する活断層の恐怖が人々の脳裏に焼きついたことでしょう。それ以降、防災体制や防災まちづくりに関する諸制度が整い、災害に強いまちづくりや組織づくりの実施段階に入りつつあります。

また、ショッキングな神戸児童連続殺傷事件をはじめ、凶悪な少年犯罪が続出し、少年法の改正が行われようとしています。

一方、日韓共催によるサッカーの2002年ワールドカップ開催が決まり、近畿エリアでも大阪市と神戸市で試合が行われる予定です。試合そのものだけでなく、出場チームの合宿場所等、近畿地方各地で全世界的イベントに参加する機会があると考えられます。また大阪市が2008年オリンピック開催都市へ正式に立候補しており、これが実現すれば、さらに近畿エリアのスポーツ気運もヒートアップすることでしょう。

別表 - 1 「かしばプラン 2001」策定後の主な出来事

	地球・世界規模	全国規模	奈良県および近畿圏規模	香芝市および周辺
1992年（H4）	・国連環境開発会議（地球サミット）	・都市計画法改正	・大阪湾臨海地域開発整備法施行	・ふたかみ文化センター開館
1993年（H5）	・インターネットプロバイダー出現 ・ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意	・冷夏で大凶作、コメ大量輸入 ・環境基本法公布・施行 ・ゼネコン汚職	・関西文化学術研究都市に文化学術研究交流施設（けいはんなプラザ）開設 ・法隆寺と姫路城、世界文化遺産に登録	・葛城ふるさと市町村圏10カ年計画 ・老人保健福祉計画
1994年（H6）	・南アフリカ共和国で初の全人種参加選挙	・住専問題 ・行政手続法施行 ・公共投資基本計画閣議了解	・関西国際空港開港 ・古都京都の文化財、世界文化遺産に登録	・奈良中和地方拠点都市地域基本計画
1995年（H7）	・Windows95 ・第4回世界女性会議（北京）	・阪神・淡路大震災 ・地下鉄サリン事件 ・PHS登場 ・地方分権推進法公布	・奈良県新総合計画 ・APEC首脳会議（大阪市） ・奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行	・旭ヶ丘小学校開校 ・高田バイパス香芝市区間開通
1996年（H8）	・アトランタ五輪	・厚生省汚職 ・自治体の公費不正支出 ・病原性大腸菌157食中毒 ・サッカーW杯日韓共催決定 ・エイズ薬害訴訟	・奈良県新総合計画前期実施計画 ・奈良県情報公開条例施行	・尼寺廃寺の塔跡発掘 ・ふれあいフェスタ開催

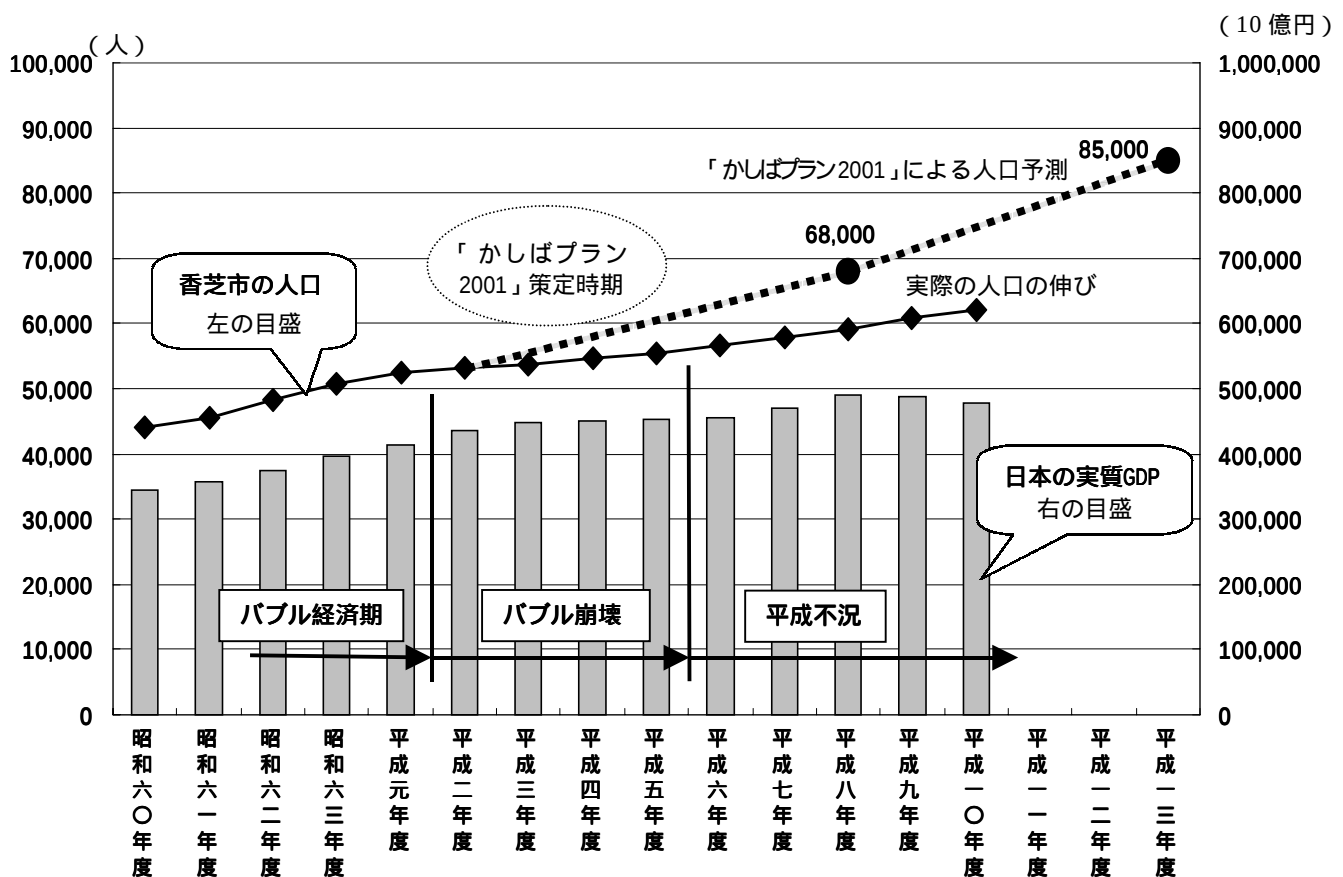
別表 - 1 「かしばプラン 2001」策定後の主な出来事（続き）

	地球・世界規模	全国規模	奈良県および 近畿圏規模	香芝市および周辺
1997 年（H9）	・ 香港の中国返還 ・ 地球温暖化防止京都会議 ・ アジア経済危機	・ ナホトカ号重油流出事故 ・ 神戸児童連続殺傷事件 ・ ダイオキシン、環境ホルモンの有害性指摘 ・ 廃棄物処理法改正 ・ 環境影響評価法公布 ・ 介護保険法公布 ・ 児童福祉法改正 ・ 消費税 5 % に引き上げ ・ 財政構造改革法 ・ 中央省庁再編案 ・ 地方分権推進計画閣議決定	・ なら女性プラン 21 ・ 第 2 阪奈有料道路開通 ・ 大阪市オリンピック開催都市国内候補に決定 ・ 平城京朱雀門復元 ・ 奈良県環境基本条例施行	・ 政治倫理条例 ・ 生活安全条例 ・ 行政改革大綱 ・ 母子保健計画 ・ 二上駅前北側広場オープン ・ 近鉄下田駅南側広場オープン ・ 人口 6 万人突破
1998 年（H10）	・ Windows98 ・ サッカーW杯フランス大会 ・ インド、パキスタン地下核実験	・ 大蔵省汚職 ・ 金融不況（マイナス成長） ・ 金融ビッグバン ・ 第 5 次全国総合開発計画 ・ NPO 法公布・施行 ・ 中心市街地活性化法公布・施行 ・ 大規模小売店舗立地法公布（施行時に大規模店舗法廃止の予定） ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律公布	・ 明石海峡大橋開通 ・ キトラ古墳、黒塚古墳等の発掘 ・ 県営福祉パーク開園 ・ 古都奈良の文化財、世界文化遺産に登録	・ 障害者計画 ・ 総合福祉センター開館 ・ 行政手続条例 ・ 地域防災計画 ・ 土曜休日サービス開始 ・ 台風 7 号直撃 ・ 公共バス運行開始
1999 年（H11）	・ 欧州単一通貨「ユーロ」誕生 ・ コソボ紛争 ・ 国連「国際高齢者年」	・ 情報公開法公布 ・ 男性の完全失業率 5 % を超える ・ 男女共同参画社会基本法公布・施行 ・ 中央省庁再編のための諸法公布 ・ 地方分権推進一括法公布 ・ 国旗・国歌法公布・施行	・ 富本銭の鑄造所跡の発掘	・ 香芝北中学校建設 ・ 新総合計画策定

2. 「かしばプラン 2001」の実施状況

先に述べたような社会動向を反映して、「かしばプラン 2001」の実施状況はどのようなになったでしょうか。

まず、「かしばプラン 2001」の人口増加予測は過大であったと言えます。これは、策定時期がバブル経済の残映をまだ残していたことが大きく影響していると言えるでしょう。



別図 - 1 「かしばプラン 2001」による人口予測と実際の人口の伸び

まちづくりの面では、中和幹線等の主要幹線、駅前広場等の整備は一定の進捗を見せているものの、全体として道路・公園等の基盤整備の必要性は依然として残っています。また、バブル経済崩壊以降、駅前商業施設等の民間施設の導入が停滞しています。一方で公共公益施設の建設が続き、起債償還のため今後数年の間、財政状況が厳しくなることも予想されます。

福祉の面では、「かしばプラン 2001」策定以後、老人保健福祉計画、母子保健計画および障害者計画の策定、総合福祉センターの整備、また、エンゼルプランの策定や介護保険制度の導入も実施されています。教育の面では、懸案であった香芝北中学校が建設され、また、公共サービス面では、市内各地と市役所等の主要施設を連絡する公共バスサービスを開始しています。

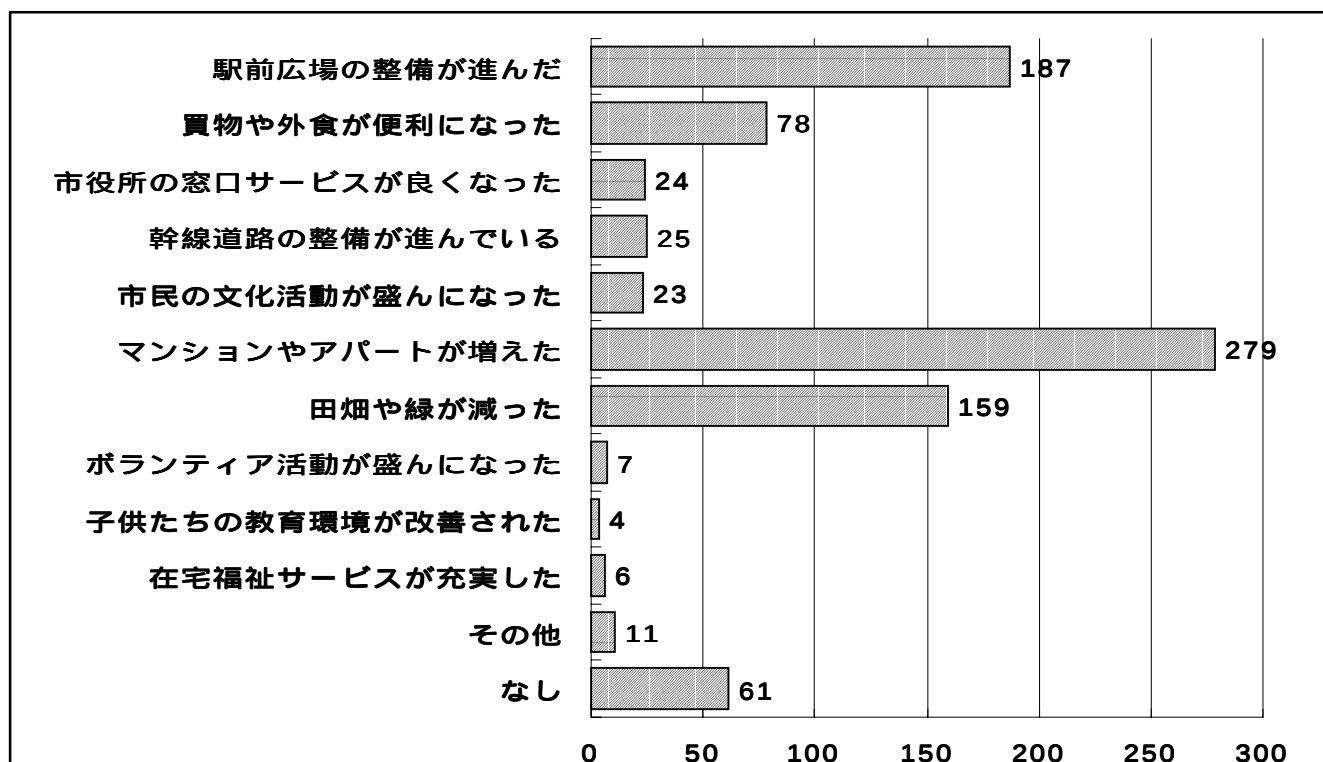
「かしばプラン 2001」の重点整備プロジェクトにあげられた四つのプロジェクトのうち、中和幹線整備プロジェクトは順調な進捗を見せ、文化創造プロジェクトについても、ふたかみ文化センターを拠点に、市民参加型の事業が展開され、成果が挙がっています。下田駅周辺地区中心市街地整備プロジェクトと自然レクリエーション基地整備プロジェクトについては、進捗が遅れています。

今回実施した市民意識調査で、最近の本市の変化についてお聴きしていますが、「駅前広場の整備が進んだ」という印象を持つ方が相当多くなっています。中和幹線整備プロジェクトは順調な進捗を見せているものの、全線供用にはいたっていないため「幹線道路の整備が進んでいる」を選んだ方は少数にとど

まっています。「マンションやアパートが増えた」や「田畑や緑が減った」という印象を合わせると「都市化が進んだ」という印象が大勢を占めているといえることができます。(別図 - 2)

また、本市の行政施策への評価についても調査を行っていますが、これまでに実施した行政施策への評価については、「文化施設(ふたかみ文化センター等)」や「上水道の整備」については比較的良好、「医療施設の整備」「下水道の整備」「生活道路の整備」「行政の透明性」については、厳しい評価となっています。

今後は、厳しい評価を真摯に受け止め、重点的に施策を展開していく必要があります。



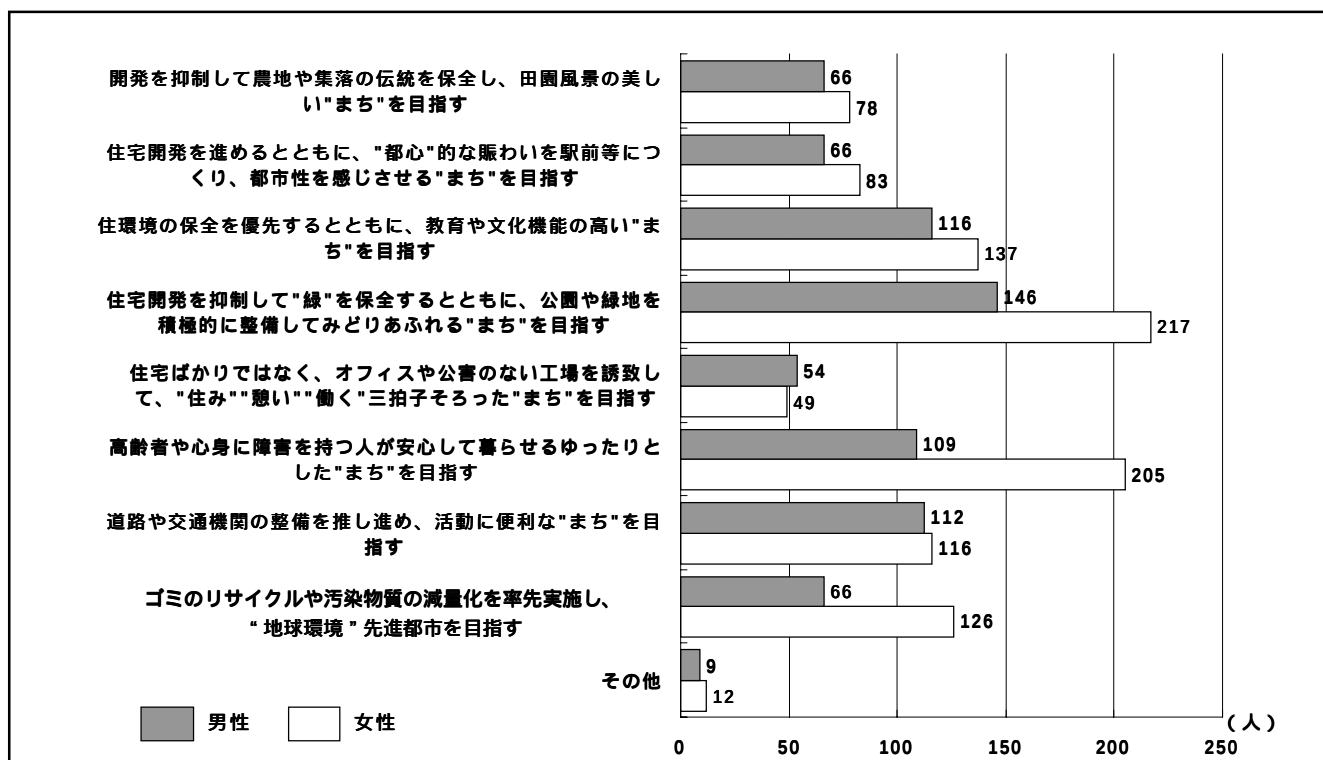
別図 - 2 香芝市新総合計画のための市民意識調査(その1)

問い 香芝市で最近5年間ほどの間に変わったと思われることは何ですか。

3 . 市民意識動向

市民の意識は、これまでに述べた社会動向を受けてどのように変わりつつあるのでしょうか。新たに総合計画を策定するにあたって、本市の望ましい将来像についての意見を中心に市民意識調査を実施しました。

今回の市民意識調査では、市民が期待する香芝市の将来像を探るため、望ましいまちの将来像を8つ提示し、その中から2つを選択していただく設問を中心に分析を行いました。



別図 - 3 香芝市新総合計画のための市民意識調査 (その2)

問い 香芝市は将来どのような“まち”をめざすのが望ましいと思われますか。

この設問からは、市民の多数派の将来像は、緑豊かな環境の中で生涯をゆったり暮らせることが核となり、文化機能の充実がこれに付随するようなイメージであることが推測できます。一方で、道路・公園等の公共施設整備と駅前等における都心的にぎわいの創造など、香芝市のさらなる都市的発展を期待する声もあります。

回答者の属性（性、年齢、居住歴、居住地の特性）による将来像の考え方の相違を見ると、女性に多数派の将来像を持つ市民が多く、年齢別では20歳未満で「ごみのリサイクルや汚染物質の減量化を率先実施し、“地球環境”先進都市をめざす」、70歳以上で「開発を抑制して農地や集落の伝統を保全し、田園風景の美しい“まち”をめざす」と答えた市民の割合が高くなっています。

また、居住地の特性格別では、全体の傾向に比べ、『昔からの集落地区』で「開発を抑制して農地や集落の伝統を保全し、田園風景の美しい“まち”をめざす」「住宅ばかりではなく、オフィスや公害のない工場を誘致して、“住み”“憩い”“働く”三拍子そろった“まち”をめざす」と回答した市民の割合が高く、『丘陵部に開発された大規模なニュータウンの住宅地区』では、「住環境の保全を優先するとともに、教育や文化機能の高い“まち”をめざす」と回答した市民の割合が高く、「開発を抑制して農地や集落の伝統を保全し、田園風景の美しい“まち”をめざす」と回答した市民の割合が低くなっています。

また、このような香芝市の将来の望ましい“まち”の姿を実現するにあたって、重要な事柄として、まちづくりの面では、「救急病院、医療施設の充実」や「市街地・集落内の既存道路の拡幅・段差解消等による歩行者、車椅子の安全通行の確保」を挙げた市民が多く、行政サービス面では、「ごみの資源化・減量化に対応したごみ収集体制」や「特別養護老人ホーム、老人健康福祉施設等における福祉施設サービスの充実」「ホームヘルパーの増強等在宅福祉サービスの充実」を挙げた市民が多くなっています。

市民の身近な生活環境についての満足度では、「日当たりや風通しなど住環境の良さ」「緑の豊かさ」「日常の買物の便利さ」「鉄道の利便よさ」の各項目には満足している市民が多くなっていますが、「バスの利便よさ」「人、自転車等に対する道路の快適性・安全性」については、満足していない市民の比率が特に高くなっています。

しかし「全体的な住みやすさ」については、回答した市民の47%が満足またはほぼ満足としており（不満、やや不満は合わせて14%）、個別的にはいろいろ不満があっても、総体的には満足感がそこそこあるという傾向が指摘できます。

身近な生活環境を良くしていくための具体的方策としては、「歩行者・自転車利用者のための快適で安全な道路の整備」「診療所や病院など、救急医療施設の整備」「公園や散歩道の整備など身近に自然と親しめる場をつくること」の順で指摘が多くなっています。自由意見でも総合病院の設置を希望する声が多くなっています。

今後予定されている施策に対する期待度では、「市内各駅前広場の継続整備」「ごみの減量化やリサイクルの取り組み」「総合福祉センターの開館」「中和幹線の継続整備」「防災体制の充実強化」に、大きな期待が寄せられています。

市民意識の動向としては、この間進展してきたと強く認識されている「都市化の進行」に歯止めをかけ、「緑豊かな環境の中で生涯をゆったり暮らせる」方向にシフトしていると考えられますが、「都市化の進行」自体が不完全であると見られているためか、なお一層の、都市的発展を期待する声が存在します。

このような市民の意識の背景には、市民の年齢構成の変化もあると考えられます。別図 - 4（次ページ）に、過去5年間の人口ピラミッドの変化を示しています。明らかに人口構成の“波動”が認められます。

このような傾向が続くとすれば、市民の年齢構成は今後どのように変わのでしょうか。

別図 - 5（次ページ）に平成22年（2010年）の年齢構成を推測しています。

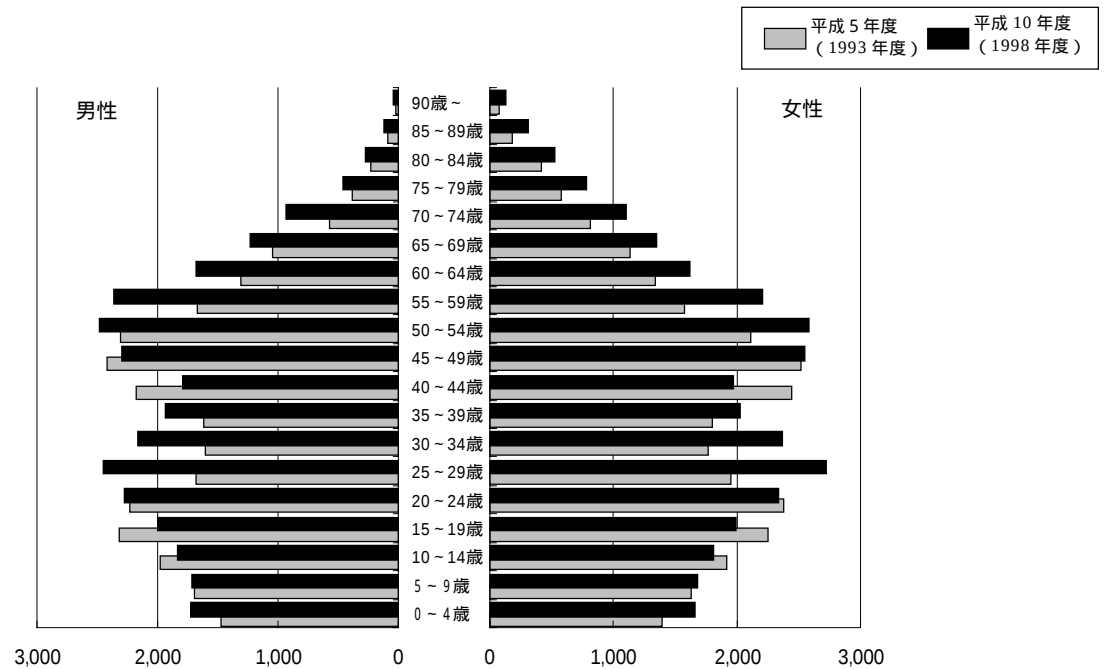
これを見ると、比較的若年層の多い本市においても、人口の高齢化は着実に進行することがわかります。

現在本市では、人口のピークが25～29歳の層と50～54歳の層にありますが、今後約10年間で、そのピークは35～39歳および60～64歳へと移ります。65歳以上の年齢層も大きく増加する見込みです。

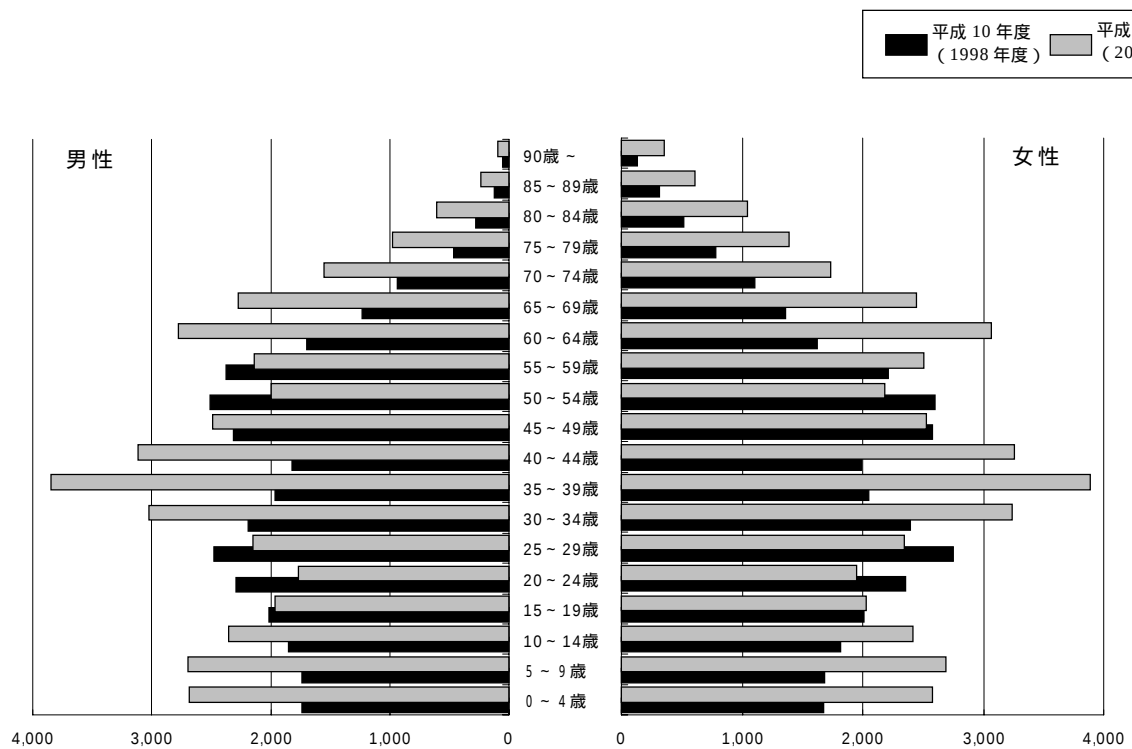
また20歳代の若者人口はかなり減少するものの、今後、大規模開発地などの新規の住宅地にファミリー層の転入が見込まれるため、15歳未満の年少者人口は増加すると予想されます。

このように、今後10年程度の間、本市では、高齢者と15歳未満の子どものいるファミリー層が多数派を占めるようになって見ることが出来ます。

このような市民の意向や年齢構成を反映した本市の新しい位置づけと役割が求められています。



別図 - 4 「人口ピラミッド」の変化



別図 - 5 コーホート要因法による推計に基づく「人口ピラミッド」

基本構想編

基本構想は、本市のめざすべき都市像およびこれを実現するための施策の大綱、地区別整備方針、および重点施策を定めるもので、平成12年度(2000年度)から平成22年度(2010年度)までを計画期間とします。

第 1 篇 都市像	p21
. 香芝市の新しい位置づけと役割	22
. まちづくりの基本イメージ	24
. 将来の人口	26
. 土地利用基本方針	28
第 2 篇 施策の大綱	p32
まちづくりの基本目標	32
. 自然と共生する安全で美しいまち	34
. ゆとりとやすらぎのある元気あふれるまち	36
. 心豊かな人を育て生活の豊かさが感じられるまち	38
. 伝統を生かす快適で活力のあるまち	40
. であいと参加を広め新しい文化を創造するまち	42
第 3 篇 地区別整備方針	p44
第 4 篇 重点施策	p50
. 「総合スポーツ公園」を核とした「市民誰もが楽しめるスポーツ環境」の創造 ...	51
. 「リサイクル」の考え方に基づく「環境にやさしい生活」の創造	52
. 「総合福祉センター」を核とした「みんなで支え合う社会」の創造	53
. 「駅」を中心とした「都市的にぎわい」の創造	54

第1篇 都市像

都市像は、本市の新しい位置づけと役割を定めた上で、まちづくりの基本理念が凝縮したフレーズとして、「まちづくりの基本イメージ」を定めます。次いで、今後の施策展開の枠組みを規定するため、目標年度の想定人口と土地利用基本方針を定めます。基本理念が凝縮したフレーズと施策展開のための枠組み、この両者を合わせて「都市像」とします。

．香芝市の新しい位置づけと役割



変わらない位置づけと役割

本市は、奈良県の西北部に位置し、大阪府と境を接しています。古来より、大阪方面から大和に来る人、帰る人、人それぞれの感慨を持って、本市域に入ってきたことでしょう。現在でも、本市は、大都市に近接しながら、トンネルを抜けると緑豊かな心和ませる風景が展開する、大都市に働く市民にとっては、“わが家”に帰ってきたと実感できる地理的、自然的条件を有しています。また、永年住まわれている方や子どもたちにとっては、二上山を悠久のシンボルに戴く替わるところのない“ふるさと”であり続ける必要があります。

一方、大都市近郊に位置するということは、広域的な見地からすれば国民の豊かな生活に資する高い質の住環境を提供する役割がある、ということも事実です。

このような本市の位置する地理的、自然的条件からもたらされる本質的な役割に急激な変化はないと考えられます。

修正する位置づけと役割

しかしながら、今後10年程度の期間に限定して考えた場合の本市の位置づけや役割については、最近の社会動向や市民意識の変化、また市民の年齢構成の変化に応じた修正を加えるべきでしょう。

今回、実施した市民意識調査では、大勢としては、「都市化の進行」に歯止めをかけ、「緑豊かな環境の中で生涯をゆったり暮らせる」方向に市民の意識がシフトしていると考えられます。

また、市民の年齢構成は、過去数年間の変化の傾向が継続すると仮定すれば、今後10年程度の間に、高齢者と15歳未満の子どもがいるファミリー層が多数派を占めるようになると予測することができます。

このような市民の意向や年齢構成を反映した本市の新しい位置づけと役割を考えた場合、“わが家”や“ふるさと”としての役割に重心を置き、大都市圏の住宅供給地としての役割は背景に退かざるを得ないでしょう。

すなわち、今後本市は、いつ帰ってもやさらぎといつくしみを携えて迎えてくれる安心の“わが家”としての役割、ならびに終の住処（ついのすみか）としてまた思い出を育む場所としての永遠の“ふるさと”としての役割を強調する必要があります。

一方、子どもたちが成長していくにつれ、まちのよそおいが整い華やかさが増していく楽しみもまた重要です。また、20歳代の若者層をも呼び寄せるような、活気も兼ね備えたまちづくりを行い、どのような側面をとっても誇りを持って語れる“わが家”や“ふるさと”としての位置づけと役割が求められていると言えるでしょう。

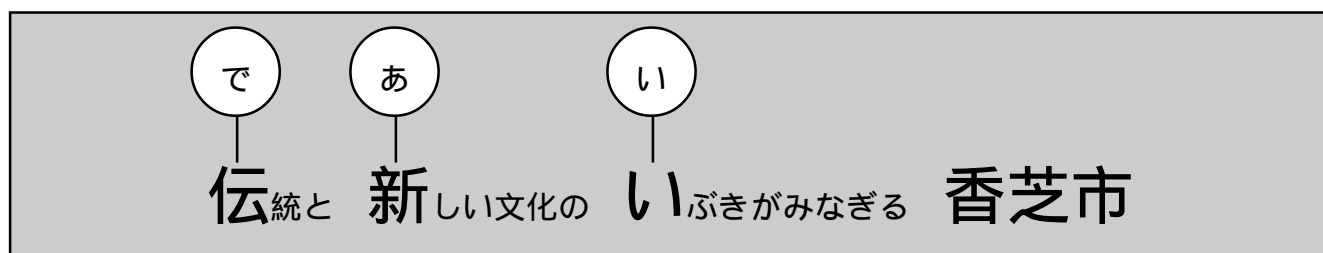
広域的な位置づけと役割

これに加えて、本市は大阪と奈良を結ぶ古くからの交通の要衝に位置し、奈良県の西の玄関口として、地域住民はもとより、県内外の発展にも寄与してきました。その結果、本市域には鉄道や幹線道路が整備され、県内屈指の広域交通網が形成されています。

しかしながら、今後もこのような役割を果たしていくには、広域的な必要性に応えた広域交通網の改善をさらに強力に推進する必要があります。また、地方分権の流れの中でこのような役割を担うには、総合的広域行政の対応が必要であり、国や県または近隣自治体間の連携をさらに推進する必要があります。

広域行政については、交通網の改善のみならず、医療・福祉や廃棄物処理等の面についても、広域の見地から地域住民の最小負担で最大受益を実現する役割が求められています。

．まちづくりの基本イメージ



本市は、二上山をシンボルに仰ぎ、緑したたる丘陵や所々に残る田園風景など、古代の“葛城国”や“たたなづく青垣”を想像させるに足る環境を残しています。

一方、市内には3本の鉄道路線に7つの駅、高速道路のインターチェンジ、整備の進む幹線道路網があり、奈良中和西部のニュータウン地域の一翼を担っています。本市は、このような都市的躍動が感じられるところでもあります。

このような本市の特性を考える場合、一対の概念の対照が有効と考えられます。

ひとつは、古代の“葛城国”や“たたなづく青垣”を想像させる二上山などの山や丘陵の“緑”、また高齢者を中心に見られる生涯を安心してゆったり暮らせる“まち”であってほしいという思い、そして各々の集落に培われてきた伝統的な生活や文化、といったゆったりと時間が流れるイメージの概念です。

もうひとつは、発達した鉄道網や高速道路、若い年齢層を中心とする都心的なにぎわいや活動の利便性などへの希求、またニュータウンにおける新しい文化活動、などきびきびとした動きが感じられる概念です。

これら二つの概念は、対立するものではないにしても、両立が困難なものであることは確かです。これら二つの概念を空間的に明確に区分することが、合理的な考え方ですが、現実の“まち”は、これら二つの要素が同一地域に重なっている場合が多いと言えます。その結果さまざまな摩擦が生じ、市民に「安心・満足・希望」を提供することが困難になっていることが多いと考えられます。このような困難を克服し、これら二つの概念が並存し、共鳴するようなまちづくりが求められていると言えるでしょう。

平成4年策定の香芝市総合計画「かしばプラン2001」では、急激な宅地開発によって本市独自の歴史的・伝統的な特性や個性が失われつつあるという認識から、まちづくりの方針として、「今日まで培われてきた文化や生活様式・文化遺産を守りながら、新しい時代とそれに対応する個性あるまちづくりを進めていく。」としています。そして、まちづくりの基本イメージを、“伝統と新しい文化のいぶきがみなぎる香芝市”としています。

“葛城国”

古事記、日本書紀によると、古代に葛城地方を本拠にした大豪族「葛城氏」は、天皇家の外戚として大いに権勢を振るったとされ、もともと大和朝廷とは別の独立した勢力圏を持っていたと考えられている。

“たたなづく青垣”

古事記に、ヤマトタケルノミコトが、ふるさとを思い、“大和は国のまほろば……たたなづく青垣、山ごもれる大和しうるわし。”と詠んだとされている。

「かしばプラン2001」では、先に述べた二つの概念を“伝統”と“新しい文化”という二つの言葉が代表しています。また、これら二つの概念の共鳴を“いぶき（息吹き）がみなぎる”というフレーズに表現しています。これは同時に、本市を構成している、伝統を背負う市民と新しい文化を担う市民が、手を携えて共に高め合う力強い姿を象徴しているということもできます。

これは、本市の当面変わるところのないまちづくりの基本的理念であり、位置づけや役割の修正があっても、基本的に変える必要がないものと考えます。

このようなところから、今後のまちづくりの基本イメージについても、「かしばプラン2001」を継承して、

“ 伝統と新しい文化のいぶきがみなぎる香芝市 ” とします。

．将来の人口

【人口の動向】

本市の人口は、平成9年8月には6万人を突破し、奈良県内では奈良市、橿原市、生駒市、大和郡山市、大和高田市、天理市、桜井市に続く8番目の人口規模となっています。

これまでの人口増加を概観しますと、昭和45年に2万人、昭和52年に3万人、昭和58年5月に4万人、昭和63年11月に5万人に達しており、人口の加速度的増加が見られましたが、最近になってそのような傾向も終息したと考えられます。

最近10年程度の人口の動向は、4～5年ごとに増加の傾向に変化が認められます（図-1）。昭和62年度～昭和63年度は年間に2,000人以上の人口増加がありましたが、平成2年度～5年度にかけては年間1,000人以下の増加にとどまっています。平成6年度以降は年間1,000人から1,500人前後と増加傾向に回復が見られます。

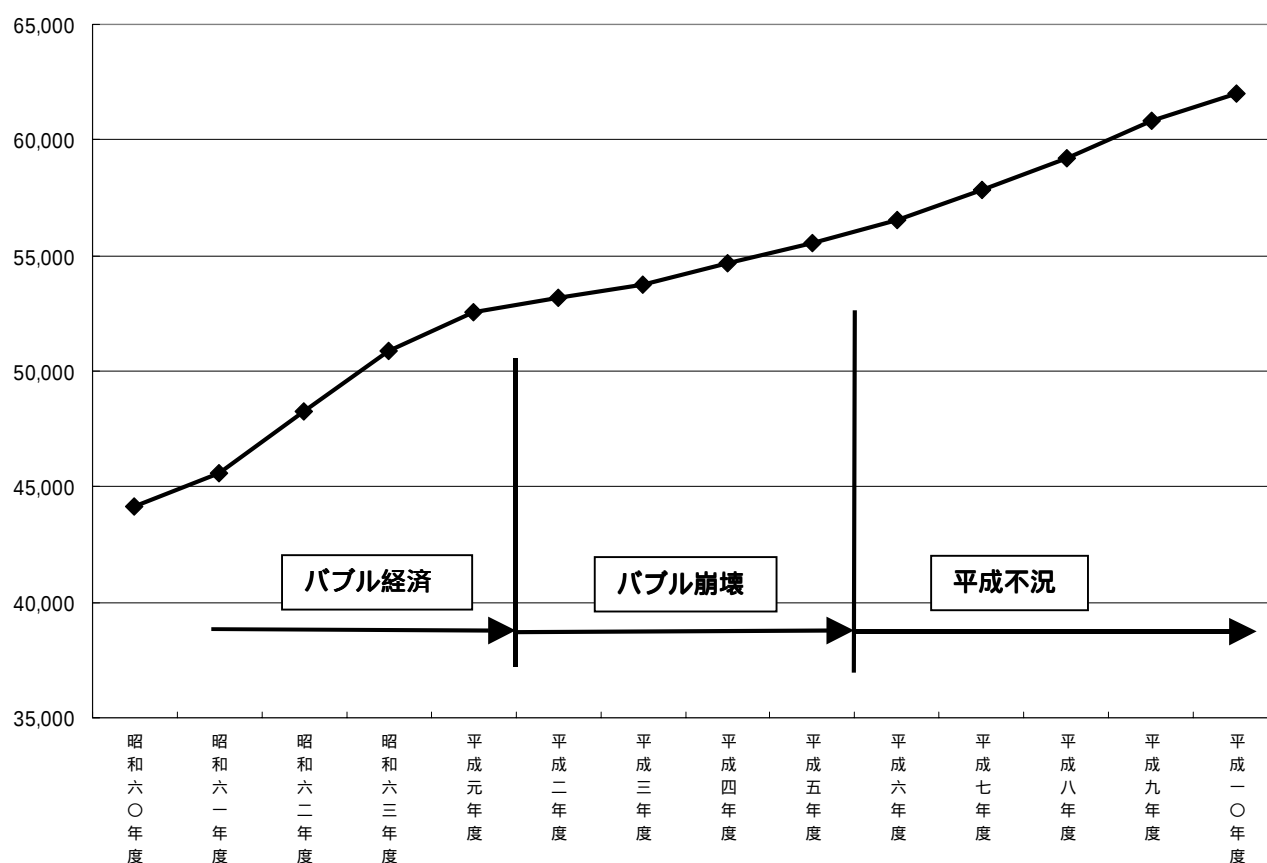


図 - 1 人口増加の推移

【将来人口】

本市の将来人口を仮定するにあたっては、最近4～5年の増加の傾向が続くとした上、今後新たに高山台、五位堂駅北側において土地区画整理事業による宅地供給が予定されているため、若干の上方修正を行いました。

その結果、平成17年度（2005年度）に、72,000人、本計画の目標年度である平成22年度（2010年度）には、81,000人に達するものと推測しました。

平成17年度（2005年度）

72,000人

平成22年度（2010年度）

81,000人

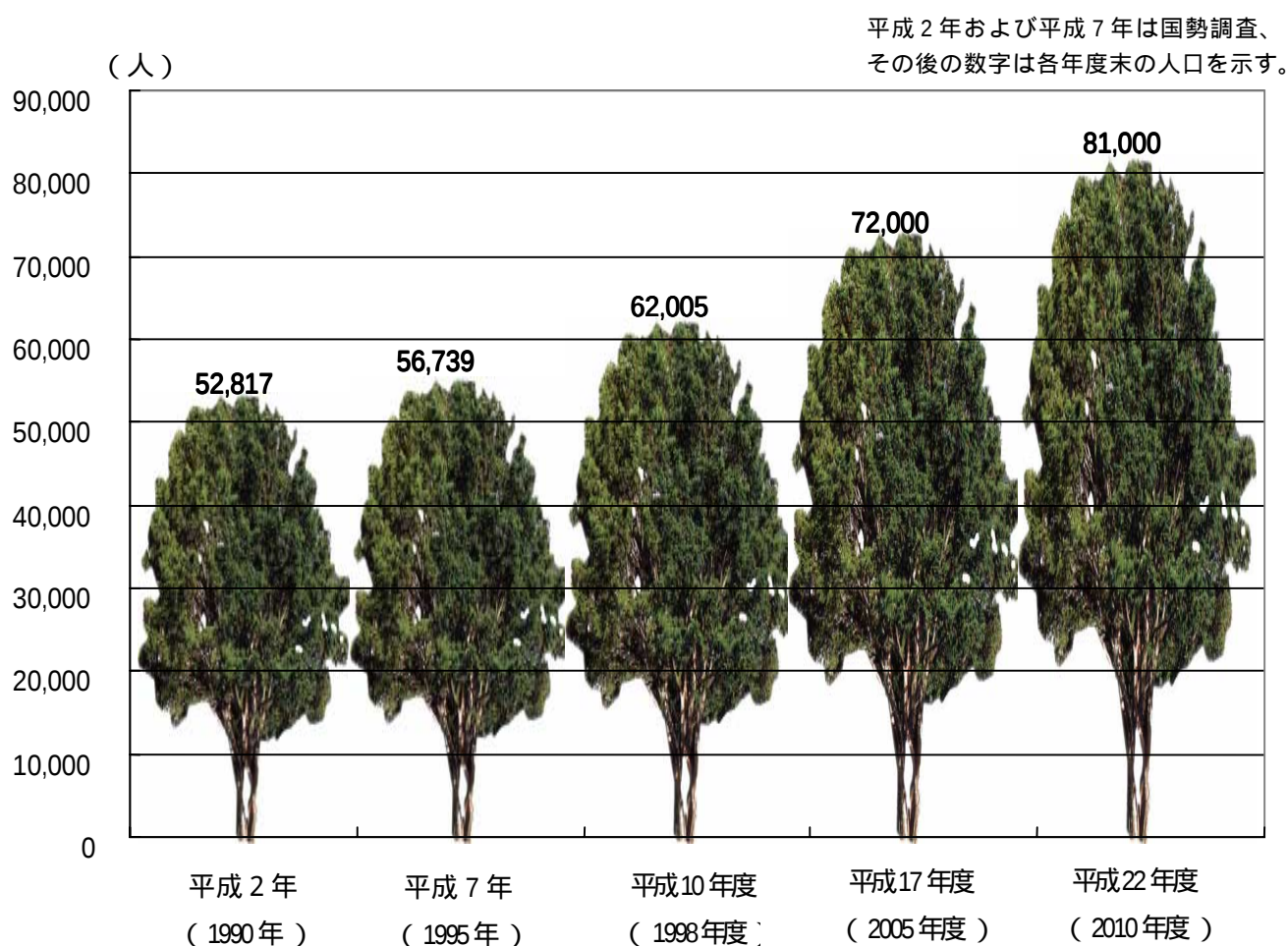


図 - 2 将来人口

．土地利用基本方針

【現況】

本市は、交通の利便性に恵まれ、宅地開発が盛んに行われてきた結果、丘陵部の大規模開発や田園地帯の散発的宅地化による、“緑”の喪失を被ってきました。

また、田園地帯の散発的宅地化は、基幹的な都市基盤がないまま、住宅と農耕地が混在した状況をもたらし、市街地環境面でさまざまな弊害を生んでいます。

一方、本市は人口の増加に伴い、駅前に商業地域等都市的土地利用を設定するなど都市計画上の準備を整え、駅前広場整備事業なども実施してきましたが、市民の間には本市の“都市的魅力”についての不満も見られます。

このように、貴重な“緑”の喪失の代償としての“都市的魅力”の創出が未だ不十分な状況が本市の現実と言えます。



【基本方針】

“都市的魅力”の創出と“緑”の保護、回復を図ることにより、ゆとりと利便性、落ち着きと活気がめりはりの利いた形で共存する“まちづくり”をめざします。

○商業地域等における都市的土地利用の促進

商業地域、近隣商業地域に指定された地域については、都市的にぎわいや活気を導入するような土地利用を促進する。特に本市の中心市街地と位置づけられる地区については、土地の高度利用を図り利便性を増進させる。

○市街化調整区域の環境保全

市街化調整区域は、市街化を抑制する区域という趣旨を厳守し、丘陵部や田園地帯の緑を守る。都市計画道路についても環境への影響を慎重に考慮して、重要性の高いものから順次整備する。

○市街化区域内における土地利用の混在の整序

市街化区域内において住宅等の宅地と生産緑地等の農耕地が混在している地区については、面的整備により基盤整備と土地利用の整序を同時に行う。その際、既成市街地に不足している公園・緑地の整備を優先する。

生産緑地

市街化区域内にある農地の持つ生活環境面での役割を積極的に評価して、都市計画として位置付けるもの。

【ゾーン別整備方針】

市街化区域内の各ゾーンおよび市街化調整区域の整備方針を次のように定めます。

○集落ゾーン

寺社を中心に形成されてきた集落の歴史的な構成や雰囲気を守り育てながら、道路の拡幅、下水道の整備等生活基盤の整備を進める。また、集落ごとの祭礼等の伝統や特徴を生かしたまちづくりを進める。

○駅前ゾーン

市内の7つの駅前は、都市計画上いずれも商業地域または近隣商業地域に指定されており、都市的土地利用の準備は既にできている。五位堂駅北側、近鉄下田駅南側、二上駅北側に続き関屋駅北側、二上駅南側でも駅前広場の整備が着手されているが、残る部分の広場整備を図ると同時に、駅前の利便性を高め、都市的魅力を高める施設整備についても促進を図る。

○ニュータウンゾーン

ニュータウン独特の計画的に配置された公園・緑道のアメニティを高め、近隣商業施設の利便性を向上させるなどにより、ニュータウンの魅力を増進して需要を喚起し、住宅の計画的供給を促進する。また、ニュータウンの清新な文化的土壌を生かしたまちづくりを進める。

アメニティ

快適さ、便利さ。特に都市生活において、その生活環境の安全性、機能性など基本的な要素のうえに、緑や景観その他快適性を増す要素、またはそれらの構成全体を総称して言う。

○住宅と農耕地が混在しているゾーン

市街化区域内でミニ開発団地等の住宅と生産緑地等の農耕地が混在しているゾーンについては、面的整備により基盤整備と土地利用の整序を行い、ミニ開発団地をひとつの計画的な住区に見立てるなど、まとまりのあるまちづくりを進める。また、農耕地については生産緑地のまとまりを確保して生産性を高めるとともに、市民農園としての利用も促進し、市街地内の貴重なオープンスペースの活用を図る。

○住宅と農耕地に加え工場等が混在しているゾーン

工場等が混在しているゾーンについては、住宅と工場等の近接により騒音等のトラブルが発生しないような指導を十分に行う。

オープンスペース

特に都市の中の公園、広場、河川敷などの広々とした空間のこと。

○主要幹線道路沿道ゾーン

中和幹線等の主要幹線道路整備が進行しているゾーンについては、土地利用の転換が急激に行われる可能性があるため、適切な土地利用の誘導を図り、本市のシンボルロードにふさわしい商業機能の誘導等の沿道整備を進めるとともに、周辺地区の基盤整備を並行して進めるなど、周辺地区を含めたまちづくりを図る。

○市街化調整区域

市街化調整区域の開発抑制の原則を尊重し、周辺の丘陵や田園との調和を優先した環境整備を進める。

シンボルロード

都市の中心的位置を占め文字通り都市のシンボルとなるような街路のこと。郷土色豊かな並木の形成、広幅員歩道の整備、電線類の地中化などを必要に応じて組み合わせながら、都市の顔にふさわしい質の高いシンボルロードの整備を推進する建設省の事業制度もある。

付表 - 1 香芝市用途地域一覧表（平成 11 年 3 月 19 日現在）

区 分		面積 (ha)	構成率 (%)
市 街 化 区 域	第 1 種低層住居専用地域	134.6	10.8
	第 1 種中高層住居専用地域	277.6	22.3
	第 2 種中高層住居専用地域	12.1	1.0
	第 1 種住居地域	644.1	51.8
	準住居地域	7.2	0.6
	近隣商業地域	39.4	3.2
	商業地域	31.4	2.5
	準工業地域	96.4	7.8
		1,242.8 (51.29%)	
市街化調整区域		1,180.2 (48.71%)	
都市計画区域		2,423.0	

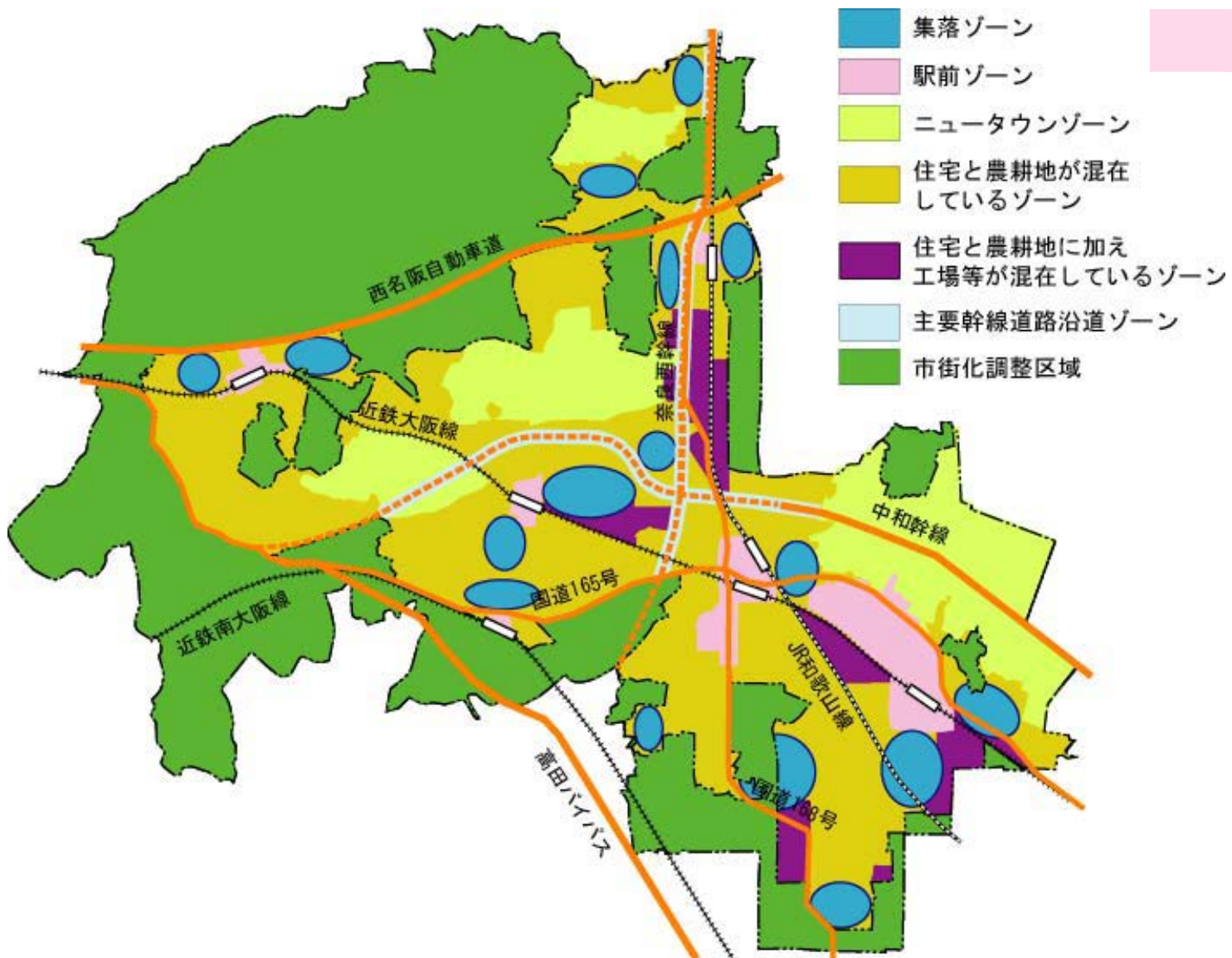


図 - 3 土地利用のゾーニング

第2篇 施策の大綱

都市像を実現するための5つの「まちづくりの基本目標」およびそれに基づくそれぞれの施策方針を定めます。

伝統と新しい文化の いぶきがみなぎる香芝市

まちづくりの基本目標



であいと参加を広め
新しい文化を創造
するまち
(住民協働都市)



伝統を生かす
快適で活力のあるまち
(快適空間都市)

自然と共生する
安全で美しいまち
(環境安全都市)



ゆとりとやすらぎのある
元気あふれるまち
(健康福祉都市)



心豊かな人を育て
生活の豊かさが
感じられるまち
(生涯いきいき都市)



・自然と共生する安全で美しいまち



市民意識調査からも、本市の緑に恵まれた環境によせる市民の愛着は深いものがあることがわかります。20歳未満の若者を中心に地球環境への高い関心も見られます。これは、地球環境に関する全地球的な関心の高まりやダイオキシン等による身近に迫った環境汚染の危機感等から当然のこととも言えます。

一方、阪神・淡路大震災の惨禍は記憶に生々しく、台風や集中豪雨は毎年のように被害をもたらします。このような自然災害に備えた準備も着々と進める必要があります。

このように、自然環境を保全しつつ、自然災害の脅威を人為的に取り除いていくという一見矛盾した課題に直面した場合、これを解きほぐすキーワードが“共生”という考え方であると言われています。開発や自然災害へ

の対処にあたって、“自然”対“人間”という対立図式でとらえるのではなく、人間も自然の一部であり、人間活動も自然の営みの大きなサイクルの一部であるべきだとする“エコロジー”の考え方に立つものです。具体的には、開発にあたっての環境影響評価の実施、人間活動の結果生み出される製品や廃棄物を再利用したり、自然に還元するリサイクル運動が代表的なものと言えるでしょう。

地球環境への貢献という広い視野に立つとともに、本市の“緑”を再生し、良好な住宅地としての環境を損なわないようにしながら、地震や大雨などの自然の脅威に対しても備えを怠らない姿勢、つまり“共生”の思想を計画に生かすことにより、結果として美しい“まち”を実現することを目指します。



環境安全都市



三つの基本施策

すがすがしい生活環境
の形成

二上山をはじめとする“青垣”から流れ落ちる岩清水のすがすがしいイメージを共有しながら市民の身近な生活環境を改善するとともに、地球環境にも貢献するまちづくりを行います。

緑の保全・再生・整備

金剛生駒紀泉国定公園をはじめとする丘陵部の緑、および二上山の山裾に育まれてきた田園風景を保全するとともに、緑の少ない市街地に公園や緑地を整備します。

防災と安全対策の充実

阪神・淡路大震災のような大地震や、台風や集中豪雨に備えた自然災害に強いまちづくりを進めると同時に、交通事故や犯罪など市民生活を脅かす人為的脅威に対しても安全なまちをめざします。

・ゆとりとやすらぎのある元気あふれるまち



本市は、ニュータウンの開発等に伴う“子育て層”の流入により人口規模を拡大した“若いまち”でした。しかし、いま、これらの人々が高齢化の入口に立っています。こういった年齢層の人々は、将来の生活に対する不安を抱えています。それが消費の抑制にもあらわれ、経済不況の大きな要因になっているという説も有力です。いまや高齢者自身やその家族の不安を解消もしくは軽減するだけでなく、市民各層に「安心・満足・希望」を提供することが必要になっています。そのことが著しい少子化の解消にもつながると考えられます。

幸い、総合福祉センターのオープンにより、本市の保健・福祉に係る組織や福祉活動支援機能が一カ所に集約され、効率的に機能する“装置”が用意されました。また、介護保険制度の運用開始により、福祉サービス提供の新たな仕組みや財源も準備されようとしています。

今後は、これらの条件を十分活用し、総合福祉センターに集合した組織が横の連絡をより密接にするなど、保健・福祉に関する総合力を発揮できる“システム”をつくりあげ、市民にゆとりとやすらぎを提供し、誰もが元気あふれる“まち”を実現することを目標とします。



健康福祉都市



三つの基本施策

信頼と安心の福祉
の充実

“安心して子どもを産み
育てることのできる”
社会の実現

市民の健康の確保

市民の信頼を得ることができる福祉サービスを総合福祉センターを中心に展開し、高齢者など介護や公的扶助を必要とする市民やこれから高齢化を迎える市民が安心して暮らせるまちをつくります。

少子化社会の進展に対応して、子育て支援を充実させ、安心して子どもを産み育てられる環境を整備します。

市民の要望の多い医療施設の整備を図るとともに、疾病の予防対策を充実させ、健康な市民生活を守ります。

心豊かな人を育て生活の豊かさが感じられるまち



市民が生涯を通じて、向上心を持った幅広い活動を行うことは、高齢社会における明るい未来の展望や経済の活力維持といった面で重要です。また、そのような環境が整えられていれば、青少年が学習に対して息の長い考え方をすることができ、豊かな心の醸成に効果があるとも考えられます。

すべての市民が、このような向上心を生涯にわたって持ち続けられることを目標に、心身両面でいつでも、どこでも、誰でも学習できる環境を整備します。

特にスポーツの面では、サッカーのワールドカップ開催やオリンピック誘致など、関西のスポーツイベントも盛り上がりを見せると予想されます。これらの機会をとらえ、香芝市の「香る芝」を体現するようなグラウンドを備えた総合スポーツ公園を核に、総合体育

館等の既存公共施設や民間スポーツ施設をネットワークした利用者に便利なスポーツ環境の形成を図ります。同時に、スポーツ少年団活動、高齢者や障害者のスポーツ活動を含む広範な市民層のスポーツ活動を後押しし、青少年の健全な育成や、元気な高齢者社会の実現など、市民の心と身体健康の増進を目標とします。また、これにより、市民各層のいきいきとした交流を促進します。

また、学校教育の面でも、児童・生徒が向上心を持った幅広い活動を、心身両面で行えるような環境を整備します。特に、情報化、国際化など今後ますます進展が予想されるニーズに応えた人材の養成を進めるとともに、地球環境や人権、介護などにも思慮深い心の豊かな人間性の醸成を図ります。



生涯いきいき都市



三つの基本施策

市民誰もが楽しめる
スポーツ環境の整備

市民誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境を整え、スポーツを通して市民の健康と地域のふれあいを増進します。

生涯をとoshした
学習環境の整備

生涯を通じて向上心を持ち続けられる刺激に満ちた学習環境を整備し、市民個々人がそれぞれにいきいきと毎日を送れるまちをめざします。

心豊かな人を
育てる教育

時代の変化に即応した学校教育を行うと同時に、いつの時代でも変わらない豊かな心を育む教育を行います。

． 伝統を生かす快適で活力のあるまち



本市の将来像について、20歳代の若い年齢層を中心に都心的なにぎわいや教育・文化機能の充実、活動の利便性など“都市”のイメージが支持されています。駅を中心とした拠点では、本市に不足する都市的生彩を放つ施設の誘導を図り、若者にもアピールするまちづくりを行う必要があります。また、計画的に開発された新市街地に比べ、道路・公園等の公共施設の整備や合理的な土地利用の面で立ち後れている既成市街地では、防災面や高齢者など「交通弱者」にも配慮した面的整備や公共施設整備を進める必要があります。

一方、本市には、“太子道”など古代文化の遺跡が存在するほか、各々の集落には、長年培われてきた伝統的な生活や文化が残っています。これらの文化を内包する“田園”風景は、“たたなづく青垣”を想像させる二上山などの山や丘陵の“緑”とともに、ニュータウンの現代的な風景と対照をなして、いまでも本市の大きな特徴となっています。また、ニュータウンも歴史を刻んでおり、本市の“伝統”の一部になりつつあります。

こういった本市の“伝統”を生かした駅前整備や既成市街地の整備を行うとともに、自立的な都市構成の達成を目標に、“住み”“働き”“憩う”三拍子そろった快適で活力のある“まち”をめざします。



快適空間都市

伝統を生かす快適で活力のあるまち



三つの基本施策



本市の恵まれた交通条件を生かすため、道路など公共施設の整備充実とともに、都市的魅力を高める駅前整備などをさらに推進します。



計画的に開発された大規模な市街地に比べ、道路、公園などの基盤施設が不十分な既成市街地では、防災性向上や快適な環境の整備と同時に、人にやさしいまちづくりの観点からも基盤整備を含めた再構築を図ります。



住宅都市として発展してきた本市ではありますが、恵まれた交通条件や自然環境を活用した活力ある産業の振興を図り、バランスのとれた都市の形成をめざします。

.であいと参加を広め新しい文化を創造するまち



長年わが国の繁栄を支えてきた社会システムの構造疲労が指摘され、行政改革、財政改革等の諸制度の根本的構造改革の必要が唱えられてきました。すでに先進国の仲間入りを果たして久しいわが国が、従来の追いつき追い越せ型の社会システムを見直し、新しい文化やシステムを先導的に創造していく必要があることが認識されてきたためと考えられます。そのために、国民により身近な政治、行政が必要とされる今日、その重責の大きな部分が地方自治体に課せられ、地方分権が推進されようとしています。

このような趣旨を実現するため、市役所の役割を“最大多数の市民による最大限の市政への関与を支えるサービス産業である。”と明確化して、情報公開を推進するとともに市民の交流機会を広げ、市民個々人がさまざまな方法で市政に関与し、新しい文化を創造していくことができる土壌をつくりあげます。

また、そのような情報公開や市民の交流の中で基本となるべき人権の扱いについては、行政が啓発および擁護の先頭に立つことが必要です。

同時に、家庭、地域、職場などあらゆる分野へ男女の参画を促進し、男女が協力し、支えあいながら共に責任を分かちあう、男女共同参画社会実現に向けての環境整備に努めます。



住民協働都市



三つの基本施策

地域文化の創造

歴史と伝統文化を顕彰し、地域への愛着が生まれるような環境を整備するとともに、創造性を発揮できる新しい文化の面でも市民の活動を援助します。

明るく開かれた社会の実現

人権意識の高揚を通じて明るく開かれた社会の実現をめざします。

また、男性と女性の協働による、より暮らしやすい社会の実現をめざし、行政として可能な基盤整備や情報提供サービスなどの施策を展開します。

地方新時代に備える施策の推進

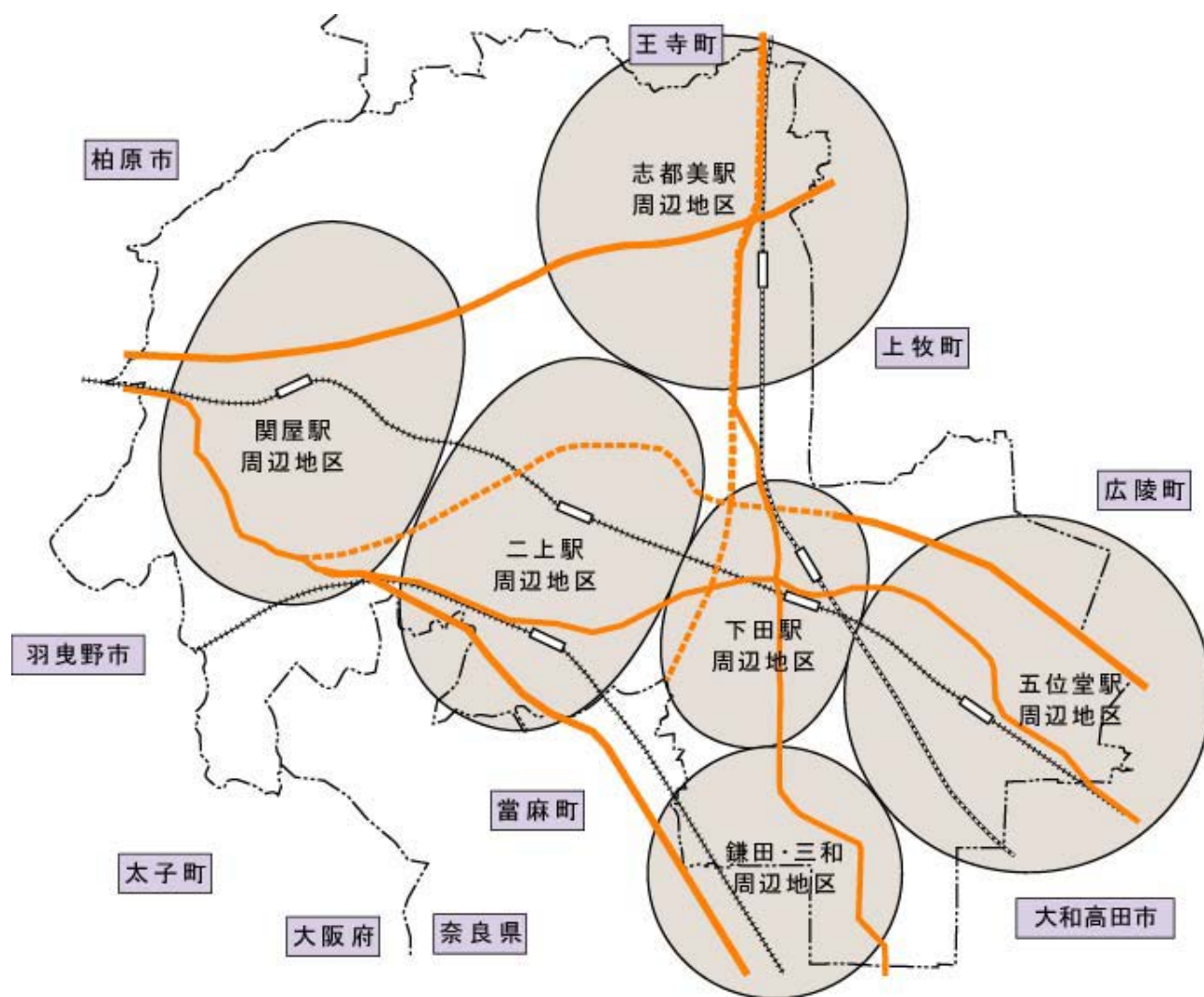
市民と行政の協働によるまちづくりを行うにあたり、その基盤となる情報の共有を図るため、透明で開かれた市政を推進します。

また、地方分権の進展に対応して、柔軟で効率的な市政を実現し、地方分権の成果を市民に提供します。

第3篇 地区別整備方針

「かしばプラン2001」を踏襲し、駅を拠点とした次の6つの地区に区分して、それぞれの地区の整備方針を定めます。

各地区の整備方針については、「かしばプラン2001」に定めた方針を、現況の評価の上に立って今後の展開を図るものとします。展開にあたっての具体的施策については、「基本計画」において述べるものとします。



○下田駅周辺地区

「かしばプラン 2001」に定めた整備方針

駅前地区を中心に整備を進め、行政・文化機能をはじめ本市の複合ターミナル拠点地区として、中心市街地にふさわしいまちづくりと住宅地の整備を進める。

現況

市庁舎に加え、郵便局、消防署、さらには総合福祉センターが新たに設置され、ふたかみ文化センターを合わせた行政文化ゾーンを構成する施設の整備が進捗した。また、近鉄下田駅南側では、駅前広場および自転車駐車場が完成、国道168号の拡幅整備も行われ、中高層集合住宅や商業施設の進出が見られる。JR下田駅については、大阪難波までの直通列車の運行が開始されるなど、利便性の向上による乗客数の伸びが見られる。

また、中和幹線の整備に合わせて都市計画道路磯壁北今市線の整備が、行政文化ゾーンを縦断する形で予定されており、今池の親水公園化を含め市庁舎周辺の都市施設整備はおいに進捗するものと期待できる。

しかしながら、近鉄下田駅北側からJR下田駅にかけての鹿島神社を含むエリアの都市基盤整備ならびに環境整備については進捗が見られない。また、一部公共バスの運行はあるものの、駅前広場を基点としたネットワーク化にはいたらず、当地区を本市の複合ターミナル拠点地区として認知するには困難な状況である。

今後の展開

近鉄下田駅からJR下田駅にかけてのエリアは、鹿島神社などの歴史的雰囲気を生かしつつ、行政文化ゾーンにも接した本市の中心的位置にふさわしいまちづくりを行う。

また、集積の進んできた行政サービス機能、文化・福祉機能の活用を促進するため、本地区を中心としたバス交通体系の確立を図る必要がある。

行政文化ゾーンについては、今池親水公園を拠点に磯壁北今市線の歩道環境整備を軸として、市民に親しまれる豊かな水と緑のネットワークの形成を図る。



○五位堂駅周辺地区

「かしばプラン 2001」に定めた整備方針

本市唯一の急行停車駅を核とする地域であるとともに、新たな地域核たる当地区を本市の東部拠点地区として位置づけ良好な住環境の整備を図り、また駅隣接地では商業地の整備を図る。

現況

五位堂駅の北側においては、五位堂駅前北第一地区の土地区画整理事業が完了し、バスターミナルを備えた駅前拠点地区として基盤整備が完成した。

しかしながら、商業・業務機能としてのターミナル立地型の総合的な駅前商業地の形成や民間活力を生かした新しいタイプの文化機能の育成については、具体的な事業段階にはいたっていない。

五位堂駅の南側においては、駅前広場の都市計画決定はなされているが、事業化にはいたっていない。

真美ヶ丘ニュータウンでは地区センターが完成し、商業施設や文化施設の充実が図られている。

今後の展開

五位堂駅周辺は本市の東部拠点地区でもあり、業務商業文化施設の立地を強力に促進して、中心市街地の形成を図る。

新たにスタートする五位堂駅前北第二地区の土地区画整理事業では、葛下川の環境整備など良好な住環境を確保すると同時に、五位堂駅前から連なる都市的景観をつくりあげ、本市の新しいイメージの形成を図る。

五位堂駅の南側では、駅前広場整備を推進するとともに都市計画道路の整備を図る。また、これらの事業と連動して、五位堂駅南側における生活道路の幅員確保等に向けた施策の具体化を進める。一方、JR 五位堂信号所を駅として整備する方向で JR と協議を進める。

真美ヶ丘地区では良好な住環境を保ちつつ文化機能の充実に努める。



○二上駅周辺地区

「かしばプラン 2001」に定めた整備方針

近鉄二上駅と二上山駅を有し、複数の土地区画整理事業が実施されている当地区では、田園環境と新興住宅地との調和を図りながら魅力ある駅前拠点地区の整備を進める。

現況

二上駅では、北側駅前広場の整備に続き、南側駅前広場も完成に近づいている。

旭ヶ丘地区については、基盤整備は完了したものの、住宅建設は当初予定通りの進捗を見るにはいたっていない。

高山台地区については、基盤整備が進行するとともに、良好な住宅地の整備を目的とした地区計画も決定され、住宅建設の段階に入ろうとしている。

今後の展開

近鉄大阪線以北については、中和幹線に沿った沿道サービス型業務施設の立地促進を図ると同時に、歴史街道である“太子道”についても整備を図り、古代のロマンの香り漂うまちづくりにも努める。旭ヶ丘地区については、住宅建設の進捗を促進する。

近鉄大阪線以南の高山台地区以外の区域については、二上山に連なる田園風景を維持しつつ、良好な居住環境の形成と都市近郊型農業の確立を図る。

高山台地区については、地区計画に沿った良好な住宅地の形成を促進する。

二上駅については、旭ヶ丘地区や高山台地区の住宅整備に伴う乗降客の増加に対応して、バス路線の乗入れや駐車場の整備を推進するとともに、そのような交通ターミナルにふさわしい業務商業施設等の立地を促進する。

二上山駅については、駅前広場の整備を推進する。



○関屋駅周辺地区

「かしばプラン 2001」に定めた整備方針

自然を生かした香芝総合公園の整備が進められ、その近くに天然記念物「屯鶴峯」の自然景観が広がる当地区は、豊かな自然環境にいだかれた文教・住宅地区として整備を進める。

現況

関屋駅北側の駅前広場整備は完成に近づいているが、文教・住宅地区の玄関にふさわしい商業施設等の駅前拠点機能が不足している。

香芝総合公園については、総合プール地区の完成を見たものの、それ以外は具体的な事業段階にいたっていない。屯鶴峯については、このような状況から観光資源としての活用が十分には図れていない。

今後の展開

文教・住宅地区としての良好な環境を保全するとともに、関屋駅前については、これにふさわしい駅前広場の整備と商業文化施設の立地促進を図る。

香芝総合公園およびその周辺については、屯鶴峯の景観を活用した観光拠点の整備を図る。



○志都美駅周辺地区

「かしばプラン 2001」に定めた整備方針

西名阪自動車道を活用した流通業務の拠点の形成を図り、田園環境と調和した良好な住宅地区として市街地の形成や住環境の整備を進める。

現況

国道168号沿いでは、沿道サービス型業務施設の進出が見られる。

本地区には朝市に出荷する農家が多く、都市近郊型農業のひとつの展開のあり方として注目される。

JR志都美駅西側の駅前広場の計画については、進展にいたっていない。

今後の展開

JR志都美駅西地区については、駅前広場の整備を推進するとともに、国道168号（奈良西幹線）の整備事業の進捗を図り、地区の核となるような土地利用を促進する。また、これに連なる奈良西幹線沿道において、沿道サービス型業務施設の立地を促進する。

当地区西部丘陵地において、自然環境を生かした総合的な土地利用の計画を図る。

香芝インターチェンジを活用した流通業務拠点の形成を引き続き検討していく。

また、良好な居住環境の形成と都市近郊型農業の確立を追求する。



○鎌田・三和周辺地区

「かしばプラン 2001」に定めた整備方針

高田バイパスなどを生かした流通業務の拠点の形成を図り、市街地と農地が調和した田園住宅地区として生活道路や生活利便施設の整備を進め、住環境の充実に努める。

現況

礒壁新在家線の整備が事業段階に入っているが、高田バイパスのインパクトを生かした礒壁新在家線沿いの流通業務拠点構想は具体化されていない。

一方、国道 168 号沿いにスーパーマーケットが進出し近隣商業機能は充実した。また、農地の宅地化等により、ミニ開発団地等の建設が進んだと考えられ、鎌田幼稚園では園児数の増加を見ている。農地については、狐井地区において市民農園が実現するなど、宅地化とは異なる動きもある。

今後の展開

二上山に連なる田園風景を維持しつつ、良好な居住環境の形成と都市近郊型農業の確立を追求する。

高田バイパスのインパクトを活用した礒壁新在家線沿いの流通業務拠点構想の具体化を図る。



第4篇 重点施策



めざすべき都市像の達成に向かって施策を推進するにあたり、特に重点的に推進すべき施策として次の4点を重点施策として位置づけます。

- .「総合スポーツ公園」を核とした「市民誰もが楽しめるスポーツ環境」の創造
- .「リサイクル」の考え方に基づく「環境にやさしい生活」の創造
- .「総合福祉センター」を核とした「みんなで支え合う社会」の創造
- .「駅」を中心とした「都市的にぎわい」の創造

「総合スポーツ公園」を核とした 「市民誰もが楽しめるスポーツ環境」の創造

重点施策として実施する理由

スポーツは、活動に参加する人が増えれば増えるほど、市民の健康増進ばかりでなく地域の一体感の醸成や世代間の交流をも促進することができる。

本市は、スポーツ少年団活動等、従来からスポーツ活動の盛んな地域であり、そのような市民の活動に見合った施設の整備が必要になっている。このような施設整備と同時に、スポーツ活動の場の多様化と、誰でも気軽にスポーツを楽しめるシステムの構築を推進し、「生涯スポーツの世紀」と言われる 21 世紀のスタートにあたって、他の自治体の先陣を切る。



個別施策への展開

緑に恵まれた環境に包まれながら、市民誰もがくつろいだ雰囲気の中でスポーツに親しめ、ゆったりと憩いながら交流を進める場となる**総合スポーツ公園の整備促進**を図る。

この総合スポーツ公園を核として、学校体育施設の開放をさらに進めるなど、**既存スポーツ施設の活用**を図るとともに、このようなスポーツ施設を利用して、すべての市民がスポーツを楽しめるように、**スポーツ施設利用の活性化**を図る。さらに、幅広い年齢層がスポーツを通じて交流し、地域の連帯を深めることができるような“総合型地域スポーツクラブ”の育成を図ると同時に、指導者層の充実にも努めるなど**スポーツ活動団体の育成**を図る。

太字は基本計画で述べる個別施策の項目を示す。

総合型地域スポーツクラブ

単一の種目でなく、複数の種目を行っていること、青少年から高齢者、初心者からトップアスリートまでさまざまな年齢、技術・技能の保有者が活動している、活動の拠点となるスポーツ施設、クラブハウスを有していること、質の高い指導者を配置し、個々のスポーツニーズに対応した適切な指導が行われていること等の特徴を有した地域のスポーツクラブのことである。

「リサイクル」の考え方に基づく

「環境にやさしい生活」の創造

重点施策として実施する理由

地球温暖化やオゾンホール拡大の防止、海洋汚染の防止、熱帯雨林の保全等グローバルな環境課題に対する関心は、わが国においても高まりつつある。このような中で、地球環境への人為的負荷を最小限に留めようとする「リサイクル」の考え方が、重視されてきている。

本市においては、“悠久の”二上山をシンボルに仰ぐ緑豊かな環境の保全・再生を図りつつ都市的発展をめざしていくという課題があり、その解決にあたっては「リサイクル」の考え方が有効である。



個別施策への展開

地球温暖化等のグローバルな環境課題に対して、「リサイクル」の考え方に基づき、行政、企業、市民個々の責務の明確化を図るとともに協働して課題解決にあたる枠組みとして、**環境基本条例の制定とそれに基づく計画**を策定する。

これらの計画に基づき、**ごみのリサイクル**をはじめとして、エネルギーのリサイクルやエコロジーなどリサイクルの考え方が市民生活の中に定着し、**地球環境保全や省エネルギー・省資源対策への貢献**が少しでも可能なまちづくりを推進する。ごみの分別収集の徹底を図り、本格的なリサイクルセンターを整備するなど**ごみの減量化**を図ると同時に、ダイオキシン類の発生を抑える**ごみ焼却施設のリフレッシュ**やし尿等処理施設の整備を推進し、環境への負荷の極小化を図る。

また、屯鶴峯をはじめとする本市の緑豊かな環境の再生とともに、ため池を利用した親水公園の整備などの**水と緑の「ながれ」と「よどみ」の再構築**を図る。

太字は基本計画で述べる個別施策の項目を示す。



「総合福祉センター」を核とした 「みんなで支え合う社会」の創造

重点施策として実施する理由

21世紀の少子・高齢社会に備えた社会制度の改革が進展してきている。

その中で自治体の役割は、市町村による介護保険制度の運営など、ますます重要になってきている。本市においては、その役割を果たすにあたって中心的機能を担うべき総合福祉センターがオープンし、いよいよ福祉・保健・医療等の各分野を横断する本市の総力をあげた施策の展開が実施できる段階となっている。

個別施策への展開

総合福祉センターに集約された福祉関連各機関の連絡をより密接に行い、組織集約のメリットが発揮できる体制を構築するなど**総合福祉センターの機能の充実**を図り、上質で効率的なサービスを提供する。

介護保険制度については、福祉・保健・医療の各分野が連携をとりながら、福祉関連のNPO等**ボランティアとの連携**や民間在宅サービス事業者の活用を図り、各種のサービスを展開する。

また、介護保険の運用で培われる各分野の連携を各種福祉サービスの展開にも活用するとともに、これらのサービスを直接担う**地域福祉を担う人づくり**を推進する。

太字は基本計画で述べる個別施策の項目を示す。



NPO

自助の精神に立脚したボランティア活動を担う非営利組織のこと。Non Profit Organizationの略。NPOの活動の盛んな米国では、行政、企業と並ぶ第三の勢力として認知されている。わが国でも平成10年（1998年）に特定非営利活動促進法（NPO法）が施行され、このような組織が公共サービスに深く関わり、社会を取りまとめる重要な役割を担うことが期待されている。

．「駅」を中心とした「都市的にぎわい」の創造

重点施策として実施する理由

今後、本市が都市としての魅力を高めるためには、“都市的にぎわい”をもたらす業務商業施設の集積が必要である。そのためには、本市の特徴である市域にほぼバランスよく配置された駅を焦点として、駅前整備などの施策を推進し、集積を促進することが重要である。



個別施策への展開

各駅の機能自体については、橋上駅 化等、駅の両側からのアクセスの確保や、バリアフリー 化等を目的としたユニバーサルデザインの採用が必要である。また、市南部地区の市民の利便を図るため、新たに**JR五位堂信号所の駅昇格**を図る。

各駅を拠点とした周辺地区整備については、まず、駅前広場整備を推進すると同時に、緑化の推進や**サイン設置の推進**によるアメニティの醸成にも努める。

また、各駅を起点としたバス路線の誘致を図ると同時に、**都市計画道路等の整備**を図り駅へのアクセスを確保する。

駅周辺での行政サービス提供の検討や立体駐車場の確保など民間施設の集積の核となる事業を実施し、**駅前における業務商業施設の立地を促進**する。

太字は基本計画で述べる個別施策の項目を示す。

橋上駅

駅のホームをまたぐ橋状の構造物を作り、その中に改札口などの駅機能を設けるもの。駅の両側からのアクセスが可能となる。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となる段差などの物理的障壁が除去された状態のこと。

ユニバーサルデザイン

障害者、高齢者、健常者などの区別なく、誰もが分け隔てなく使える、通れる、住めるように商品、街、公園、家の設計、デザインをしようというもの。

ほつとスपोर्ट

2010年市民生活のイメージ

西暦2010年（平成22年）芝野カオル（仮名）さんは、二上山を見ながら育った「かしぱっこ」、しばらくふるさとを離れていましたが、最近10年ぶりに、また香芝市民に復帰しました。

カオルさんたちの暮らしぶりから、10年後のあなたの生活もちょっと想像してみませんか。



日曜日、カオルさん一家は「かしば環境クラブ」というNPOが行う“岳のぼり”に参加しました。10年ほど前に新しい法律ができて、この団体も法人として新たに発足したそうです。その後、NPOへの寄付金への非課税も実施され、今ではカオルさんの友人青山くんなど多くの人が働いています。“岳のぼり”はもともと伝統的な行事でしたが、これが二上山の空き缶ひろいの活動に変わり、だんだんと香芝市の“地球環境都市”宣言にちなんだシンボル事業として定着してきました。青山くんたちは、このようなボランティアに呼びかけるイベントやリサイクル製品の開発、販売ルートの開拓など、企業の採算に乗らない事業を市民に寄付を募って行っています。屯鶴峯の近辺には、「道の駅」ができて多くの観光客でにぎわっていますが、その中の情報提供コーナーでは、香芝市の観光情報とならんで青山くんたちの活動も紹介され、“地球環境都市”PRの一翼を担っています。

そんなボランティアの帰り道、カオルさん一家は最近の環境整備で凝灰岩の白と樹木の緑が一段とあざやかなコントラストを示す屯鶴峯を巡り、静かに水をたたえた公園の池のほとりでくつろぎます。ここはかつてのため池で、今は多くの市民が憩う親水公園として整備されているのです。大雨の時は、雨水を一時的に貯めて、大和川水域の洪水を防ぐ役目もあるそうです。

道の駅

都市間を結ぶ一般道路上に、休憩・案内情報などの施設を計画的に配置し、利用者の利便を図るとともに、地域の玄関口として整備していくというもの。地域の歴史、文化、自然の紹介、特産物の販売など、地域振興の一環としても注目されており、地元の創意工夫を生かした官民提携プロジェクトとして、建設省の道路整備に組み入れられている。

災害と言えば、あの阪神・淡路大震災に衝撃を受けて、自分で何かできないかと常々考えていたカオルさんが、話を聞いてすぐに申し込んだのが市の催した救急救命の講座でした。カオルさんは過労がたたって、心臓発作を起こして夜間病院に担ぎ込まれた経験もあります。そのとき一緒に講習を受けた夫の救命処置には、ただ感謝あるのみでした。カオルさんの方は、今のところ人の役には立っていませんが、いつでも誰かのためにお役に立てるという自信はつきました。香芝警察署が催す防犯キャンペーンにボランティアで参加するようになったのもそのせいでしょう。



カオルさんの父、安太郎さんは64歳、香芝市内のニュータウンに住んで30年が経ちました。4年前に大阪市内の会社を退職して、今は香芝市内の介護サービス会社に勤めています。いまは、奥さんと夫婦二人きりの生活ですが、ひとり娘のカオルさんが市内に引っ越してきて、“ちょっと安心かな”と内心は思っています。孫の心太郎くんたちと行き来する機会も増えて、このまちが、自分たちの世代だけではなく、子どもや孫たちの世代にも満足や希望を持てるようにと強く思う今日この頃です。

10年前から介護保険が導入され、安太郎さんの会社でも在宅介護サービスや、介護機器の販売・賃貸ビジネスに参入し、安太郎さんのように実際に高齢の親の介護を経験し、同時にビジネスとしての実務にも通じた人材が必要とされたのです。安太郎さんは、五位堂駅前のオフィスから市の公共バスを利用して総合福祉センターに通う機会も多くなっています。センターにはお年寄りが福祉や健康相談に、また温泉の利用にと、いろいろな目的で集まり、顔見知り同士も増え、そこここでのぎやかな談笑の輪が花開いています。

カオルさん一家は、なるべくカオルさんの実家に近い住宅を探していましたが、幸いファミリー向けの賃貸住宅が増えて、カオルさん一家も駅前に4LDKの賃貸マンションを借りることができました。この賃貸マンションには、カオルさん一家のような共働きのファミリー層の他にも、高齢者の方が夫婦で、あるいは単身で、たくさん住まわれています。それは、このマンションはもちろんのこと、駅やそのまわりの商店街などの生活利便施設にユニバーサルデザインが徹底されていて、身体が不自由でも自力で動き回れるようになっているからです。遠出する気になれば、駅前からノンステップバスも出ていて、気軽に好きなところにも出かけられます。もちろん、新しくできた総合病院にも頻繁に便が出ています。

駅には保育所や市役所のサービスコーナーがあって、会社の行き帰りに幼児を預けたりいろいろな手続きができるので、留守をする不便や心配はなくなりました。カオルさんも子どもが3人いますが、勤めを辞めようと思ったことは一度もありません。



ノンステップバス

高齢者・身障者が乗降しやすいよう、在来型で85cm程度ある車両の床の高さを、一部分または全体について35cm程度と低くし、ステップなしで乗降できるようにしたバス。

カオルさんの長男心太郎くんは10歳、市内にある総合型地域スポーツクラブでサッカーを始めたところです。まだ練習について行けずにグラウンドにへたり込むことも多いのですが、そんな時にふと周囲を見まわすと、一瞬チームメートのあげる喚声が遠くなって、心太郎くんひとりだけがこの広い総合スポーツ公園にいるような錯覚に陥ります。



そんな時、心太郎くんはいつもの夢に浸ってしまいます。それは、クラブの看板にあたる「香芝サッカー倶楽部」がJリーグに昇格することと心太郎くん自身がその倶楽部に選抜されることです。それを思うと心太郎くんにも自然と力がよみがえってきて、チームメートがボールを追いかけている方向に猛然とダッシュをはじめたのでした。



心太郎くんがクラブでの練習を終えて、学校に寄ってみると、いつものとおり、安太郎さんの朗々とした声が響いています。学校の余裕教室が、安太郎さんたち演劇サークルの面々の稽古場になっているのです。学校が完全週休二日制になったこともあって、このような活動グループの数は増すばかりです。お年寄りの中には、学校に近接して設置されたデイサービスセンターとの掛け持ちで、一日の時間のほとんど全部を学校で過ごす人も出てきました。

先生の中には、学校が生涯学習の場になり、文字通り地域の中心になってからは、もちろん苦勞も増えましたが、いじめが確実に減ったと感じている人が多いようです。“学級崩壊”という言葉は、すでに過去のものとなりました。

安太郎さんと心太郎くんは、留学生がボランティアでやっている外国語教室と一緒に参加したあと、最近インターネットで発見した“面白ホームページ”の話題を交換しながら帰路に就きます。

デイサービスセンター

在宅介護サービスのひとつで、入浴や食事、その他身の回りのサービスを受けることができる。

最近、駅前に新しいショッピングモール（商店街）ができたので、カオルさんも勤め帰りにちょっと気になるブティックをのぞいてみたところ、黒いスーツに身を固めた店主らしい女性が親しげに近寄ってきます。よく見ると昔から顔なじみの洋品店のおばさんではありませんか。聞けば、ここには地元の商店もかなり入居しているとのこと。「新しい商売のやり方を勉強しながら毎日必死なのよ。」と話しながら彼女の表情には自信があふれていました。

香芝市内には、JR五位堂駅ができて、駅が8つになりました。すべての駅に駅前広場が整備されたと思ったら、最近では駅前に周辺地域の個性を競うような店やオフィスが建ち並びはじめ、タウン誌には「7つの顔を持つ都市」「レインボータウン（下田駅は2つで1つとしてカウントするらしい。）といった形容がよく見られるようになりました。特に五位堂駅、下田駅、二上駅の駅前には香芝市の交通の便利さと環境のよさが好まれてさまざまな業種のオフィスが進出しています。カオルさんも今は大阪方面に通勤していますが、今度転職するときはその中から選ぼうと思っています。

もっとも照明デザイナーであるカオルさんの一番の望みは、独立して自分のオフィスを構えることです。オフィスといってもはじめのうちは、自宅で開業したいと思っているカオルさんにとって、鉄道の便はもちろん、中和幹線や京奈和自動車道を介して各地の顧客と面談が容易な香芝市の立地は理想的にも思えます。

安太郎さんの楽しみは、休日に、家から少し離れた市民農園へ野菜や果物の世話をしに行くことです。市民農園のある場所は、しばらく前は、住宅と田んぼや空き地が入り乱れ、乱雑な印象があった地区でしたが、今は住宅地区と耕作地がきっちりと分けられ、安太郎さんはいつもここに来るとすがすがしい気持ちになります。折々に開かれる青空市場では、プロの農家のつくった野菜とならんで安太郎さんの丹精込めた“作品”も売りに出されます。各地区の市民農園ごとにプロの農家の指導があり、青空市場では市民農園同士の販売合戦の趣もあって活気を呈しています。

農家でも、こんな活気に刺激されて、“特産品”の開発に知恵を絞っています。その一部は、屯鶴峯の「道の駅」でも観光客向けに売り出され、香芝市のイメージづくりに一役買っています。



安太郎さんは、野菜づくりの指導が縁で、農家の緑川さんと互いに行き来するようになりました。特にうれしかったのは、都会生まれの安太郎さんが童謡でしか知らなかった村の鎮守のお祭りに、夫婦ともども招待されて、はじめて農村の伝統に直に触れることができたことです。

緑川さんも若い頃は大阪で働きながら米もつくる兼業農家でしたが、今は会社も定年になったこともあって、野菜づくりなどの農業収入一本で生計を立てています。土地騰貴が続いた頃は緑川さんも早く農地を処分して楽をしたいと幾度となく考えたものでしたが、今は、あの頃は異常だったとしか思えません。二上山を仰ぐ慣れ親しんだふるさとの風景は、こんもりした森や田園が前景になれば成り立ちません。季節ごとの祭礼などの年中行事も、身近な自然の季節感のうつろいがなければ気分が乗ってきません。にぎやかであるべきところはどんどん都会的に便利で華やかになればいいが、香芝市の香芝市らしい原風景は守っていくべきだ、というのが緑川さんの結論です。それには自分たち農家の役割が非常に重要だというのが最近の緑川さんの口癖です。市民農園での熱心な指導も口ばかりではないことを若い人に見せようと始めたことでした。そんなとき年恰好が同じ安太郎さんと知り合い、お互いに若いときから演劇好きということもわかりました。



いま、安太郎さんは、祭礼の踊りや緑川さんから聞いたそれにまつわる伝承などに触発されて、“葛城国”のロマンをテーマにシナリオの構想を練っています。緑川さんも安太郎さんの熱中ぶりに影響されて若い頃の“むし”が起きてきているのを感じています。できれば近いうちに安太郎さんの演劇サークルの仲間にシナリオを披露して、いずれは市民ホールで公演できればと二人の夢はふくらむのでした。



「地方分権推進一括法」が施行されてから10年が経ちました。カオルさんの記憶では、10年ほど前、市役所が市民にアンケートで、「最近5年間で香芝市が変わったと思う事柄」を聞いたところ、「マンションやアパートが増え、駅前広場の整備が進み、田畑や緑が減った。」というのが総体的な意見でした。では、この10年間ではどうか？。カオルさんがもし問われれば、迷わず「市役所が変わった。」と答えるでしょう。審議会などで女性が積極的に登用されるのが当たり前になったとか、窓口でのサービスや情報公開などの風通しが良くなったというだけではない何かの実感があります。それは、“地方自治”がわたしたちのものになりつつある、ということではないかと、カオルさんは思うのです。

基本計画編

基本計画は、基本構想を実現するための、具体的施策の指針となるもので、5つの「まちづくりの基本目標」別にそれぞれの計画事業を掲げています。基本構想期間の半ばでの見直しを予定しており、平成12年度(2000年度)から平成17年度(2005年度)までを計画期間としています。

．自然と共生する安全で美しいまち	p63
1．すがすがしい生活環境の形成	65
2．緑の保全・再生・整備	74
3．防災と安全対策の充実	78
．ゆとりとやすらぎのある元気あふれるまち	p85
1．信頼と安心の福祉の充実	87
2．“安心して子どもを産み育てることのできる”社会の実現	94
3．市民の健康の確保	97
．心豊かな人を育て生活の豊かさが感じられるまち	p101
1．市民誰もが楽しめるスポーツ環境の整備	103
2．生涯をとおした学習環境の整備	106
3．心豊かな人を育てる教育	109
．伝統を生かす快適で活力のあるまち	p117
1．都市の快適性と利便性の向上	119
2．都市の再構築	128
3．都市の活力を創造する産業の振興	133
．であいと参加を広め新しい文化を創造するまち	p141
1．地域文化の創造	143
2．明るい開かれた社会の実現	147
3．地方新時代に備える施策の推進	150

．自然と共生する安全で美しいまち

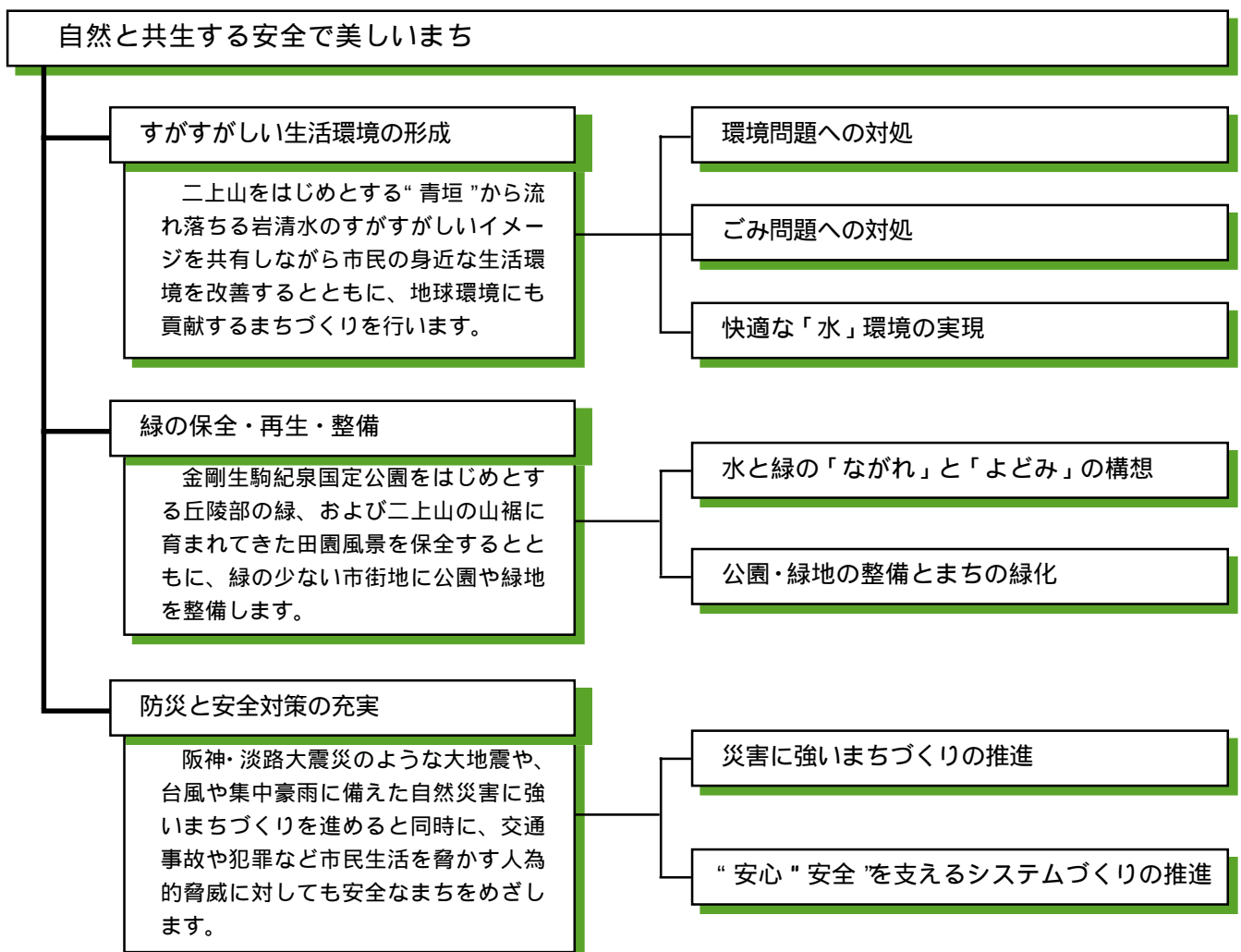
【基本方針】

地球環境への貢献という広い視野に立つとともに、本市の“緑”を保全・再生し、良好な住宅地としての環境を損なわないようにしながら、地震や大雨などの自然の脅威に対しても備えを怠らない姿勢、つまり“共生”の思想を計画に生かすことにより、結果として美しいまちを実現する。





【計画の枠組み】



1. すがすがしい生活環境の形成

(1) 環境問題への対処

【現況】

環境問題については、ダイオキシン問題や廃棄物の最終処分場など身近な問題から、地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、酸性雨、森林破壊、砂漠化拡大などの地球規模の問題など多種多様であり、これらは人類共通の課題であると言える。

1992年（平成4年）の国連環境開発会議（地球サミット）において、環境を保全してこそ開発が可能となるという基本理念「持続可能な開発」が新たな共通認識となり、これに基づく具体的な行動計画となる「アジェンダ21」が策定された。また、温暖化防止のための「地球温暖化防止条約（気候変動枠組条約）」も同時に調印された。また平成9年12月に開催された地球温暖化防止京都会議においては、具体的な温室効果ガスの排出量の削減目標を定めるなど地球規模での環境問題に対する取り組みが進められている。

わが国においても、国レベルでは環境基本法（平成5年）環境影響評価法（平成9年）地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年）の制定など法制度の整備が進み、地方自治体レベルでも環境基本条例の制定や環境基本計画の策定、環境ISOの取得など環境保全に関する活発な動きもあらわれてきている。

本市においては、良好な環境を求めて転入してきた市民が多く（市民意識調査によると本市への転入理由として「緑が多く空気がきれいだったから」という理由を挙げる人が多数を占めている。）市民の環境問題に対する関心は高いものがある。

騒音対策については、住宅が工場の隣接地に進出するようなケースが見られ、土地利用計画の面で検討が必要になっている。また、火葬場については、施設の老朽化が問題となっている。

自然と共生する安全で美しいまち

【基本方針】

ごみのリサイクルや省エネルギー、省資源を身の回りから実践し、地域からの地球温暖化防止など地球環境問題に貢献することを目標とする。また、市民の利便性を確保するため開発を行う必要がある場合は、「持続可能な開発」の概念に基づく自然環境を極力生かした環境共生型開発とする。

また、行政や市民など個々の責務を明確化する「環境基本条例」を定め、多岐にわたる環境対策を、市民にわかりやすく総合的に明示する。

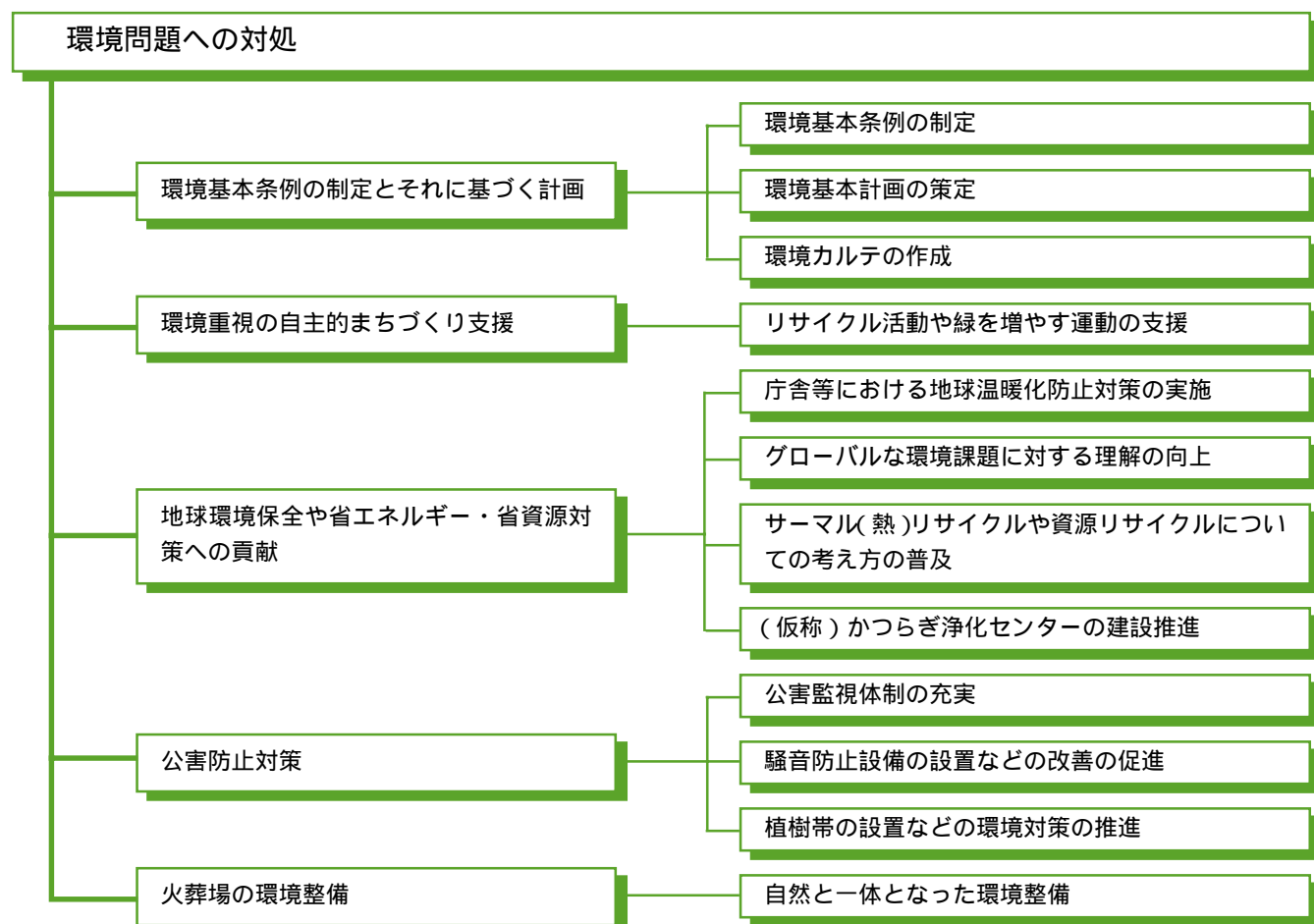
アジェンダ21

1992年（平成4年）にブラジルのリオデジャネイロで開催された「地球サミット」で採択された。持続可能な開発を達成していくための行動計画であり、全体で40章からなる膨大なもので、今後の地球環境保護の施策ではもっとも広範な内容となっている。

環境ISO

企業がその活動および提供する製品やサービスが、環境に与える影響を常に低減するよう配慮し、継続的にその改善を続けられるようにする国際規格（ISO14001）。

【施策の体系】



【施策】

環境基本条例の制定とそれに基づく計画

地球温暖化や海洋汚染、森林破壊の防止など地球環境問題も視野に入れた環境の保全についての基本理念を定め、その実現のための行政や市民など個々の責務を明確化するとともに、環境施策の基本となる事項を定める「環境基本条例」を制定する。

環境の保全に関する長期的な目標、施策の方向、環境への配慮のための指針その他の重要事項を定める「環境基本計画」を策定する。

地区ごとに環境上の問題点や課題を地図上に示した「環境カルテ」を作成し、地区住民の問題意識の共有化を図ると同時に具体的かつ総合的な対策を考える土台とする。

環境重視の自主的まちづくり支援

中古品のリサイクル活動や緑を増やす運動を通じた自主的まちづくりを支援する。

地球環境保全や省エネルギー・省資源対策への貢献

地球環境保全や省エネルギー・省資源対策を率先実施する意味で、市役所庁舎等において、発生日ごみやエネルギー消費の抑制等の地球温暖化防止対策を実施し、条件が整えば環境 ISO の取得をめざす。

地球温暖化やオゾンホール拡大の防止、海洋汚染の防止、熱帯雨林の保全等グローバルな環境課題に対して、市民とともに理解を深める。

省エネルギー・省資源を推進するためにサーマル（熱）リサイクル や資源リサイクルについての考え方の普及を図る。

葛城地区清掃事務組合によるし尿や浄化槽汚泥の処理施設である（仮称）かつらぎ浄化センターの建設を推進する。

公害防止対策

大気汚染・水質汚濁・騒音・振動等の公害監視体制の充実を図り、適切な指導・規制等の対策を進める。

騒音発生源に対しては、防音設備の設置などの改善を促進する。

幹線道路沿道地区では、沿道地区に適した土地利用を図るとともに、植樹帯の設置などの環境対策を進める。

火葬場の環境整備

火葬場の老朽化に伴う改築に際しては、自然と一体となった環境整備を立地も含めて検討する。

表 - 1 公害苦情受付件数の推移

単位:件

区分 年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	悪臭	その他	合計
平成4年	10	1		2	1	14
平成5年	2	4	2	1		9
平成6年	1		4	5	1	11
平成7年			4			4
平成8年			2	4	2	8
平成9年	2	2		1	7	12
平成10年	3	1	3	2	8	17

サーマル（熱）リサイクル

石油等の化石燃料を太陽エネルギーなどの自然エネルギーに置き換えるとともに、ごみ焼却などで発生した熱エネルギーの有効利用を図り、地球温暖化を抑止しようとするもの。

(2) ごみ問題への対処

【現況】

現在一般廃棄物については、収集は市の直営、処理は王寺町との一部事務組合である香芝・王寺環境施設組合が設置・運営するごみ焼却施設「美濃園」で実施している。しかしながら、焼却炉の老朽化が進み、またダイオキシン問題の顕在化により一段と問題が深刻化している。ダイオキシン類は一般ごみ焼却施設の排煙に含まれ、発がん性や生殖障害などさまざまな毒性が指摘されている。ダイオキシン類の1日あたりの許容摂取量としては、世界保健機構（WHO）が体重1kgあたり1～4ピコグラムという数値を示したのに続き、わが国においても平成11年に成立した「ダイオキシン類対策特別措置法」により、4ピコグラム以下（今後、政令・条例により厳格化の可能性がある。）とすることが法定化された。また、同法により、一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度基準も制定されようとしている。なお、美濃園の排ガス中のダイオキシン類濃度は、平成11年3月の測定では、4.9（ナノグラム / m³）を記録している。

こういったごみの処理問題の深刻化に伴い、ごみのリサイクルへの期待も高まっている。今回実施した市民意識調査でもリサイクルを進める施策を求める意見が多くなっている。ごみ分別収集ならびにごみのリサイクルについては、平成7年度からの4種分別収集の実施、平成9年度からの「容器包装リサイクル法」（容器包装に係る分別収集および再商品化の促進等に関する法律）によるPETボトルの分別収集の試験実施（平成12年度から本格実施）を行い、市民の間にも資源リサイクルの気運が広がってきている。また、ガラスびん、PETボトルに続き、平成12年4月からプラスチック類、紙類も容器包装リサイクル法の対象となる。また、同法に続き家電製品のリサイクルについても家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）の本格施行（製造業者等および小売業者への義務づけ）が平成13年4月1日に予定されている。

リサイクルに欠かせない資源リサイクルセンターについては、本格的施設建設に向け、試行用の施設を建設した。

【基本方針】

ダイオキシンに関する市民の不安を一刻も早く解消するため、ごみ焼却施設の速やかな改善を実施する。同時にこのような焼却処分を必要とするごみや埋め立て処分を必要とするごみまたは焼却灰の量を抑制するため、ごみの減量化、ごみの資源化（リサイクル）を促進する。

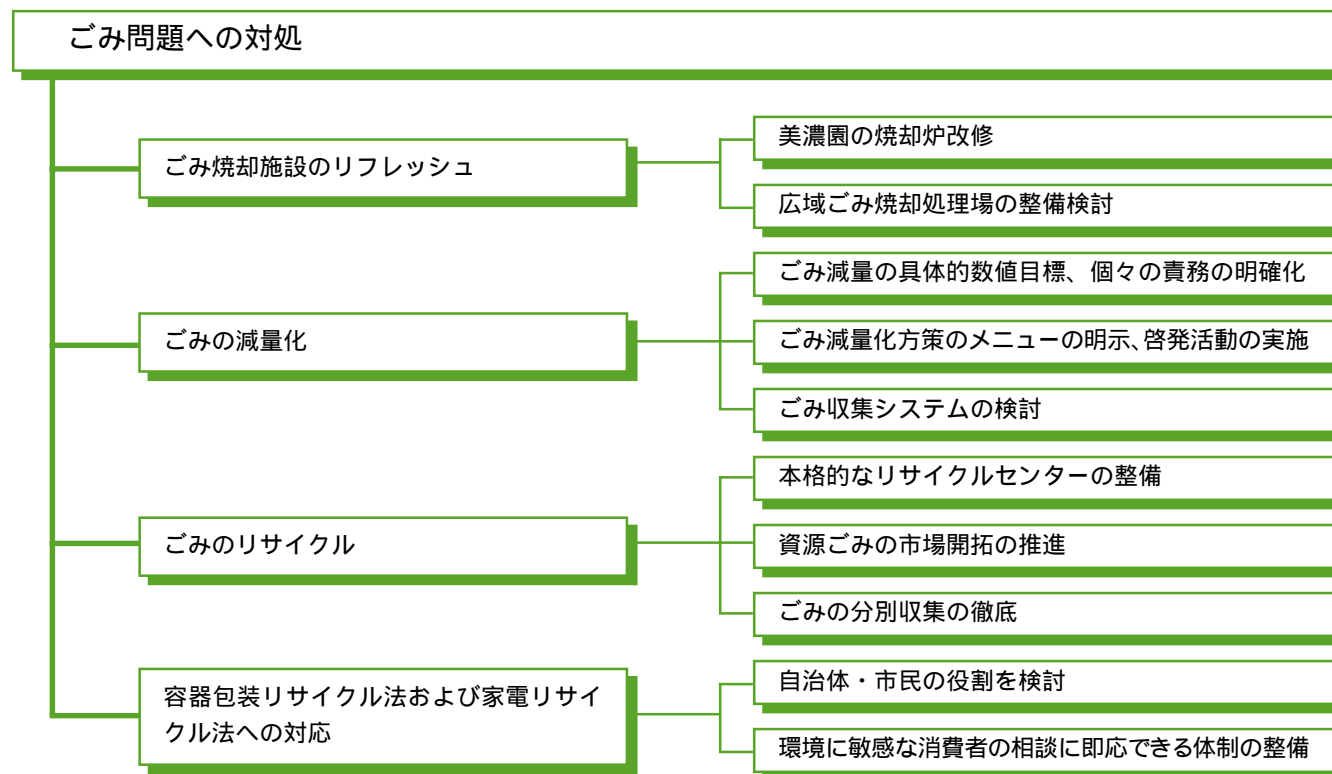
ピコグラム

1兆分の1グラム。

ナノグラム

10億分の1グラム。

【施策の体系】



【施策】

ごみ焼却施設のリフレッシュ

既存の美濃園の焼却炉を改修し、ダイオキシン類の発生を抑制する。

広域ごみ焼却処理場の整備についても、近隣自治体と協議を進めながら検討する。

ごみの減量化

ごみの減量化を実現するために、ごみの減量の具体的数値目標、およびその目標を達成するための行政、企業、市民個々の責務の明確化を図る。

市民にごみの減量化に向けた方策のメニューを示し、市民生活の中に過剰包装の抑止やごみの分別収集・リサイクルが習慣として浸透するような啓発活動を実施する。

ごみの分別収集を促進し、リユース（再利用）リサイクルを通してごみの減量化に結びつくごみ収集システムについて検討する。

ごみのリサイクル

資源リサイクルセンターの試験稼動によって得られる知識や経験を生かして、本格的なリサイクルセンターの整備を図る。

資源ごみの市場開拓を進めると同時に、市民に対してリサイクル商品の使用を勧奨する。

ごみの再資源化のコストを抑え、ごみのリサイクルの採算性が向上して一般に普及するように、分別収集の徹底を図る。

容器包装リサイクル法および家電リサイクル法への対応

メーカーや流通ルートの対応に加えた自治体や市民の役割について検討する。

環境に敏感な消費者(グリーンコンシューマー)の相談に即応できる体制を整える。

表 - 2 ごみ収集・処理の推移

年度	項目 年間総収集量 (ト)	処理量内訳	
		可燃物 (ト)	不燃物 (ト)
平成4年	14,464	12,193	2,271
平成5年	15,120	12,687	2,433
平成6年	15,571	12,967	2,604
平成7年	15,666	13,360	2,306
平成8年	16,215	13,981	2,234
平成9年	17,033	14,814	2,219
平成10年	17,496	15,103	2,393

表 - 3 し尿収集・処理の推移

年度	項目 処理人口 (人)	年間総収集量 (kl)
平成4年	9,299	6,648
平成5年	8,643	6,438
平成6年	8,176	6,067
平成7年	7,855	5,892
平成8年	7,485	5,581
平成9年	6,970	5,230
平成10年	6,508	4,872

グリーンコンシューマー

ある製品を消費する行動が環境にいかに関与するかを重視する消費者のこと。

(3) 快適な「水」環境の実現

【現況】

上水道については、人口増加、市街地拡大に伴う給配水管の布設や配水場の整備を進めてきた。旭ヶ丘、高山台の配水管布設に続き、これまで水圧が低かった市西部高区地区についても、穴虫地区に建設した高区配水場の整備により安定給水が可能となり、市内一円の安定給水体制がほぼ確立された。市民意識調査によると、市民の評価も比較的高い値を示している。

一方、水源は、現在100%県営水道から受水しており、本市の河川の状況等から考えると、この状態は今後も続くと思われるが、基本的に市民への供給量は、節水の効果もあり、維持・確保されている。大滝ダムが完成に近づいているので、今後水の供給量の確保は容易になると考えられる。

今回実施した市民意識調査によると、望ましい本市の将来像を実現するために特に重要と思われるまちづくりの内容として、「下水道の整備」を調査回答者902名中240名(複数回答)が重要と指摘し、選択肢14項目中第4位にランクされている。

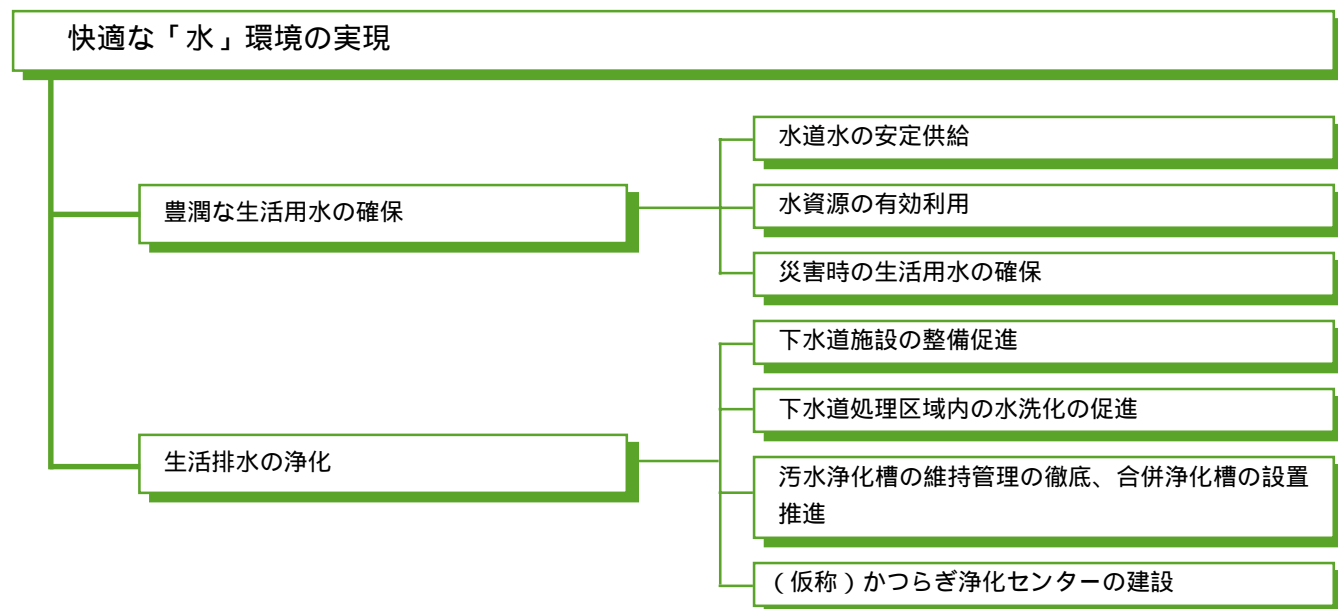
また、身近な生活環境の改善については、選択肢23項目のうち「下水道の整備」を調査回答者902名中275名(複数回答)が挙げ、要望の第6位であった。このように下水道の整備については、市民の要望の声は依然として大きい。本市の下水道施設整備は、県施行の大和川上流流域下水道事業の関連事業として実施しており、汚水を処理して河川に放流する終末処理場は県が事業実施にあたっている。しかしながら、県事業である終末処理場(浄化センター)の処理能力不足のため関連事業である本市の公共下水道事業の認可が得られない等の理由により下水道施設整備に急速な進捗が見られないこと、また下水道が整備されても水洗化しない世帯があることなどの問題を抱え、平成10年度末現在、下水道処理区域面積は371.13haで計画区域(1,215ha)の30.5%、人口普及率31.9%、水洗化率87.2%に留まっている。

この結果、し尿処理については、依然としてし尿や汚泥を海洋投棄しているが、葛城地区清掃事務組合による(仮称)かつらぎ浄化センターの建設により、この問題については解消の予定である。しかし、河川の水質汚濁についても、原因の大半が生活雑排水の水量の少ない河川への放流であるところから、根本的解決策である下水道の整備促進が望まれている。

【基本方針】

上水道の水質を維持して、安心して飲める水道水を安定的に供給するとともに、下水道や汚水浄化施設を整備して河川の水質を向上させることにより、身の回りの快適な“水”環境の形成をめざす。

【施策の体系】



【施策】

豊潤な生活用水の確保

県と協力して水源を確保し、水道水の安定供給に努める。

老朽管の取替えにより漏水事故を未然に防止し、限られた水資源の有効利用を図る。

地震等の災害時においても、市民生活に欠かさない水道の安定供給を確保する。

生活排水の浄化

下水道施設については、事業認可区域の拡大を行うとともに事業認可区域での整備促進を図る。

下水道処理区域においては、トイレの水洗化を強力に推進する。

汚水浄化槽の維持管理の徹底を呼びかけ、浄化槽から河川に排出される水質の悪化を防止するとともに、汚水処理をより確実に行える合併浄化槽の設置推進を図る。

葛城地区清掃事務組合による（仮称）かつらぎ浄化センターの建設を推進する。

表 - 4 上水道配水の推移

項目 年度	計画給水人口 (人)	計画区域人口 (人)	給水人口 (人)	配水能力 (m^3)	年間配水量 (千m^3)	1日最大配水量 (m^3)	1日平均配水量 (m^3)
平成4年	100,000	54,692	54,637	39,000	7,141	24,348	19,564
平成5年	100,000	55,538	55,482	39,000	7,137	23,092	19,553
平成6年	100,000	56,558	56,501	39,000	7,408	24,326	20,296
平成7年	100,000	57,870	57,812	39,000	7,480	25,579	20,437
平成8年	100,000	59,185	59,126	39,000	7,565	24,867	20,727
平成9年	100,000	60,894	60,788	39,000	7,626	25,065	20,892
平成10年	100,000	62,005	61,943	39,000	7,672	24,108	20,163

表 - 5 下水道普及率の推移

単位：%

年度	香芝市	奈良県
平成4年	19.0	41.0
平成5年	20.6	44.0
平成6年	22.2	46.0
平成7年	24.3	49.0
平成8年	27.1	51.0
平成9年	28.8	53.0
平成10年	31.9	55.0



2．緑の保全・再生・整備

(1) 水と緑の「ながれ」と「よどみ」の構想

【現況】

金剛生駒紀泉国定公園や県の自然環境保全区域、また近郊緑地保全区域に指定されている二上山系などの西部山岳部は、保全の網に守られているが、麓の丘陵地では宅地開発や道路整備のために緑が失われている。

また、二上山系などの西部山岳部に発し、麓の丘陵地を縫って流れる河川については、集中豪雨時の氾濫に備えて速やかに雨水を流下させるよう、「雨水計画」により整備が行われようとしている。

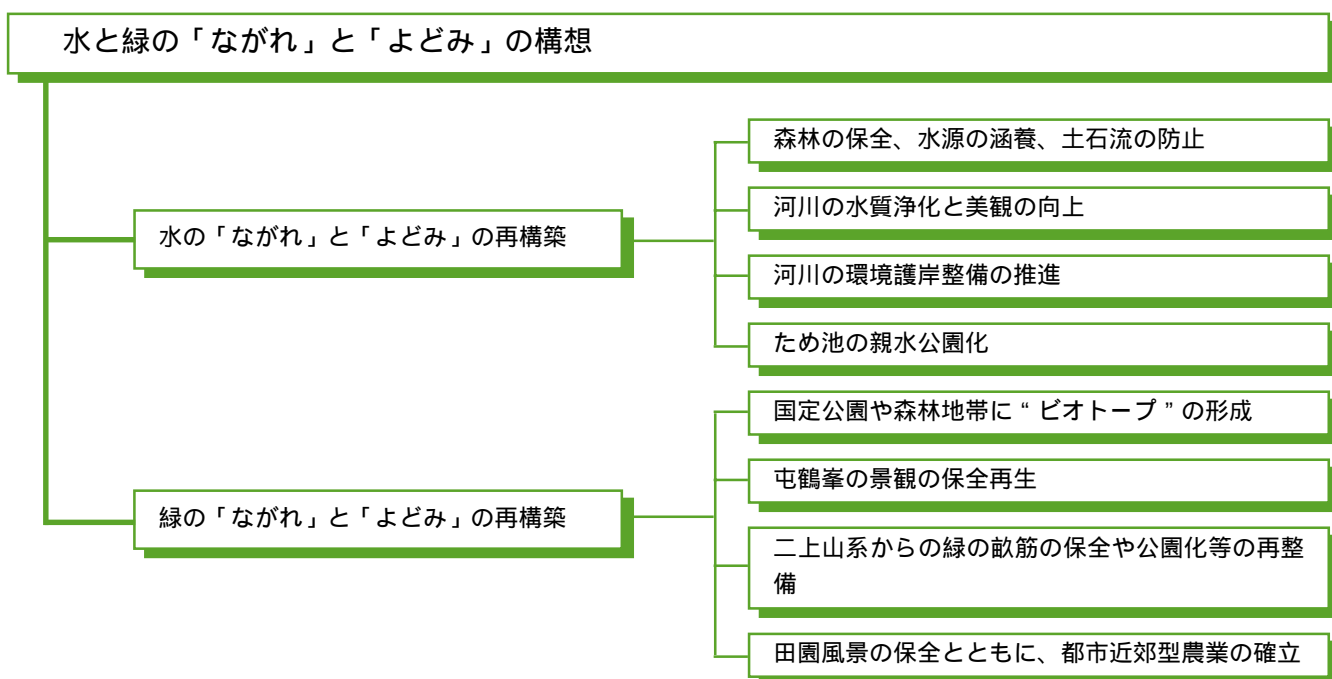
一方、河川の改修に合わせて美化、オープンスペースの整備を図る計画が、尼寺川改修事業において具体化されてきている。また、ため池については、今池に親水公園が整備されている。

【基本方針】

本市は、二上山系の麓の丘陵地を幾筋かの河川が走り、微高地に畝をかたちづくりながら流れくんだり葛下川にいたる水系にある。その所々では、ため池があって水が淀んでいる。

緑もまた、二上山系から微高地の畝づたいに流れ落ちていたはずである。このような往時の水と緑したたる“原風景”の再現を図る。

【施策の体系】



【施策】

水の「ながれ」と「よどみ」の再構築

国定公園や自然環境保全区域の森林を保全し、水源の涵養ならびに土石流の防止を図る。

河川について、下水道の整備等により汚水の垂れ流しを根絶して水質の浄化を図るとともに、ごみの清掃による美観の向上を推進する。

河川の豪雨時における雨水負荷軽減を図り、自然に近い形での環境護岸整備を推進する。

ため池について、農業のための用水機能、治水のための遊水機能、環境のための親水機能のバランスをとりつつ親水公園化を図っていく。

緑の「ながれ」と「よどみ」の再構築

国定公園や自然環境保全区域の「青垣」となる森林地帯に“ビオトープ”の形成を図る。特に笹ゆりなど、二上山系の自然を象徴するような植物群落の保全再生を図る。

樹木の緑と凝灰岩の白のコントラストが美しい屯鶴峯の景観の保全再生を図る。

二上山系からの緑の畝筋について、市民参画によるコンセンサスを得ながら、保全や公園化等の再整備を図る。

畝筋に対する谷筋については、市街化調整区域の田園風景の保全を図るとともに、都市近郊型農業の確立に努める。



ビオトープ

植物・昆虫類・両生類・爬虫類・鳥類・哺乳類等の動物の生物生息空間であり、具体的には、池沼、湿地、草地、雑木林など、景観の単位で区分されるさまざまなタイプがある。

(2) 公園・緑地の整備とまちの緑化

【現況】

本市の身近な緑の増減を見ると、田や畑は年々減少しており、市街化区域において田や畑を都市計画上の緑地として位置づけた生産緑地についても、現実には解除されるものもある。一方、市民ひとり当たりの都市公園面積は、平成10年度末で4.46㎡であり、これは都市公園の住民ひとり当たりの敷地面積の標準として都市公園法施行令に定める数値10㎡を下回っている。

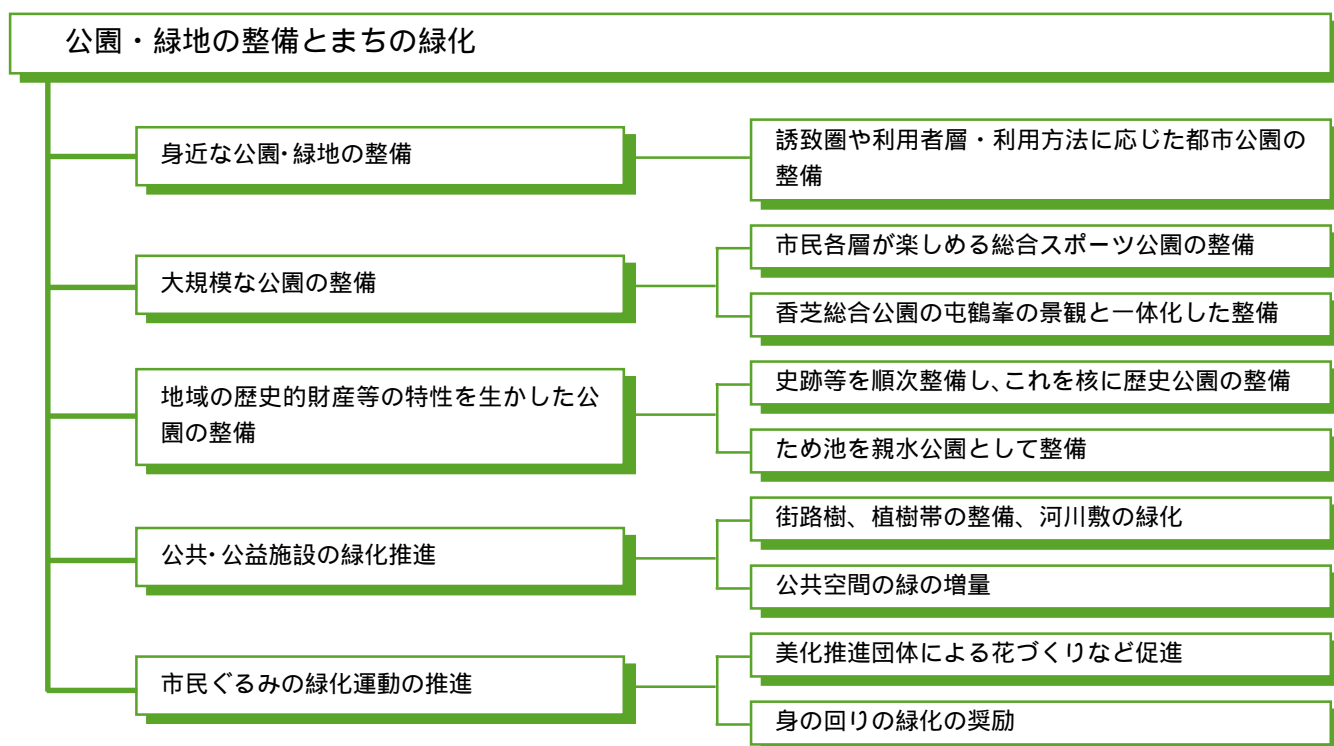
今回実施した市民意識調査によると、身近な生活環境の満足度を問う項目で、「緑の豊かさ」については、かなり高い満足度が示されている(「満足」ほぼ満足」合わせて47%)。しかし、「身近に自然と親しめる場・機会の多さ」(同25%)、「公共施設や公園等の利用の便利さ」(同12%)、「スポーツ・レクリエーション施設の利用の便利さ」(同6%)のように、「利用しながら楽しめる緑」に関する事項についての満足度は低い傾向が出ている。また、身近な地区整備における要望事項について「公園や散歩道の整備など身近に自然と親しめる場をつくること」を挙げた市民が多数に上っている。

【基本方針】

「緑の基本計画」に基づき、都市公園等公共的な「緑」の整備を進めるとともに、市民の「緑」に対する思いを市民ぐるみの緑化運動に発展させる。

公園については、住まいに身近な街区公園の整備とともに、総合スポーツ公園、ため池を活用した親水公園、歴史的資産を生かした歴史公園など多様なタイプの整備を図る。

【施策の体系】



【施策】

身近な公園・緑地の整備

市民の居住地区単位に、街区公園、近隣公園、地区公園など誘致圏や利用者層・利用方法の違いに応じた体系的な都市公園の整備を推進して、すべての市民が身近な公園・緑地で憩い、多様に楽しめる環境を整える。

大規模な公園の整備

幼児から高齢者にいたる市民各層が、緑に恵まれた環境の中で、自然に触れながらスポーツを楽しめる総合スポーツ公園の整備を図る。

都市計画公園として既に計画決定されている香芝総合公園は、県指定の天然記念物である屯鶴峯の景観と一体となった公園として整備する。

地域の歴史的財産等の特性を生かした公園の整備

尼寺廃寺等、市内に点在する史跡等を順次整備し、これを核に歴史公園の整備を図る。

市内に点在するため池を親水公園として整備する。

公共・公益施設の緑化推進

道路、河川等の公共施設についても、街路樹、植樹帯の整備や河川敷の緑化等を図る。

学校施設をはじめ、公益施設の敷地内についても、公共空間の「緑」の増量を図る。

市民ぐるみの緑化運動の推進

市内の美化推進団体による花づくりと公共空間へのプランターの設置など、市民の「花と緑でまちをきれいにしよう」という運動をさらに促進する。

休耕田の活用によるコスモス等の四季折々の草花など、私的空間においても緑化を奨励する。

表 - 6 都市公園の現況

平成11年3月31日現在

区分	整備水準	整備量		㎡ / 人
		個所数	面積(ha)	
	住区基幹公園	81	21.02	3.39
	街区公園	78	11.61	1.87
	近隣公園	2	4.84	0.78
	地区公園	1	4.57	0.74
	都市基幹公園	1	1.67	0.27
	総合公園	1	1.67	0.27
	運動公園	-	-	-
	(基幹公園計)	82	22.69	3.66
	特殊公園	-	-	-
	風致公園	-	-	-
	歴史公園	-	-	-
	広域公園	-	-	-
	(他の公園計)	-	-	-
	(都市緑地計)	18	4.97	0.80
都市公園 計		100	27.66	4.46

3．防災と安全対策の充実

(1) 災害に強いまちづくりの推進

【現況】

平成7年1月17日の阪神・淡路大震災は、約6500名の貴い命を一瞬で奪うなど、未曾有の災厄をもたらした。その直後に実施した市民意識調査においては、防災・災害への関心を持つ人の割合は、震災後非常に大きくなっている。また、平成10年9月の台風7号は、本市付近を直撃し、暴風により長時間の停電が続くなど大きな被害をもたらした。先の市民意識調査においても、防災対策として「ライフライン 網の強化」を望む声が大きかったが、これに応えて、上水道については、緊急遮断弁の設置や老朽管等の取り替え、管路管理システムの導入を実施し、災害に対する備えを着々と行っている。また、停電時にも、市の災害応急対策の拠点となる市役所の機能を確保するため、防災用高圧発電機を庁舎内に設置している。同時に、本市で四番目の中学校として新設された香芝北中学校には、太陽光発電システムを設置し、停電時にも避難所の電力を十分確保できるような対策をとっている。

【基本方針】

災害時等の避難、消防消火、救助に十分な幅員の道路、一時避難に安全な公園等のネットワーク形成を図ることを目的とした基本計画（防災まちづくり計画）を策定し、地域防災計画に定める「都市の防災機能の強化」の実現を図る。

また、集中豪雨や火災に際しても、被害を最小限に抑えることのできる災害に強いまちづくりに向けた施策の展開を図る。

本市では、梅雨期や台風の襲来等による集中豪雨により、河川の氾濫等毎年のように水害が発生する状況である。これら水害防止のために、雨水計画を策定し、河川改修についても、尼寺川に続いて、特に大きな被害をもたらす葛下川においても県の施行により実施している。

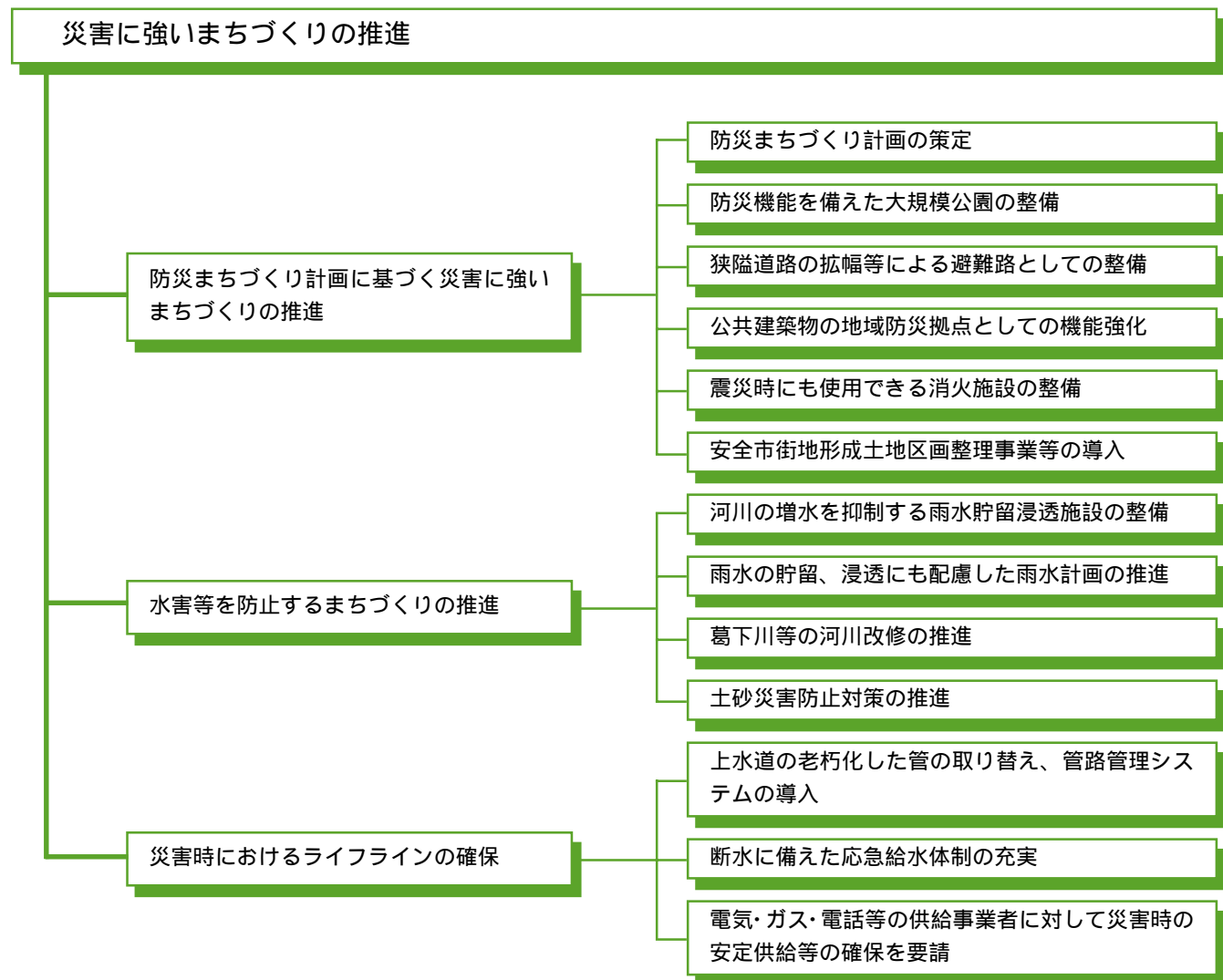
また、大和川流域全体での水害防止を目的とした大和川流域整備計画に基づき、雨水貯留浸透施設の整備を、香芝中学校、香芝東中学校に続いて、今池において、ため池の治水利用とともに、レクリエーションにも利用する整備計画として具体化している。

非常時の避難、救助、救援活動の円滑な遂行のためには、日常からバリアフリーのまちづくり等快適な生活環境の形成を進めていくことが有効である。このような認識を広め、市民の協力を得ながら施策を進める。

ライフライン

都市活動を支える社会基盤のなかで、日常生活の維持に不可欠な電気、ガス、上水道などの供給システムを統括したもの。阪神・淡路大震災によってクローズアップされた用語。

【施策の体系】



【施策】

防災まちづくり計画に基づく災害に強いまちづくりの推進

本市の都市の防災機能の強化を図るため、総合的な防災まちづくり計画を策定する。

総合スポーツ公園および香芝総合公園を、大規模災害時に広域避難地として利用できる防災機能を備えた公園として整備を図る。

消防車が進入できないような狭隘道路については、拡幅整備を行い早期消火が可能な基盤整備を行うと同時に沿道の不燃化、耐震化を促進し、学校等の一時避難地への避難路としての安全を確保する。

避難所となる学校等の公共建築物については耐震化を進めると同時に、自家発電機や太陽光発電装置、災害用備蓄倉庫や浄化型プールを整備し、災害時にも地域の防災拠点として機能する態勢を整える。

耐震性貯水槽など震災時にも消火活動が可能な施設の整備を進める。

防災性に優れた道路・公園等の公共施設ネットワークを実現するため、安全市街地形成土地区画整理事業等の面的基盤整備事業の導入を図る。

水害等を防止するまちづくりの推進

豪雨時の河川の増水を抑制するため、公共施設やため池を利用した雨水貯留浸透施設の整備を推進する。

河川については、豪雨時の浸水被害を防止するため、雨水計画に基づく事業を推進する。その際、大和川本流への負荷を軽減するため雨水の貯留、浸透にも十分配慮したものとする。

溢水や堤防の決壊を防止するため、県施行の葛下川をはじめとする市内の河川改修を推進する。集中豪雨や地震による土砂流出やがけ崩れに備えた砂防事業、急傾斜地崩壊対策を推進する。

災害時におけるライフラインの確保

上水道については、震災等の大規模な災害に際しても断水を極力防止するため、老朽化した管の取り替えや、管路管理システムの導入を推進する。

給水タンク臨時用給水栓などの応急給水資材の充実を図り、上水道の供給が停止した場合にも直ちに飲用水が届けられる対策を講じる。

電気、ガス、電話等その他のライフラインについても、事業者に対して災害時の安定供給等の確保を要請していく。



(2) “安心” “安全”を支えるシステムづくりの推進

【現況】

阪神・淡路大震災後の防災意識の高まりと相まって、これを教訓とした地域防災計画の見直しを行い、災害に対する予防や応急措置を行う体制の再編を実施した。また、災害備蓄倉庫の新設、市商工会との大規模災害時における物資調達に関する協定、大阪府交野市・三重県名張市との大規模災害相互物資援助協定、滋賀県栗東町との災害時における相互応援協定の締結、官民一体となった防災訓練や地域ごとの市民防災訓練等、防災体制の充実が図られている。

消防・救急体制については、常備消防としては、広陵町との一部事務組合により、香芝・広陵消防組合香芝消防署が、また、非常備消防としては、市内を5つの区域に分けて管轄する消防団が設置されている。装備面においては、消防本部庁舎の新築をはじめ、高規格救急車等の導入や市内各消防団に配備されていた消防ポンプ車が全車新装されるなど充実が図られている。

防犯・交通安全対策としては、昨今の凶悪な事件の続発による市民の不安、また特に本市においては、人口増加もあり、警察力の強化がますます必要になってきている。しかしながら、市内においては、香芝幹部交番をはじめとして、交番が3カ所、駐在所が3カ所設置されているが、県下10市の中で、本市だけが、警察署の無い状態が続いている。このため、運転免許証の更新においても市外で手続きをせざるをえない状況となっている。今回の市民意識調査でも、市内に警察署の設置を求める声が多数寄せられている。

このような中、防犯対策としては、「安全で住みよいまちづくりに関する条例」の制定、同協議会の設置、防犯ベルの配布等を行うとともに、警察との事業展開の連携もより強められてきている。

交通安全対策としては、ガードレール、カーブミラー等の交通安全施設の充実や交通安全の普及啓発事業の取り組みのほか、放置自転車等対策が強化され、市内各駅周辺を放置禁止区域に指定するとともに自転車駐車が整備されつつある。

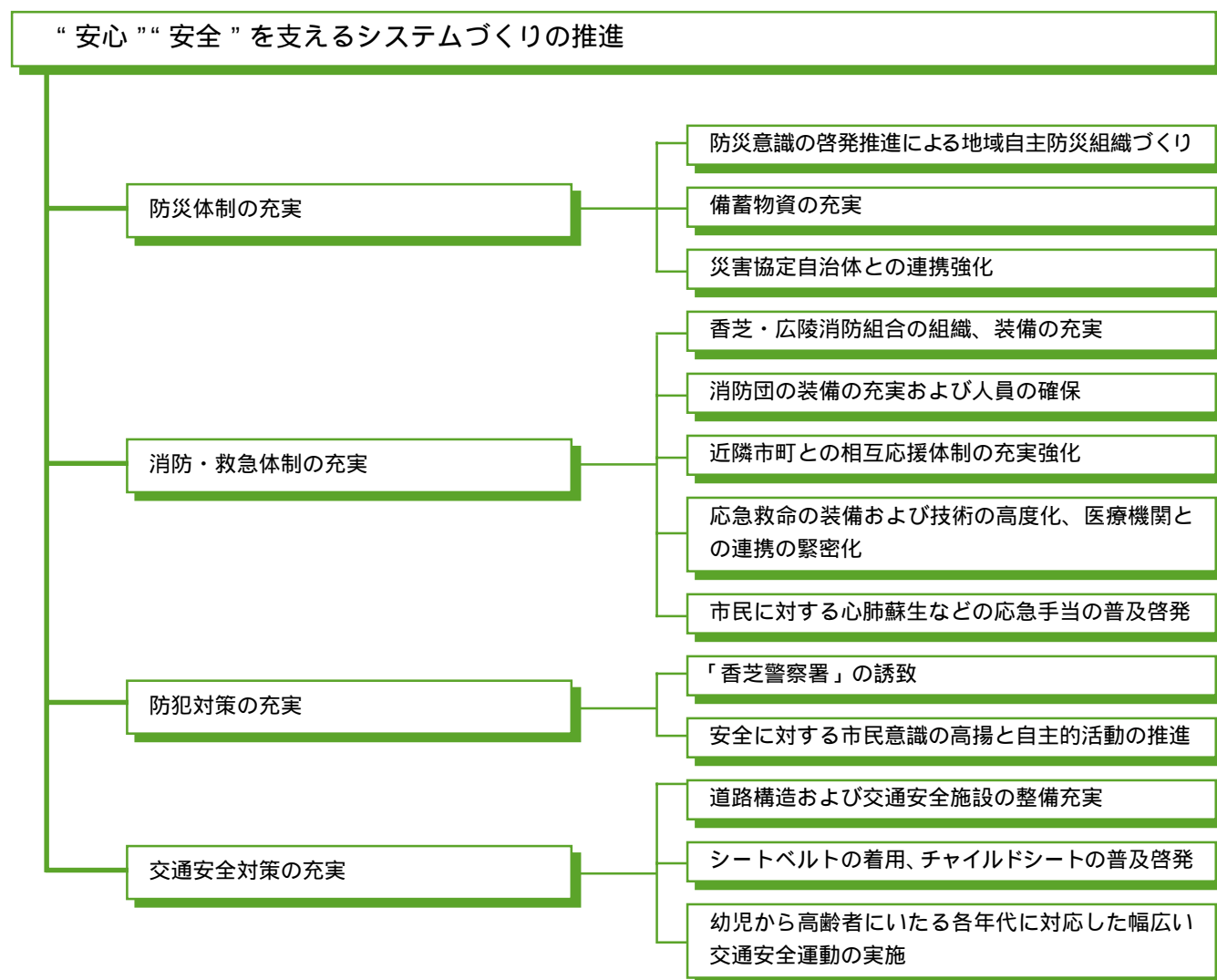
【基本方針】

災害や病気、事故などの際に、常に“セーフティネット”となる人や組織の連携および施設の充実を図り、緊急の事態にも安心できる環境を整える。

市民要望が強い「警察署の設置」については、市民生活の安全を支える要として引き続き誘致に向けての努力を行う。



【施策の体系】



【施策】

防災体制の充実

防災意識の啓発を進め、地域の自主防災組織づくりを促進する。

災害に備えた備蓄物資の充実を進めるとともに、各学校区単位程度の市内の各地区への災害備蓄物資の拠点となるべき施設の整備を図る。

災害協定自治体との連携強化を進める。

消防・救急体制の充実

香芝・広陵消防組合の組織、装備の充実を図る。
消防団については、地域社会における消防防災の中核として、装備の充実および人員の確保を図る。

大規模な災害に備えて、近隣市町との相互応援体制の充実強化を推進する。

救急体制については、応急救命のための装備および技術の高度化を図るとともに、医療機関との連携をさらに緊密化する。

市民の間にも心肺蘇生など応急手当の普及啓発を図る。

防犯対策の充実

「香芝警察署」の設置を関係機関に強力に働きかける。

「安全で住みよいまちづくりに関する条例」に基づき、防犯、事故防止等安全に対する市民意識の高揚と自主的活動の推進を図る。

交通安全対策の充実

歩道の整備等道路構造の安全対策を進めるとともに、ガードレール、カーブミラー等交通安全施設の整備充実を図る。

ドライバーに対して、シートベルトの着用の必要性を強くアピールするとともに、チャイルドシートの普及啓発を推進する。

シルバードライバーに対する交通安全運転講習、幼稚園・小学校・中学校における交通安全教育の充実を図るなど、幼児から高齢者にいたる各年代に対応した幅広い交通安全運動を実施する。

表 - 7 火災発生件数の推移

単位:件

年 \ 区分	建築物	車両	林野	その他	合計
平成4年	14	2		3	19
平成5年	8	2		2	12
平成6年	12		1	2	15
平成7年	8	5	1		14
平成8年	10	3	1		14
平成9年	12	2			14
平成10年	11	1		7	19

表 - 8 犯罪発生件数推移

単位:件

年 \ 区分	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年
凶悪犯			2	1	4	3	4
窃盗犯	537	533	431	585	593	581	650
知能犯	9	21	26	23	10	37	15
粗暴犯	9	11	14	11	8	6	9
その他	37	43	20	23	6	26	4
合 計	592	608	493	643	621	653	682

表 - 9 交通事故発生件数の推移

単位:件

年	人身事故件数(件)	死者(人)	傷者(人)
平成4年	241	2	282
平成5年	306	2	363
平成6年	305	5	352
平成7年	341	4	402
平成8年	299	7	345
平成9年	325	2	394
平成10年	299	1	333



.ゆとりとやすらぎのある元気あふれるまち

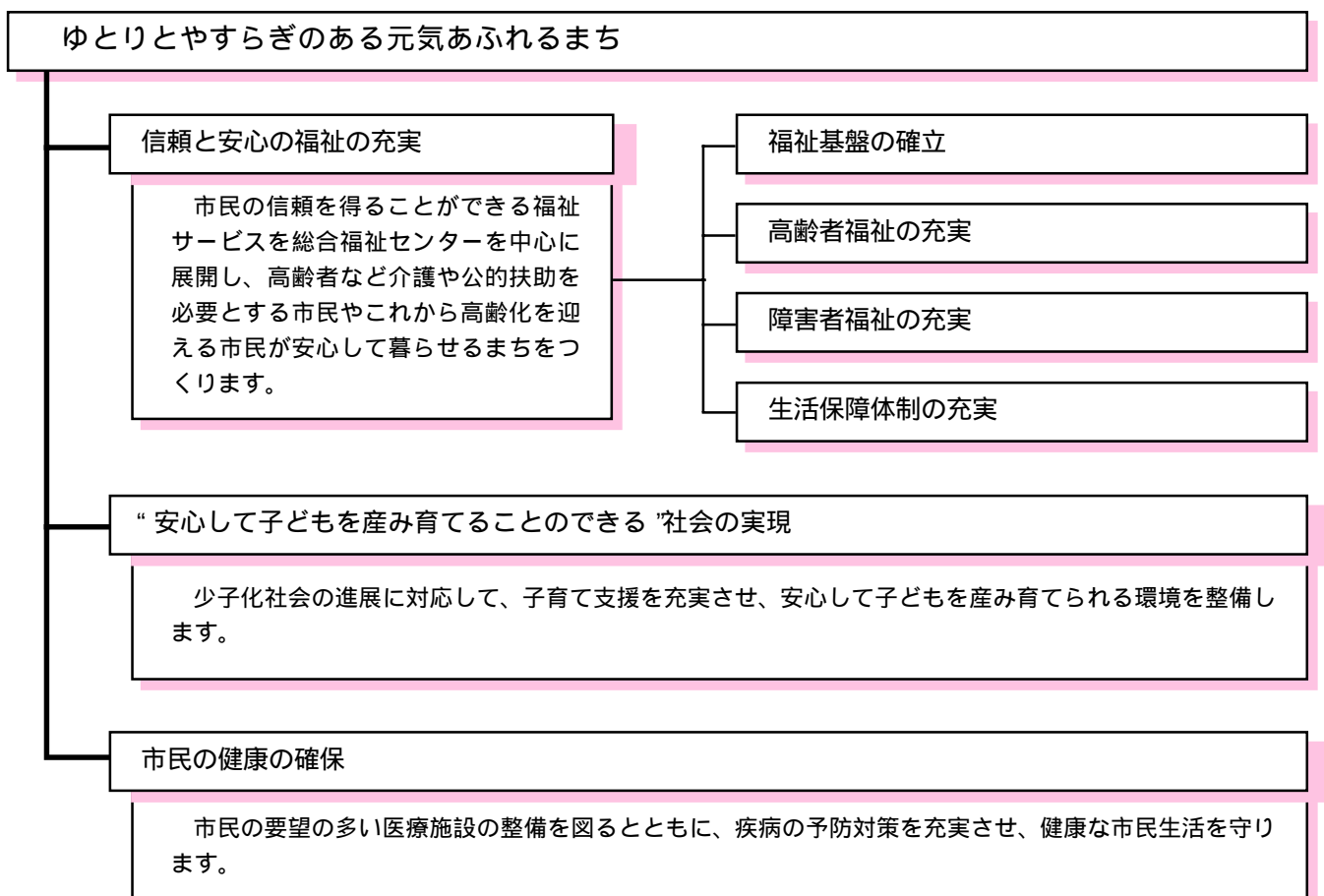
【基本方針】

総合福祉センターのオープンにより、本市の保健・福祉に係る組織や福祉活動支援機能を集約する受け皿が用意された。また、介護保険制度の運用開始により、福祉サービス提供の新たな仕組みや財源も用意された。今後は、これらの条件を十分活用し、総合福祉センターに集合した組織が横の連絡をより密接にして、保健・福祉に関する総合力を発揮し、市民が生涯を託せると思うに足る福祉基盤やサービスの充実を図る。また、“安心して子どもを産み育てることのできる”社会を実現するとともに市民の健康の確保を図り、ゆとりとやすらぎのある、元気あふれるまちをめざす。





【計画の枠組み】



1．信頼と安心の福祉の充実

(1) 福祉基盤の確立

【現況】

「かしばプラン 2001」策定以後、老人保健福祉計画、母子保健計画や障害者計画が策定され、それらを含めた総合的な福祉施策を実施する基盤として、総合福祉センターが整備された。また、エンゼルプランの策定や介護保険制度の導入も実施された。福祉をめぐる状況は「かしばプラン 2001」策定当時に比べ、国レベルの枠組みやソフト（老人保健福祉計画などのプログラム）、ハード（総合福祉センター）の整備が進み、施策を重点的に推進する基盤が整ってきている。

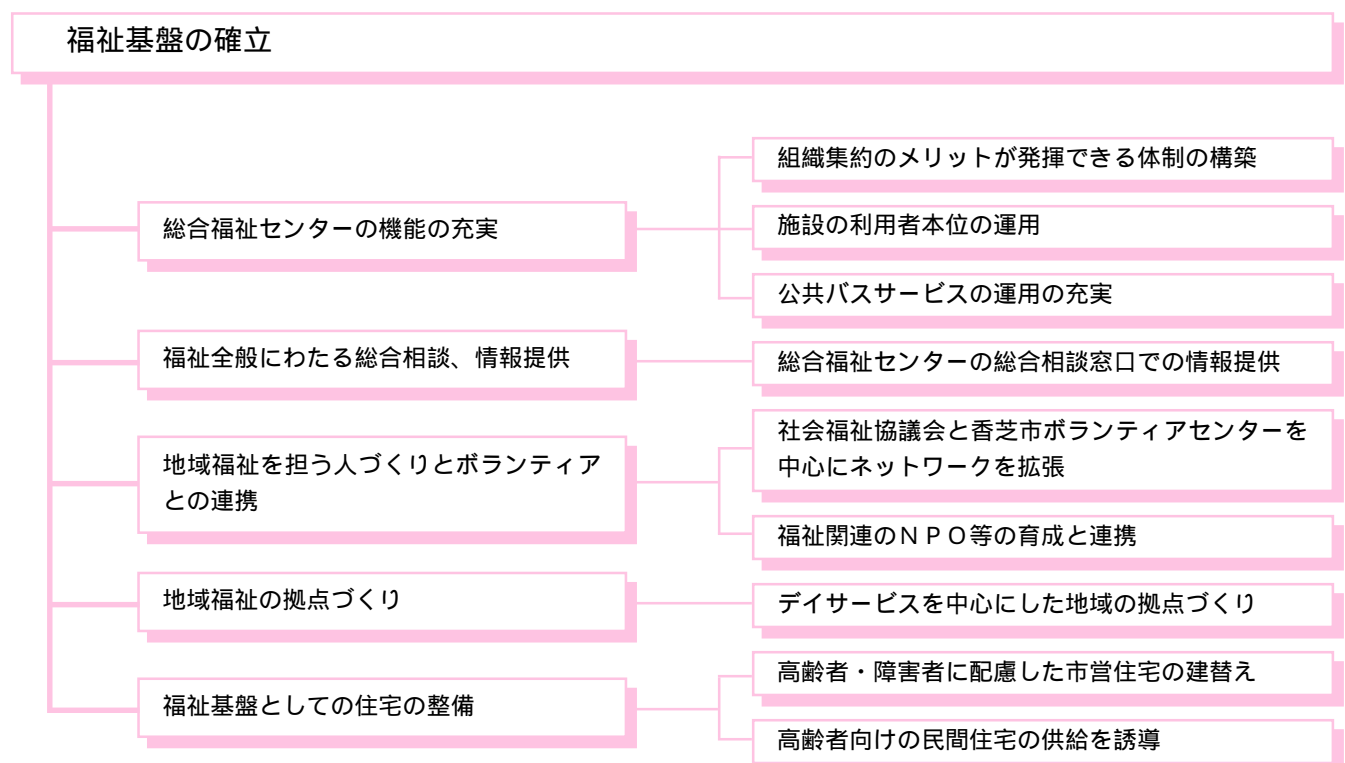
住宅政策面では、国の方針が市場原理に基づく多様な民間住宅の供給促進の方向に転換し、公共セクターが公営住宅などを直接供給することに替わり、土地所有者等による民間賃貸住宅の建設が重視されるようになった。本市においても、特定優良賃貸住宅制度を導入して事業者に補助金を交付し、平成9年度には、最初の住宅が供給された。一方、本市の市営住宅は、昭和35年に建設された西真美団地10戸、五ヶ所団地15戸があるが、いずれも老朽化しており建替えが必要となっている。今後、公営住宅の建設については、福祉施策と連動した建替えにほぼ限定されていくと考えられる。

【基本方針】

国レベルの制度や市レベルの福祉関連の基本計画、また総合福祉センターなど整備が進んできた福祉のための基盤の上に、これらを十分活用できる組織やシステムを構築し、市民の期待に応えられる施策を展開する。

また、住宅についても制度や施設と同様福祉基盤ととらえ、整備改善を図る。

【施策の体系】



【施策】

総合福祉センターの機能の充実

総合福祉センターに集約された福祉関連各機関の連絡をより密接に行い、組織集約のメリットが発揮できる体制を構築する。

総合福祉センター内の施設の運用を利用者本位に適切に行い、センター建設のメリットが市民全般におよぶよう努力する。

総合福祉センターの機能が誰にでも利用しやすいように、公共バスサービスの運用の充実を図る。

福祉全般にわたる総合相談、情報提供

総合福祉センターなど福祉施設の機能の活用や、福祉制度の理解を促進するため、総合福祉センターの総合相談窓口で、誰にでもわかりやすい情報提供を行う。

地域福祉を担う人づくりとボランティアとの連携

社会福祉協議会と香芝市ボランティアセンターを中心に、地域福祉を担う人材のネットワークを拡張する。

福祉関連のNPO等の育成をするため、必要な助成策を実施するとともに、NPO等との連携を深める。

地域福祉の拠点づくり

各地域にデイサービスを中心にした高齢者が集える施設の整備を図る。

福祉基盤としての住宅の整備

改築時期を迎えている市営住宅については、高齢者や障害者の暮らしやすさを考慮した設計に基づく建替えを行う。また、住宅に付設した日常生活支援サービスを導入するシルバーハウジング・プロジェクトの適用を検討する。

民間住宅についても、高齢者向け優良賃貸住宅制度等を利用した高齢者のニーズに応えた住宅の供給を誘導する。

シルバーハウジング・プロジェクト

高齢者の生活特性に配慮した公共賃貸住宅と、福祉施策による日常生活支援サービスの提供を併せて行うもの。

高齢者向け優良賃貸住宅制度

民間の土地所有者等が供給する高齢者の生活特性に配慮した仕様・設備と緊急時対応サービス等を備えた高齢者向けの優良な賃貸住宅に対し、建設費補助および家賃対策補助を行い、高齢単身・夫婦世帯の居住の安定に資する制度。

（２）高齢者福祉の充実

【現況】

わが国の少子・高齢化は、平成９年１０月１日現在において、初めて高齢者（６５歳以上）人口が年少者（１４歳以下）人口を上回るなど、諸外国にも例のないスピードで進んでいる。

このような少子・高齢社会の到来に備えて、国の施策も「高齢者保健福祉推進十カ年戦略（ゴールドプラン）」（平成元年１２月）、老人福祉法をはじめとする福祉８法の改正（平成２年）から全国すべての自治体に老人保健福祉計画の策定を義務づける方向へと展開し、「住民にもっとも身近な市町村を実施主体とした在宅福祉を重点とする」高齢者福祉制度に転換してきている。このような中で、介護を必要とする高齢者とその家族の福祉という最も深刻な面に光が当てられ、介護保険法の成立までにいたっている。

本市は、全国的に見て少子・高齢化の傾向は顕著ではない。平成１１年３月末日現在、本市の年少者人口と高齢者人口の全人口に占める割合は、年少者人口１７．０％、高齢者人口１１．８％であり、全国レベル（年少者人口１４．９％、高齢者人口１６．６％、平成１１年４月１日確定値）までにはいたっていない。しかしながら、本市の年齢構成の特徴（いわゆる団塊の世代が多い）から見て、今後急速に高齢化が顕在化してくることは確実である。

高齢者生きがい対策については、このような展開の中で背景に退いた感があるが、高齢社会を明るくとらえるという面で非常に重要な施策であり、平成１１年度には、シルバー人材センターが設立された。また、保健センターにおいても高齢者対策としての健康相談、健康教室が実施されている。

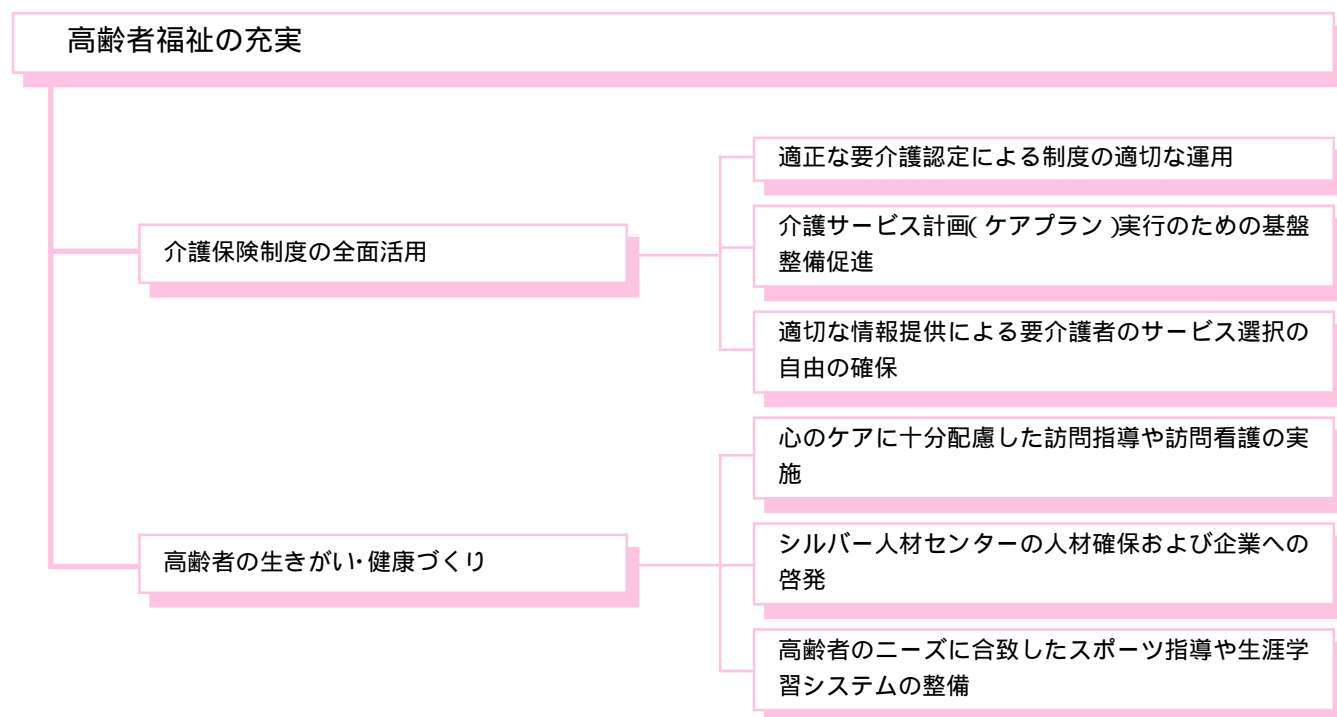
【基本方針】

総合福祉センターを拠点として、介護保険制度など新たな基盤の上に、今後本市でも予想される高齢者人口の増加を織り込んで、高齢者福祉施策の指針である老人保健福祉計画を再構築し、介護保険制度を活用しながら福祉サービスの充実を図るとともに介護予防の観点から生きがい・健康づくりを推進する。

また、このような施策には、保健、福祉、医療、生涯学習など各分野の調整と一体的な運用が必要であり、本市においても地方分権の実をあげるモデルケースとして取り組む。



【施策の体系】



【施策】

介護保険制度の全面活用

要介護認定を適正に行い、要介護者のニーズと被保険者の保険料負担とのバランスのとれた適切な運用を図る。

介護保険制度に定める介護サービス計画(ケアプラン)に基づき、サービス提供事業者が要介護者等のニーズに適合した在宅サービスおよび施設サービスを提供できるような基盤整備を促進する。

在宅サービスの内容や介護保険施設の設備やサービスの水準について詳細な情報を提供し、介護保険制度の趣旨である選択の自由の確保に努める。

高齡者の生きがい・健康づくり

訪問指導や訪問看護の際、生きがいの発見や社会参加を促すなど、心のケアに十分配慮した対応を行い、閉じこもりをなくし寝たきり老人をつくらない運動を繰り広げる。

高齡者の経験・能力・趣味等を生かした熟年パワーを社会に還流するシルバー人材センターについて、登録する人材の確保や事業所等への啓発に努め、一層の充実を図る。

高齡者の健康増進や学習意欲に応えるため、高齡者のニーズに合致したスポーツ指導や生涯学習システムの整備を進める。

(3) 障害者福祉の充実

【現況】

平成5年11月に心身障害者基本法の一部改正が行われ、法律名が障害者基本法に改められた。この改正では、基本理念にノーマライゼーションの考え方を導入し、障害者の自立と社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することとした。また、国および地方公共団体に障害者施策に関する計画の策定を義務づけ、雇用の促進、公共施設の利用などについて国および地方公共団体の講ずべき措置や事業者の努力義務に関する規定などが加えられた。

平成7年12月には、政府の障害者対策推進本部が平成8年度を初年度とする「障害者プラン - ノーマライゼーション7カ年戦略」を決定した。障害者プランは、平成5年に策定された「障害者に関する新長期計画」をさらに推進していくための、重点施策実施計画という性格を持つ。このプランはリハビリテーションとノーマライゼーションの理念の実施をめざして、(1)地域で共に生活する、(2)社会的自立を促進する、(3)バリアフリー化を促進する、(4)生活の質の向上をめざす、(5)安全な暮らしを確保する、(6)心のバリアを取り除く、(7)国際協力と支援、の七つの柱で、厚生省だけでなく関係各省庁が一丸となってプランの策定と推進を図ることとしている。

【基本方針】

「障害者計画」に基づき、障害を持つ人も持たない人と同様、地域の中で普通に生活できる環境を整えるノーマライゼーションの理念を推し進め、公共施設の物理的バリアフリー化とともに、社会的、制度的、心理的および情報面でもバリアフリー化を推進する。

また利用者のニーズ把握に基づく各種支援策の充実による障害の重度化防止を図っていく。

都道府県、市町村においても同様な計画策定が求められており、本市においても、平成9年度に「障害者計画」を策定した。本市の障害者計画は、基本理念として、リハビリテーションとノーマライゼーション、目標として「完全参加と平等」、将来像として「手をつなぎあう福祉の輪と絆があるまちかしば」を掲げている。

本市の身体障害者手帳・療育手帳所持者は、それぞれ増加傾向にあり、また重度化傾向が見られる。身体障害者手帳の所持者の中では、肢体不自由が約6割を占めている。また、知的障害者も高齢化傾向が見られることから、親亡き後対策の充実が重要である。

ノーマライゼーション

障害者を特別視したり、特別扱いするのではなく、一般の人々と平等にかつ一般の社会で普通の生活が送れることを趣旨とする考え方。

リハビリテーション

「障害者計画」におけるリハビリテーションは、本来、障害者が障害のない人と同様に享受すべき権利や生き方について、これを享受するためにおこなわれる障害者への支援全般を意味する考え方で、単に医学的な機能回復訓練だけではなく、全人間的復権を目指すものである。

【施策の体系】

障害者福祉の充実

障害者の在宅福祉

訪問介護等の在宅福祉サービスの実施

介護保険制度との連携による在宅福祉サービス基盤の充実

障害者の施設福祉

基盤整備と適切な入所相談

市役所、民間事業所等での障害者雇用を推進

社会参加の促進

福祉作業所、授産施設における定員の拡大

障害者のニーズに合致したスポーツ指導や生涯学習システムの整備

【施策】

障害者の在宅福祉

障害の程度に応じた補装具や日常生活用具の給付、訪問介護（ホームヘルプ）、訪問入浴、日帰り介護（デイサービス）、短期入所生活介護等の在宅福祉サービスを行う。

介護保険制度と連携して障害者の在宅福祉サービス基盤の充実を図る。

障害者の施設福祉

施設の選択の幅がより広がるように基盤整備に努めるとともに、施設のサービス内容や人員、設備等の情報提供を進めて、適切な入所相談を行う。

社会参加の促進

市役所庁舎のバリアフリー化等により、障害者雇用を推進すると同時に、民間事業所等での雇用の実態を把握するとともに、雇用促進への意識啓発を行っていく。

福祉作業所、授産施設において広域的対応を含めた定員の拡大を図る。

障害者の健康増進や学習意欲に応えるため、障害者のニーズに合致したスポーツ指導や生涯学習システムの整備を進める。

表 - 10 身体障害者手帳・療育手帳所持者数推移

単位:人

年度		平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年
身体障害者手帳	視覚障害	91	98	106	111	115	120	121
	聴覚障害	94	94	94	97	105	120	127
	肢体不自由	567	593	622	639	659	699	732
	内部機能障害	179	198	212	214	235	242	267
	合計	931	983	1,034	1,061	1,114	1,181	1,247
療育手帳		123	132	152	157	168	179	189

（４）生活保障体制の充実

【現況】

生活保護世帯は、昭和 60 年度までは、増加傾向にあったが、その後は他施策の充実、生活保護法の適正運用により減少傾向にある。保護世帯の内訳としては、高齢者世帯が増加を見せている。今後、経済不況の長期化による生活保護世帯の一層の増加が懸念される。

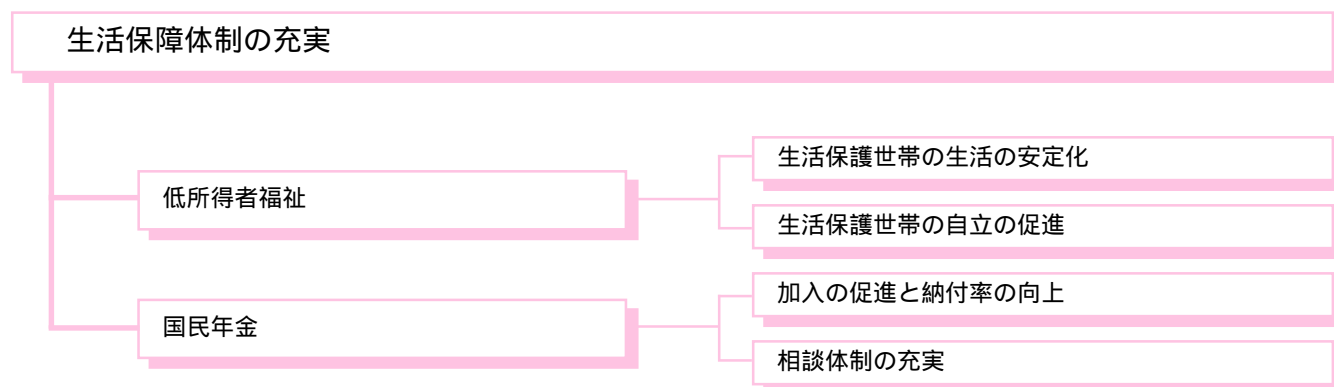
国民年金については、依然として加入の促進が必要とされている。また、年金受給者の増加とこれを支える若年者層の減少に対応した年金制度改革の動きがある。

【基本方針】

生活困窮者の実情に合った生活保障制度の改善を国や県に要望していく。また、年金制度改革の動きに応じた市民への制度への普及啓発や、相談体制の充実を図る。

同時に、生活保護世帯の自立、年金の保険料納付率向上を図るなどして適正な生活保障体制の確立をめざす。

【施策の体系】



【施策】

低所得者福祉

生活保護の適正な運用保護による保護世帯の生活の安定化を図る。

生活相談、就労の促進等に努め、保護世帯の自立を促進する。

国民年金

国民年金については、広報活動などを通じて重要性を P R し、無年金者の解消および納付率の向上を図る。

年金制度改革や老後の不安の相談に応じる体制の充実を図る。

2. “安心して子どもを産み育てることのできる”社会の実現

【現況】

わが国の合計特殊出生率は、平成10年には1.38（本県においては1.30）にまで下落している。このままの少子化傾向が続くと、わが国の人口は、平成19年（2007年）をピークに減少を始めると予測されている。

この対策として、国では、エンゼルプラン（今後の子育て支援施策の基本的方向について）の策定、また子育てしやすい環境の整備、児童の健全な育成と自立を支援するための児童福祉法の改正等が行われている。

本市においては、夫婦と子どもから成る約8千世帯のうち、世帯主が20～39歳の若年層世帯が2千世帯余りと約25%を占めている。これらの世代では、ニュータウン地域を中心に地域との関わりが希薄になり、育児の悩みを相談する家族も近居していないという現実が見られる。これに应运本市では、これら子育ての不安を抱える保護者に対して、保育士がその経験を生かした相談に応じる事業を行っている。

【基本方針】

少子・高齢化の著しい進行は、女性が子どもを産み育てる代償があまりに大きいことがひとつの重要な要因と考えられる。このような負担を軽減し、女性が子どもを産んでも、引き続き、いきいきと社会に参画できる環境を整えることが必要である。そのためには、女性と男性が子育てについても負担を分かち合える男女共同参画社会の実現をめざす。

また、保育所サービスの面では、乳児保育や長時間保育を実施しているが、低年齢児を中心に保育所の入所待機状態も発生しており、より一層の保育サービスの充実が求められている。

乳幼児保健・医療面では、乳幼児の健康診査および保護者に対する指導や相談事業を実施するとともに、平成9年度に満3歳になるまでの幼児に対象を拡大し、医療費の助成を行っている。また、ひとり親家庭への支援策としては、母子医療費の助成、児童扶養手当の支給等を行っている。

今回実施した市民意識調査によると、安全な道路の整備、身近な子どもの遊び場、医療施設等への不満も多く見られ、子育てを行う生活環境面での課題も多い。

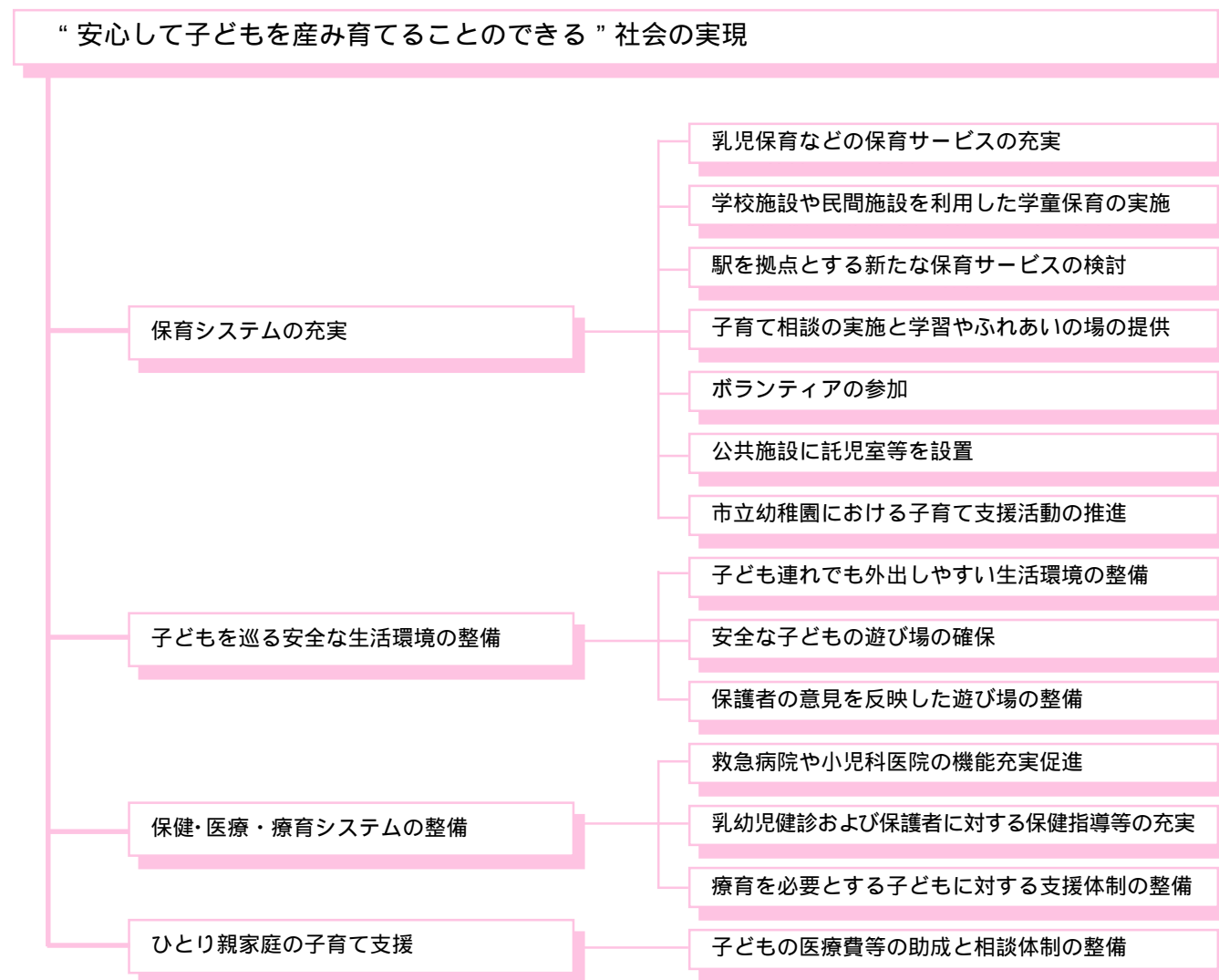
具体的には、子育てと仕事との両立支援や家庭における子育て支援など、今後の子育てのための施策の基本的方向を定めた“エンゼルプラン”に基づく施策を展開する。



合計特殊出生率

ひとりの女性が、一生のうちに平均何人の赤ちゃんを産むかを示す数値。15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計。この数値が2.1を下回り続けると、その民族や国民の人口は減り始める。

【施策の体系】



【施策】

保育システムの充実

保育所において、乳児保育、長時間保育、早朝保育、一時保育、障害児保育などの保育サービスの充実に努める。

保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後児童健全育成事業による学校施設や民間施設を利用した適切な遊びと生活の場を与え、健全な育成を図る。

駅を拠点とする新たな保育サービスについても、費用対効果を計りながら検討する。

保護者に対して、保育士や幼稚園教諭の人材を活用した相談事業の展開を図るとともに、保護者相互の子育てに関する学習やふれあいの機会を提供する。

子育てに関するボランティアを募集するとともに、ボランティア活動に際して必要な知識や技術の習得の場を提供する。

公共施設に託児室や子どもスペースを設け、保護者の公共施設利用の利便を図る。

市立幼稚園における子育て支援活動の推進を図る。

子どもを巡る安全な生活環境の整備

子どもを連れて外出する場合の保護者のストレスを軽減するため、ベビーカーが通行しやすい歩道の整備などを推進する。

保護者が目を離しても安心できる子どもの遊び場を地域の中に確保する。

子どもの遊び場の具体的設計については、ワークショップ等の保護者の意見が反映されるような仕組みをつくる。

保健・医療・療育システムの整備

救急病院や小児科医院などの施設や機能の充実を促進し、子どもが病気になっても安心な医療体制を整備する。

乳幼児健診および乳幼児の保護者に対する保健指導や相談の充実を図る。

保健、医療、福祉各分野の連携のもと、療育を必要とする子どもの生涯にわたる支援体制の整備を図る。

ひとり親家庭の子育て支援

子どもの医療費等を助成するとともに、ひとり親家庭の悩みに応じた相談体制の整備を図る。

表 - 1 1 保育所入所児童数推移

単位:人

年度 \ 児童数	合計	年齢別		
		0 歳 ~ 2 歳	3 歳	4 歳 ~ 5 歳
平成 4 年	5 0 6	1 2 4	1 4 7	2 3 5
平成 5 年	5 3 1	1 3 5	1 4 6	2 5 0
平成 6 年	5 9 7	1 4 6	1 8 2	2 6 9
平成 7 年	6 0 9	1 6 6	1 4 2	3 0 1
平成 8 年	6 1 8	1 7 5	1 3 6	3 0 7
平成 9 年	6 0 5	1 7 4	1 6 5	2 6 6
平成 10 年	7 0 9	2 0 2	1 6 5	3 4 2
平成 11 年	7 4 3	2 2 2	1 7 5	3 4 6

各年 4 月 1 日現在

ワークショップ

指導者がその高い技術を未熟な受講者に伝達しながら制作指導するという一方通行的なものではなく、参加者の個人的工夫や、参加者の相互の刺激、集团的創意などを重視する集団制作方式。特に、まちづくり等にあたって住民合意形成のための参加型、体験型手法として注目されている。

3．市民の健康の確保

【現況】

今回実施した市民意識調査によると、望ましい本市の将来像を実現するために特に重要と思われるまちづくりの内容として、調査回答者 902 名中 400 名（複数回答）が「救急病院等、医療施設の充実」を挙げ、圧倒的に第 1 位となっている。

また、身近な生活環境の改善については、選択肢 23 項目のうち「診療所や病院など、救急医療施設の整備」を調査回答者 902 名中 417 名（複数回答）が挙げ、要望の第 2 位であった。

平成 11 年 10 月現在、市内には病院が 3 か所、診療所が 32 か所、歯科医院が 28 か所あり、眼科・耳鼻科の医院、また土日に開業している医院も増えつつある。しかしながら全診療科目を備えた総合病院はなく、特に小児科については不備と言える状況である。また、夜間休日診療体制については、葛城地区休日診療所において準夜診療を行っているが、深夜の患者には対応できる体制にはいたっておらず、今後深夜の応急体制の充実が必要である。

【基本方針】

市民の健康を守るために保健サービスの充実に向かった施策を推進する。また、体を動かすこと、スポーツを楽しむことが健康を維持する上で重要であり、スポーツをする機会の提供と適切な健康チェックを両輪とする“健康づくり”を推進する。

医療体制については、人口の増加に対応した医療施設および救急医療体制の充実に向けた施策を早急に推進する。総合病院の誘致とならんで、市立病院の設置についても、比較検討する。また、医療保険制度の見直しや、介護保険制度の導入に伴う国民健康保険財政の健全化を推進し、安定した運営を図る。

近年、悪性新生物（がん）、心臓疾患、脳血管性疾患の死亡要因の上位を占める疾病は、食習慣や喫煙習慣、その他日常生活におけるストレスや運動不足に大きな影響を受けていることがわかってきた。

これらの疾病や寝たきりを予防し、健康増進を図るため本市では、医師会、歯科医師会および薬剤師会の協力のもとに、早期発見、早期治療に向けた各種健診（検診）や生活習慣改善に向けての相談等を実施している。また、健康づくり推進協議会や健康フェスティバルの開催、食生活改善推進員および健康運動普及推進員の養成とその後の自主活動の支援を行っている。また、総合福祉センターにおいて機能訓練や水浴訓練室を利用した水中ウォーキング教室も開催している。

また、本市の国民健康保険については、高齢化の進展に伴い、財政の悪化が懸念される状況にある。これに対応して、各種保険事業による健康づくりの推進とともに、短期保険証の発行と徹底した納付相談の実施により、保険料の収納率向上をめざしている。

また、市民の健康増進策の一環として、駅前駐輪場の整備とともに、自転車・歩行者専用道「かつらぎの道」など既存の資産をリンクさせサイクリングネットワークの形成を図るなど、自転車を使いよくする環境を整備し、市民の自転車利用を促進する。

【施策の体系】



【施策】

保健サービスの充実

市民一人ひとりが健康な生活を送れるよう健康づくりについての啓発を行い、意識の高揚を図る。

訪問看護、訪問指導、機能訓練、健康相談、健康教室等の保健サービスの向上を図る。

予防衛生対策の推進、検診の実施等、疾病を予防するための機能充実を図る。

健康づくりのためのスポーツ活動等の促進
積極的な健康づくりを進めるため、各種スポーツ大会・スポーツ教室やクラブ活動等を通じて市民参加を促進する。

総合スポーツ公園など自然を生かした屋外施設を活用し、市民の健康づくりを促進する。

安心してスポーツを楽しめるように、スポーツの前後に手軽に健康チェックを受けることができるシステムを整備する。

都市計画道路への自転車専用道の挿入や、既存道路の改良にあたって、歩行者や車椅子と自転車が共存できる整備を考慮するなどの方法により、サイクリングネットワークを形成するとともに、自転車のリサイクルを推進するなど、市民の自転車利用を促進する。

医療施設の充実

市立病院の設置または総合病院の誘致等を図り、医療施設の充実に努める。

救急医療体制の充実

ひとり暮らしの高齢者の急病など緊急の際にも、在宅福祉サービス、訪問看護サービスなどとの連携を図り、速やかに適切な医療措置が受けられるような体制を整備する。

葛城地区休日診療所における深夜診療体制の整備を図る。

本市内における休日・深夜診療体制の整備を図る。

国民健康保険

人間ドックなどの保健事業を充実推進することにより、疾病の早期発見・早期治療と予防に努めるほか健康づくりの正しい知識の普及・意識の高揚を図る。

診療報酬明細書の内容の点検を充実し、適正受診に向けての啓発を行う。

広報啓発活動により、国民健康保険制度の周知を図り、退職被保険者の適用を適正に行う。

保険料の平準化、収納率の向上を図り、財源の確保と円滑な事業により安定運営に努める。

表 - 1 2 医療施設数の推移

項目 年	病院		診療所		歯科医院
	病院数	病床数	診療所数	病床数	
平成4年	2	454	18	17	21
平成5年	2	454	21	17	22
平成6年	2	454	24	17	25
平成7年	2	454	25	24	25
平成8年	2	454	25	24	26
平成9年	3	608	27	24	27
平成10年	3	608	28	24	26
平成11年	3	608	32	26	28



.心豊かな人を育て生活の豊かさが感じられるまち

【基本方針】

市民が生涯を通じて、向上心を持った幅広い活動を、いつでも、どこでも、誰でも心身両面で行えるような生涯学習社会の形成を図る。そのために、すべての年齢層にわたる市民、いかなるハンディキャップを負った市民でも、スポーツ活動や文化活動を行うことができるような環境の整備をめざす。

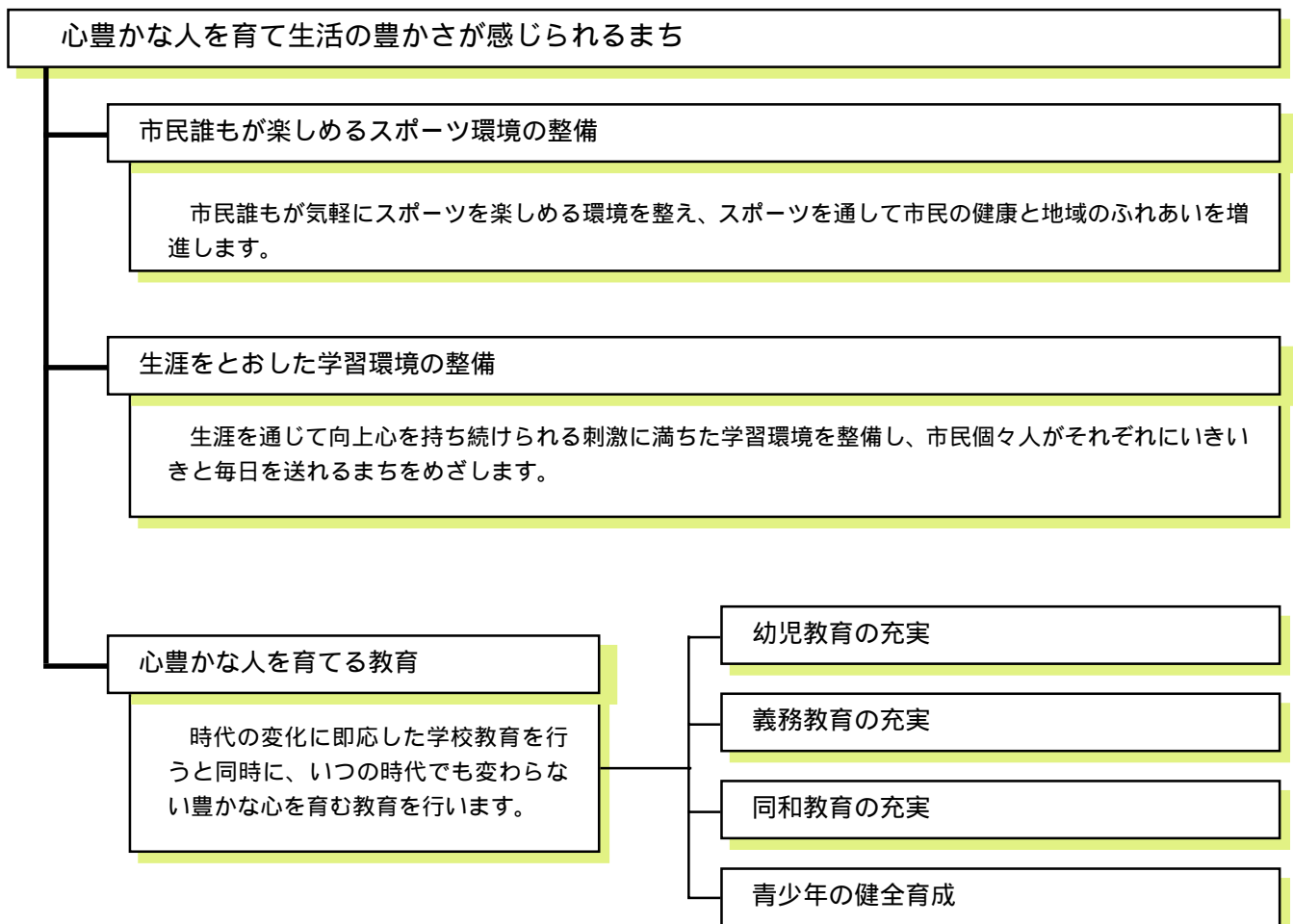
特に成長期の青少年には、その後の一生を通じて豊かな自己啓発を行いうる素地を形成するための、心豊かな人を育てる教育を行う。

心豊かな人を育て生活の豊かさが感じられるまち





【計画の枠組み】



1．市民誰もが楽しめるスポーツ環境の整備

【現況】

スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求に応えるとともに、爽快(そうかい)感、達成感、他者との連帯感等の精神的充足を与え、健康の保持増進、体力の向上にも寄与するものである。特に、近年、都市化や生活の利便化等による日常生活における身体活動の機会や場の減少、高齢化の急激な進展、生活水準の向上や自由時間の増大等の社会環境の変化、仕事中心から生活重視へという国民の意識や価値観の変化の中で、心身ともに健全な生活を営む上でスポーツが不可欠なものとの認識が国民に広く根づくとともに、その重要性がますます高まるものと考えられ、21世紀は「生涯スポーツの時代」とも言われている。

本市のスポーツ活動では、「生涯スポーツの基礎をつくること」を目的に掲げ、多種目のスポーツ活動を行っているスポーツ少年団が特筆すべき存在である。その規模も県下では奈良市に次いで二番目となっている。また、全国規模のスポーツ大会で優秀な成績を収めている学校もある。

本市の社会体育施設は、総合体育館、地域体育館、健民運動場に加え総合公園内の総合プール、都市公園内の高塚グラウンド、観正山グラウンド等が供用されている。いずれの施設も築後10年以上を経過しており、修繕個所が年々増加する傾向にある。

【基本方針】

緑に恵まれた環境に包まれながら、市民誰もがくつろいだ雰囲気の中でスポーツに親しめ、ゆったりと憩いながら交流を進める場となる総合スポーツ公園の整備促進を図る。

この総合スポーツ公園の整備を中心に、多様化、高度化する市民のスポーツ活動へのニーズに応えるためのスポーツ推進振興計画を策定し、市民誰もが楽しめるスポーツ環境の整備を推進する。

心豊かな人を育て生活の豊かさが感じられるまち



【施策の体系】



【施策】

総合スポーツ公園の整備促進

緑に恵まれた環境に包まれながら、市民誰もがくつろいだ雰囲気の中でスポーツに親しめ、ゆったりと憩いながら交流を進める場となる“総合スポーツ公園”の整備促進を図る。

総合スポーツ公園を核に、スポーツ施設の整備とスポーツ団体の活動支援、および施設利用等のスポーツ活動へのアクセスを容易にする方策等を総合的に検討し、「生涯スポーツの時代」に相応したスポーツ環境をめざす“スポーツ推進振興計画”を策定する。

総合スポーツ公園の周辺については、自然と調和した環境整備を進める。

スポーツ施設利用の活性化

すべての市民がスポーツを楽しめるように、スポーツ施設の情報提供、利用予約をインターネットホームページ上で行うことのできるスポーツ施設利用情報システムを整備する。

スポーツ施設利用情報システムの構築に際して、民間スポーツ施設の利用も同時に行える体制をつくる。

市内のスポーツ施設だけでなく近隣の市町の施設も含めた利用を図るための広域情報ネットワークの形成を図る。

既存スポーツ施設の活用

総合体育館、地域体育館、総合プールなどの既存社会体育施設の改修を進め、総合スポーツ公園の施設を含めた合理的な活用を図る。

体育館、運動場など学校体育施設の開放をさらに進めると同時に、スポーツ施設利用情報ネットワークへの登録を図るなど利用利便性を高め、スポーツを楽しむ身近な場を確保する。

スポーツ活動団体の育成

広い年齢層がスポーツを通じて交流し、地域の連帯を深められる“総合型地域スポーツクラブ”の育成を図る。

広範な年齢層に多様な種目のスポーツを指導することができる指導者層の充実を図る。

スポーツイベントの企画

総合スポーツ公園をはじめとする施設の有効利用を図るとともに、スポーツ少年団活動など市民レベルのスポーツ活動をリードするスポーツイベントを身近で見る機会を増やす。

表 - 13 社会体育施設の利用状況

単位:人

施設 \ 年度	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年
総合体育館	64,359	60,979	69,964	75,652	74,265	82,173	101,305
地域体育館	10,694	8,083	15,337	16,276	14,229	17,704	16,967
健民運動場	11,309	15,744	15,336	9,733	13,643	14,933	18,855
高塚グラウンド	8,681	10,546	15,277	12,432	17,558	14,320	19,516
観正山グラウンド	5,450	5,468	8,107	8,436	7,804	8,831	9,358
高塚テニスコート	14,937	17,695	14,433	16,047	17,006	16,034	13,086
健民テニスコート	10,633	6,416	10,543	12,414	11,241	12,656	13,066
総合プール	48,135	33,615	10,622	37,044	10,115	31,016	28,288
合 計	174,198	158,546	159,619	188,034	165,861	197,667	220,441

2．生涯をととした学習環境の整備

【現況】

生涯学習とは、「人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」ような生涯学習社会をつくっていかうとする上で教育を含めたさまざまなシステムを総合的に見直していくための考え方であるとともに、生涯にわたって行われる学習そのものを指す概念としてとらえることができる。すなわち、学校教育や社会教育の中での、意図的・組織的な学習活動だけではなく、スポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動なども生涯学習であり、これら学習活動の場も、小・中・高等学校、大学などの高等教育機関、公民館・図書館・博物館、文化施設、スポーツ施設、カルチャーセンター、企業・事業所など多岐にわたっている。

市民意識調査によると生涯学習活動をしたいと“強く思う”人と“多少思う”人を合わせると約80%にも上っている。具体的な学習方法としては“公民館、図書館、スポーツ施設、市民ホールな

どの施設の行う行事や講座”“公民館、図書館、スポーツ施設、市民ホールなどの施設を利用して”という意見が多数を占めており、市民の生涯学習の場としての社会教育施設への期待は、非常に高いと言える。

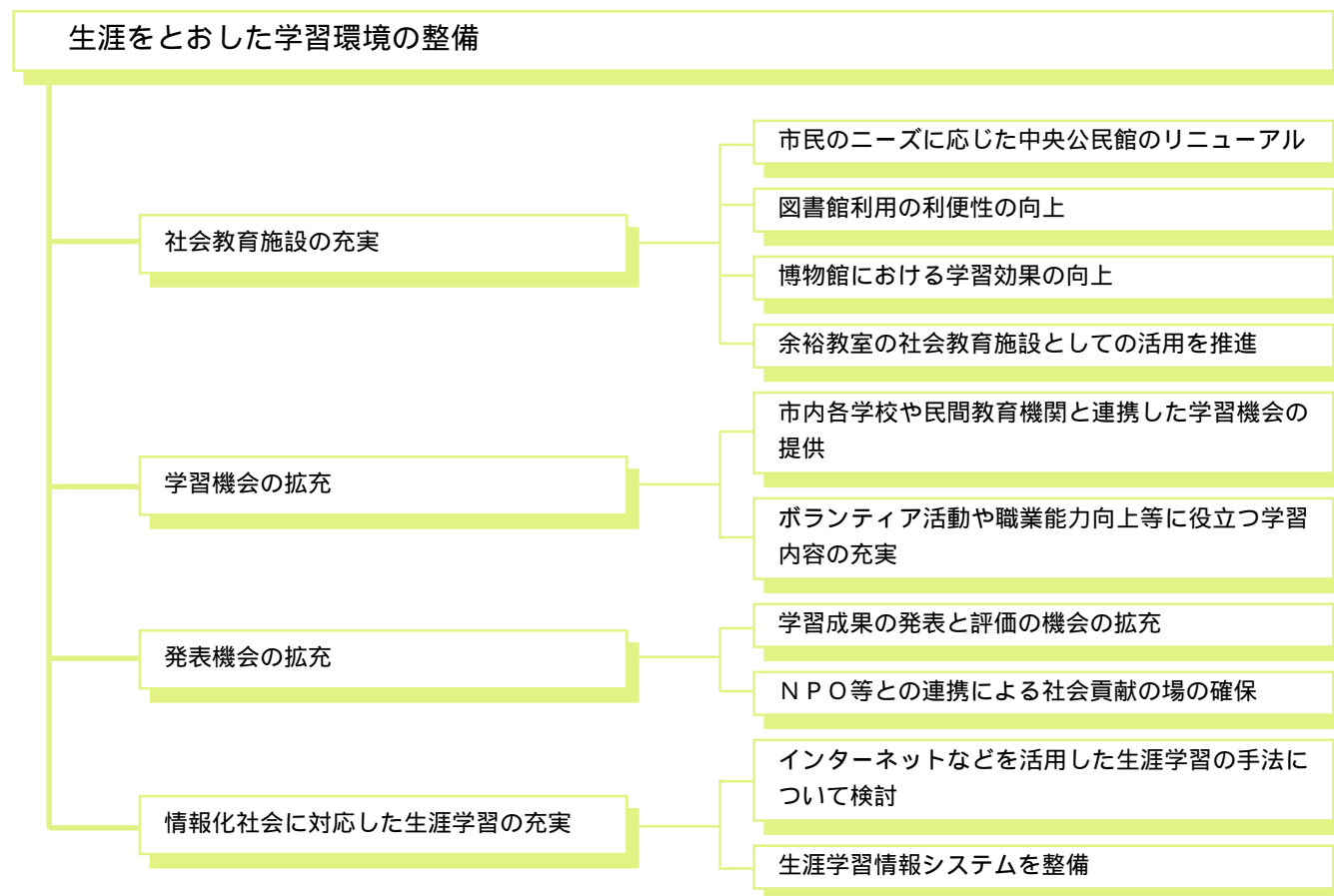
本市の社会教育施設としては、平成4年4月にオープンしたふたかみ文化センターに「市民図書館」と「二上山博物館」を設置し、多くの市民に利用されている。特に市民図書館の貸出冊数は、同規模の都市間の比較では、全国的にも常にトップランクにある。

また、昭和55年に設置された中央公民館は、1,030名収容のモナミホールと研修室、実習室等からなり、登録文化サークルが約120団体、年間利用者は例年約8万人で推移している。しかしながら、既に施設がかなり老朽化しており、改修が必要な時期にいたっている。

【基本方針】

市民の生涯学習が可能な生涯教育機能のレベルを指し示すとともに、その達成のための、行政の役割、NPOや民間教育機関との連携、その他の基本方針を定める「生涯学習基本計画」を策定し、これに基づき、市民個々人の自由な学習意欲に応えるため、「情報提供による学習意欲の喚起」→「学習の場の多様な選択の機会」→「学習成果の発表の容易さ」→「それを見た他の市民の学習意欲の高まり」、といった学習意欲伝播サイクルをつくりだせる環境を整備する。

【施策の体系】



【施策】

社会教育施設の充実

生涯学習基本計画に基づき中央公民館を中心とした社会教育施設の再編を行う。中央公民館については、市民のニーズに合致した形態へリニューアルを実施する。

図書館利用の利便性を高めるため、図書館ネットワークの構築を図るとともに、インターネットホームページでの検索や駅でのサービスの導入を検討する。

博物館における学習効果を高めるため、学術上貴重な実物展示が可能な設備の整備を図るとともに、インターネットやＡＶ機器を用いた映像展示の充実も図る。

学校の余裕教室の社会教育施設としての活用を推進する。

学習機会の拡充

市内の各学校や民間教育機関と連携して、市民の多様なニーズに応える学習機会の提供を図る。ボランティア活動や職業能力向上などに役立つ学習内容の充実に努める。

発表機会の拡充

学習成果の発表と評価を行う機会を拡充し、目標を持った学習や学習意欲の伝播を促す。

NPO等との連携を図りながら、学習成果をボランティア活動など社会貢献に生かせるように努める。

情報化社会に対応した生涯学習の充実

インターネットやテレビの多チャンネル放送を活用した生涯学習の手法について検討する。

民間施設を含めた生涯学習施設の情報提供をインターネットホームページ上で行うことのできる生涯学習情報システムを整備する。

表 - 1 4 中央公民館使用状況推移

単位:人

施設	年度	平成 4 年	平成 5 年	平成 6 年	平成 7 年	平成 8 年	平成 9 年	平成 10 年
本館		49,818	49,077	51,153	51,669	48,492	47,547	50,442
モナミホール		41,254	35,820	48,715	36,660	34,527	29,969	26,536
合 計		91,072	84,897	99,868	88,329	83,019	77,516	76,978



3．心豊かな人を育てる教育

（１）幼児教育の充実

【現況】

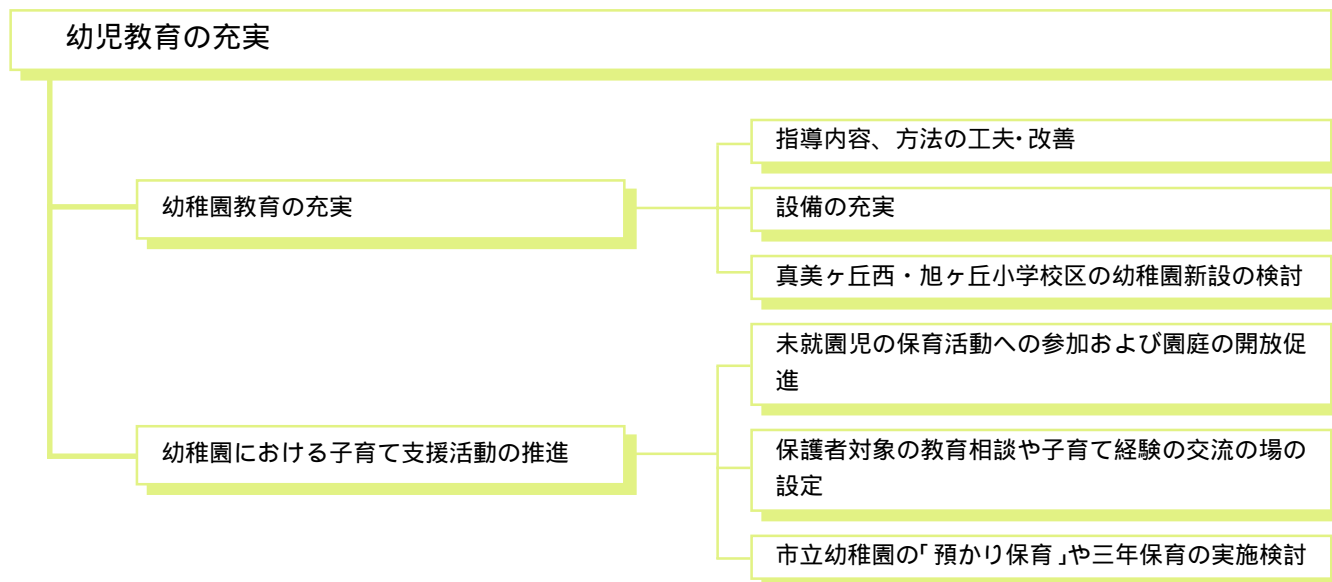
本市の幼稚園は、市内10小学校区中、8小学校区に市立の幼稚園が設置されている。また、私立幼稚園は2園ある。私立幼稚園では三年保育が実施されているが、市立幼稚園は現在のところ二年保育になっている。各幼稚園は、園児数の多少、園庭の広さ、空き保育室のあるなし等、若干の相違はあるものの、その特性を最大限に生かしながら保育活動を展開している。

これからの幼稚園・保育所は、「生きる力」の基礎を培う重要な役割を担っていること、教員や保育者が幼児期の道德性の芽を伸ばし、育てる適切な働きかけや幼児の心に響く豊かな活動を展開していくこと、また、地域の幼児教育のセンターとして、その施設や機能を地域に開放し、積極的な子育てを支援していく役割を果たしていくこと等が求められている。

【基本方針】

「生きる力」の基礎をつくる重要な時期であることを踏まえ、幼児期にふさわしい生活・活動・教育を豊かに展開するなど幼児教育の専門機関としての幼稚園教育の構築に一層努めていく。

【施策の体系】



【施策】

幼稚園教育の充実

幼児の生活に適合し、遊びを通して総合的な指導を行うための内容、方法の工夫・改善に努める。

幼児期にふさわしい教育活動の展開に応じた設備の充実を図るとともに、幼児とともによりよい教育環境の創造に努める。

真美ヶ丘西・旭ヶ丘小学校区の幼稚園の新設については、校区の人口動向や保育所との関連も視野に入れて検討を進める。

幼稚園における子育て支援活動の推進

未就園児の保育活動への参加や、園庭で親子が気軽に遊べるようにするための園庭の一層の開放を図る。

未就園児を含む保護者対象の教育相談の場や、子育てに関する経験を交流する場の設定を図る。「預かり保育」や市立幼稚園の三年保育の実施については、私立幼稚園との連携も考慮しつつ検討を進める。

表 - 15 幼稚園の園児・学級数の推移

各年5月1日現在

年度 幼稚園	平成4年		平成5年		平成6年		平成7年		平成8年		平成9年		平成10年		平成11年	
	園児	学級	園児	学級	園児	学級	園児	学級	園児	学級	園児	学級	園児	学級	園児	学級
五位堂	77	4	74	4	71	3	69	3	57	3	64	3	73	4	73	4
下田	128	5	130	5	132	5	145	5	152	6	153	6	159	6	159	6
二上	55	3	69	3	64	3	51	2	50	2	59	3	69	3	77	4
志都美	81	4	92	4	98	4	105	4	97	4	88	4	92	4	83	3
関屋	61	2	58	2	59	3	38	2	30	2	36	2	45	2	51	2
三和	119	4	115	4	108	4	105	4	112	4	108	4	111	4	100	4
鎌田	53	2	57	2	43	2	47	2	49	2	47	2	57	3	74	3
真美ヶ丘東	179	6	185	7	187	7	163	6	177	7	203	7	205	8	203	7
合 計	753	30	780	31	762	31	723	28	724	30	758	31	811	34	820	33

（２）義務教育の充実

【現況】

本市においては、急激な人口増加、市街地の拡大に伴い、適切な学校規模を確保し、遠距離通学を解消することが、今日までの重要課題であったが、平成12年4月の香芝北中学校の開校に伴い、ひとつの区切りを迎えた。

現在、本市の小中学校においては、児童生徒数にやや多少の差異はあるものの、各学校ともそれぞれの良さを生かし、特色ある学校づくりに努めている。

小中学校の今日的課題のひとつに、いじめ・不登校・学級崩壊等の問題がある。本市においては、特に学年進行とともに増加傾向を示す不登校児童生徒への対応が課題であり、各中学校にスクールカウンセラーや「心の教室」相談員の配置、また青少年センター内に適応指導教室を設置し、児童生徒や教職員、保護者に対しても自立を促したり解決のための相談を実施している。

また、近年の急激な社会の変化に柔軟に対応し得る人材の育成は、今日の学校教育に強い必要感を持って求められていることから、各学校では、パソコン教育、福祉教育、図書館教育、交流教育、国際理解教育等、それぞれ創意工夫をしながら取り組み、その展開に高まりと広がりが見られる。

平成8年、中央教育審議会答申は、これからの学校は、「生きる力」の育成を基本とすること、また、平成10年、教育課程審議会答申は、教育活動を展開する各学校は、その場にふさわしい環境を整えていることが不可欠であるとし、子どもたちにとって伸び伸びと過ごせる楽しい場に、じっくりと取り組めるゆとりを持って、試行錯誤したりすることが当然のこととして受け入れられる場に、安心して力を発揮できるような場でなければならないと提言している。

これらは、本市の小中学校にとっても、現況を見直し、学校改善をしていく上で取り入れていかねばならない課題である。

また、平成14年度から導入される学校完全週5日制への条件整備や「総合的な学習の時間」を含む新学習指導要領に基づく各学校の教育課程の編成と実施を通して「新しい学校づくり」「特色ある学校づくり」に取り組む必要がある。

【基本方針】

「学習指導要領」や「香芝市学校教育の指導方針」に基づき、「ゆとり」の中で「生きる力」を育む教育課程の編成と実施に努める。また、指導方法・指導形態や児童生徒の学校生活の過ごし方についての工夫改善を図り、一人ひとりが生きる学校づくりに努める。

学校施設については、香芝北中学校の開校により量の充足をみたため、今後は質の改善に重点を移す。

総合的な学習の時間

各学校が、地域や学校、児童生徒の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や児童生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うものとされている。

【施策の体系】



【施策】

生きる力を育む教育課程の編成と実施

指導内容の厳選と重点化を図り、基礎基本を重視するとともにチームティーチングの導入や協力指導体制を取り入れるなど、指導形態にも工夫改善を加える。

「総合的な学習の時間」は、全校指導体制をとり、児童生徒にとって魅力ある時間となるよう計画し、また、学校間や校種間で交流研究を行う。

パソコン教育、国際理解教育、環境教育、福祉教育等、児童生徒のニーズや社会の要請に基づく教育の推進に努める。

地域に開かれた学校づくりの推進

家庭、地域や関係機関等と連携して、地域の教育力を活用した児童生徒の健全育成に努める。

図書館、体育館、余裕教室等の地域への開放や校舎のバリアフリー化、校庭の緑化等を進め、地域のコミュニティセンター化を図る。

学校完全週5日制の実施に対応して、児童生徒の社会体験活動の充実に努める。

生徒指導の充実

同和問題をはじめ、人権問題の啓発を図り、差別をなくす意欲と実践力を持った児童生徒の育成に努める。

校内暴力やいじめ、不登校、学級崩壊などのケースに対応できる専門のカウンセラーや「心の教室」相談員などの充実に努める。

教員に対する教育講演会の実施や事例研修会等の充実を通して、不登校等、生徒指導上の諸問題に対応できる力量の向上を図る。

障害児教育の充実

障害を持つ児童生徒の実態を的確に把握し、それぞれの児童生徒に応じた教育課程の編成と実施に努める。

ノーマライゼーションを推進するため、盲、ろう、養護学校との交流や他校との交流教育を推進するなど、多様な教育機会を設定する。

学校施設の質の充実

学校施設整備については老朽化施設の大規模改修とともに、余裕教室の地域への開放も検討した整備を図る。

国際化・情報化社会等の時代のニーズに対応した教育機器の充実に努める。

学校の自主性・自律性の確立についての検討と推進

職員会議や企画委員会その他各種委員会等、学校の運営組織のあり方を見直し、組織的、機動的な学校運営に努める。

教育目標や教育計画等を保護者や地域住民に説明したり、学校運営に関して、地域住民に意見を求めたりする場や組織について検討する。

チームティーチング

複数の教師がチームを組んで弾力的に指導する方式。

表 - 1 6 小学校の児童・学級数の推移

各年5月1日現在

年度 小学校	平成 4 年		平成 5 年		平成 6 年		平成 7 年		平成 8 年		平成 9 年		平成 10 年		平成 11 年	
	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級
五位堂	342	14	332	14	345	15	351	15	341	14	334	14	341	15	354	15
下田	784	27	764	26	731	25	751	25	742	25	753	25	758	24	754	24
二上	364	15	325	13	300	13	298	13	282	12	276	11	277	11	299	13
志都美	565	18	569	18	576	18	312	13	298	14	306	13	290	14	276	13
関屋	563	18	519	18	502	18	461	19	428	18	411	17	404	16	377	15
三和	577	22	565	22	556	21	544	20	491	19	482	18	469	18	479	18
鎌田	260	13	258	12	251	12	251	11	241	10	241	11	236	11	240	11
真美ヶ丘東	630	21	639	21	629	21	626	21	650	21	650	22	641	23	674	24
真美ヶ丘西	327	14	327	15	321	16	343	16	334	14	347	14	341	14	355	14
旭ヶ丘	-	-	-	-	-	-	278	11	291	12	333	12	336	12	352	13
合 計	4,412	162	4,298	159	4,211	159	4,215	164	4,098	159	4,133	157	4,093	158	4,160	160

表 - 1 7 中学校の生徒・学級数の推移

各年5月1日現在

年度 中学校	平成 4 年		平成 5 年		平成 6 年		平成 7 年		平成 8 年		平成 9 年		平成 10 年		平成 11 年	
	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級
香芝	1,175	34	1,132	34	1,113	35	1,109	35	1,128	35	1,128	36	1,110	35	1,053	32
香芝西	485	15	472	15	461	16	468	16	429	14	397	13	344	12	314	11
香芝東	695	22	703	22	661	21	650	20	659	21	687	23	662	21	637	21
合 計	2,355	71	2,307	71	2,235	72	2,227	71	2,216	70	2,212	72	2,116	68	2,004	64

(3) 同和教育の充実

【現況】

昭和41年に奈良県教育委員会が公示した「同和教育の推進についての基本方針」に基づき、「人権尊重の精神に徹し、差別を正しく認識し、差別をなくす意欲と実践力を持った人間を育てる」ことを目標に、同和教育の推進に努めてきた。この結果、同和問題についての正しい理解や人権意識の高揚など多くの成果を挙げてきた。

しかしながら依然として起こる差別事象、学校における「いじめ」の問題、社会的弱者に対する犯罪の増加など日常生活のレベルでの同和教育の理念の具現化が課題となっている状況がある。また、情報化社会、高齢化社会の進展に伴い人権尊重・差別撤廃を自己課題としながら、自己を確立していく人間の育成が重要な課題となっている。

【基本方針】

人権擁護施策推進法の施行により、国は人権擁護のための教育・啓発、人権侵害被害者の救済の施策を

推進するとされた。本市においても、このような必要性を十分認識し、同和教育の推進を図る。

【施策の体系】



【施策】

学校教育における実践

管理職（校長、教頭）をはじめ、教職員に対する研修の充実を図る。

人権作文集・パンフレット・講演録等を作成するなど、同和教育を推進するための教材の充実を図る。

社会教育における実践

同和問題をはじめとする差別の構造を究明し、人権について認識を深め、人権侵害のない社会を実現するため、地区別懇談会や各種人権講座の開催を推進する。

地区別懇談会等で指導者となる人材の養成を図る。

職員研修における実践

人権擁護、人権啓発の先頭に立つべき市職員の資質を高めるため、研修の充実を図る。

(4) 青少年の健全育成

【現況】

今日、子どもたちをとりまく現状については、ゆとりのない生活、実体験の不足、家庭や地域社会の教育力の低下などが指摘される中で、いじめ、薬物乱用、性の逸脱行為などさまざまな憂慮すべき問題が生じている。このような状況のもと、これからの変化の激しい社会の中で、地域社会の大

人たちが手を携え、心豊かにたくましく生きることが出来る青少年を育んでいく環境を醸成することが強く要請されている。

本市では、スポーツ少年団活動が県下有数の規模を誇っており、すべての学校で学校体育施設の開放も実施されている。一方、昨今の青少年犯罪の増加傾向は本市にも影響を与えている。

【基本方針】

青少年を犯罪や非行から守るとともに、青少年が充実した文化・スポーツ活動を行える環境を整備する。

【施策の体系】



【施策】

青少年を犯罪や非行から守る活動

防犯パトロールの強化など青少年を犯罪から守る広報啓発活動の充実を図る。

青少年を非行から守るため、補導や教育指導の充実を図る。

青少年の活動の促進

スポーツ少年団など、クラブ活動やサークル活動を援助し、青少年が進んで団体活動に参加できる環境づくりを進める。

山間部や海辺の村の青少年との交流を促進し、視野を広げるとともに、心豊かでたくましい生き方を学ぶ機会を提供する。

スポーツ施設や野外活動施設の整備

総合スポーツ公園や香芝総合公園等においてスポーツ施設や野外活動施設の整備を推進し、恵まれた環境の中で青少年がスポーツや自然に親しめる環境を整備する。

・ 伝統を生かす快適で活力のあるまち

【基本方針】

本市の歴史と文化を背景に、“住み”“働き”“憩う”三拍子そろったまちづくりをめざす。都市計画道路の整備や新市街地の形成を図ると同時に、駅を中心とした拠点においては、都市的生彩を放つ施設の誘導を図る。

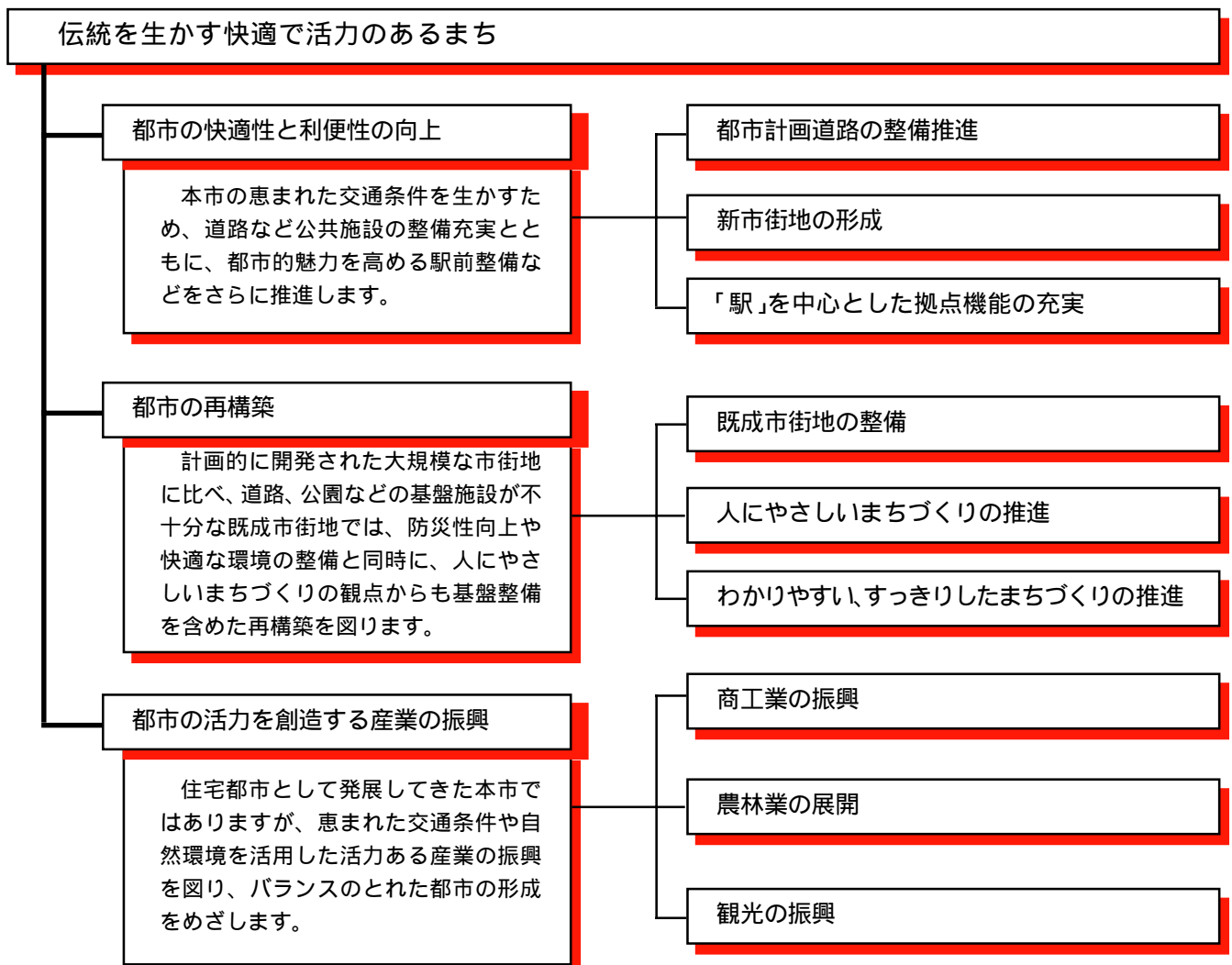
また、計画的に開発された新市街地に比べ、公共施設の整備や合理的な土地利用の面で立ち後れている既成市街地においては、防災面や「交通弱者」にも配慮した面的整備や公共施設整備を進める。

伝統を生かす
快適で活力の
あるまち





【計画の枠組み】



1. 都市の快適性と利便性の向上

(1) 都市計画道路の整備推進

【現況】

今回実施した市民意識調査によると、望ましい本市の将来像を実現するために特に重要と思われるまちづくりの内容として、第2位に「市街地・集落内の既存道路の拡幅・段差解消による歩行者、車椅子の安全通行の確保」が挙げられている。「幹線道路の整備促進」についても、調査回答者902名中199名（複数回答）が重要と指摘している。

また、身近な生活環境の改善については、選択肢23項目のうち「歩行者・自転車利用者のための快適で安全な道路の整備」を調査回答者902名中461名（複数回答）が挙げ、要望のトップであった。

平成7年度に実施した市民意識調査では、本市の道路状況について「不満である（35.9%）」「やや不満である（33.6%）」と約70%の市民が何らかの不満を持っているという状況である。

道路整備状況に関する具体的不満としては、道路幅員が狭い（83.9%）、歩道幅員が狭い（57.0%）、舗装状況が悪くてこぼこしている（30.7%）等が挙げられている。

また、国道165号、国道168号の渋滞についての不満も大きい。

【基本方針】

広域的な地域高規格道路であるとともに本市道路網の東西の中核軸である中和幹線の整備を促進する。また、南北の中核軸を形成する奈良西幹線、磯壁北今市線についても整備を促進する。これらの道路については、県とも協力しながら早期の全線供用をめざす。

このうち中和幹線と磯壁北今市線については、主要幹線道路であり、かつ本市の中心部を通過するため、本市のシンボルロードとして位置づけ、その風格とセンスを感じさせるような整備を図る。

このように、本市の道路整備の水準は、急速な宅地開発による人口の増加とマイカー利用の増加（通勤・通学者の3割以上がマイカーを利用している。）に道路整備が追いついておらず、生活道路、幹線道路ともに十分とはいえない状況である。

このような状況に対応するため、幹線道路として中和幹線、高田バイパスの整備が進められ、また、これに接続してネットワークを形成しながら市内の車両交通の円滑化を図るため、27路線の都市計画道路が定められている。これらの都市計画道路の整備については、ニュータウン内の区間と駅前整備に係る部分が先行して実施されている。

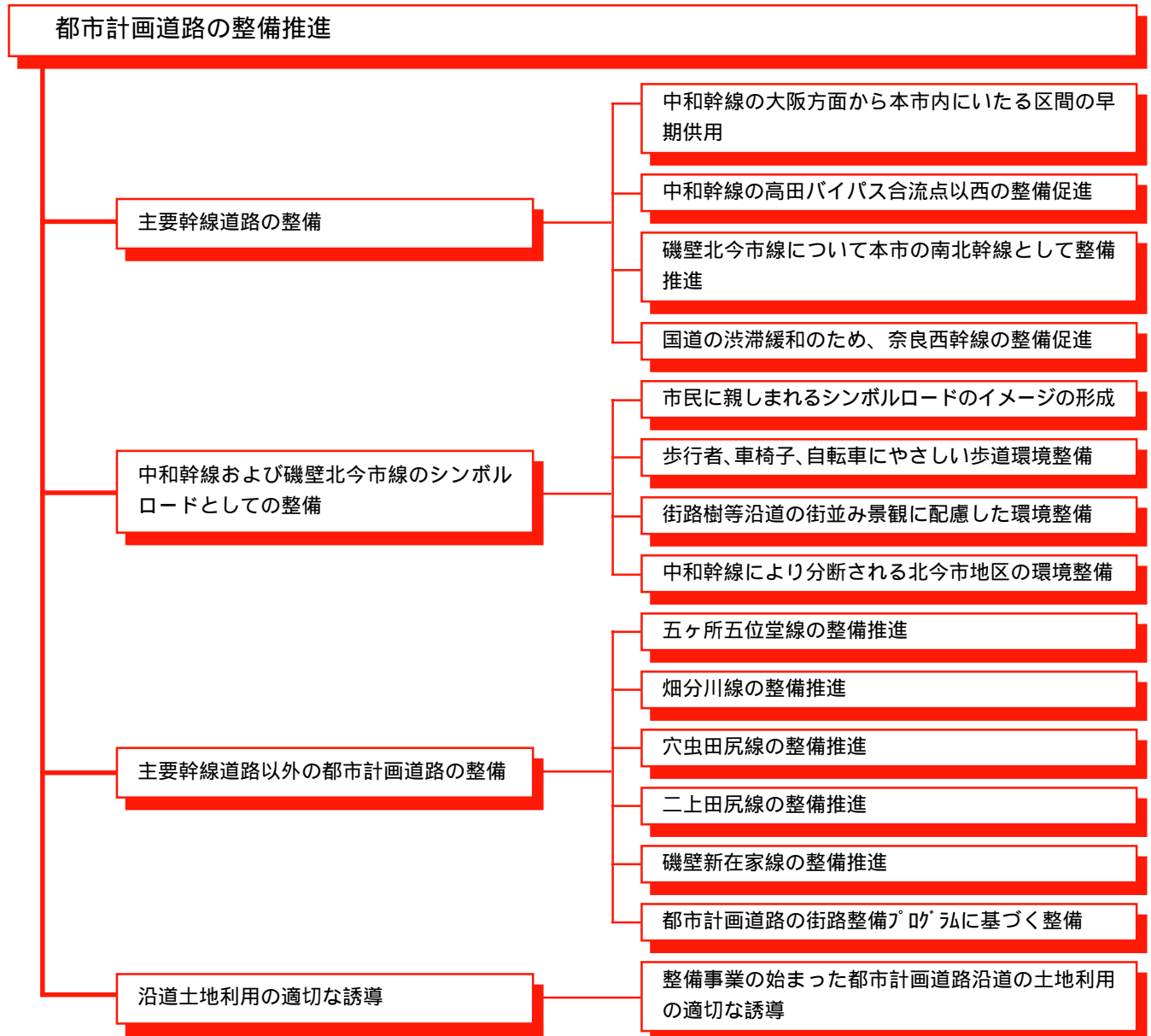
奈良中和地方拠点都市地域の東西軸の骨格となる地域高規格道路である中和幹線の整備は、奈良西幹線および磯壁北今市線とのジョイント以西の市施行部分については事業が進捗している。

中和幹線の整備と同時に、沿道地区の住環境を改善することを目的に、北今市地区において、住宅市街地整備総合支援事業を実施している。

また、その他の都市計画道路では、二上田尻線、穴虫田尻線について駅へのアクセスと駅前広場の整備、磯壁新在家線については市内から高田バイパスへのアクセスを目的に事業が継続されている。

また、既成市街地の課題解決への貢献や投資効率等の項目から、事業の優先度を評価した街路整備プログラムを策定し、これに基づき、主要幹線道路を骨格とした都市計画道路のネットワークの整備を推進する。

【施策の体系】



【施策】

主要幹線道路の整備

中和幹線の市施行部分については、大阪方面から本市内にいたる区間の早期供用をめざす。県施行の下田施行区については早期整備を要望し、真美ヶ丘地区までのアクセスを早期に確保する。中和幹線の高田バイパス合流点以西については、国、県と連携して整備を促進する。

磯壁北今市線については、奈良西幹線とともに国道168号に替わる本市の南北幹線として整備を推進する。また、高田バイパスへの延長接続が早期に実現する方策を検討する。

県施行の奈良西幹線についても、中和幹線と接続して本市の主要幹線となるものであり、国道165号および国道168号の渋滞緩和のため、県と協力して整備の促進に努める。

中和幹線および磯壁北今市線のシンボル
ロードとしての整備

広くアイデアや意見を募集するなどして、市民に親しまれるシンボルロードのイメージを形成し、本市の特徴が外来者にもすぐわかるようなデザインとする。

歩行者、車椅子、自転車にやさしい歩道環境とする。

街路樹等の緑のスペースを広く確保するなど、沿道の街並み景観に配慮した環境整備を行う。中和幹線により分断される北今市地区の環境整備を住宅市街地整備総合支援事業により行う。

主要幹線道路以外の都市計画道路の整備

五ヶ所五位堂線について、五位堂駅前北第二地区の土地区画整理事業の中枢をなす施設として整備を推進するとともに、土地区画整理事業区域外についても、近鉄五位堂駅へのアクセスの確保を図る。

市の南北を縦断する畑分川線について整備を推進する。

中和幹線へのアクセス道路となるとともに関屋
周辺の住民の安全性や利便性を確保する穴虫田
尻線について整備を推進する。

高山台地区の土地区画整理事業区域と近鉄二上駅を結ぶ二上田尻線の整備を推進する。

市内から高田バイパスにアクセスする磯壁新在家線の整備を推進する。

その他の都市計画道路については、既成市街地の課題解決への貢献や投資効率等の項目から、事業の優先度を評価した街路整備プログラムに基づき、公共事業の必要性について市民の理解を得て事業化を図る。

沿道土地利用の適切な誘導

整備事業の始まった都市計画道路の沿道では土地利用の転換が急激に行われる可能性があるため、適切な土地利用の誘導を図る。

伝統を生かす快適で活力のあるまち

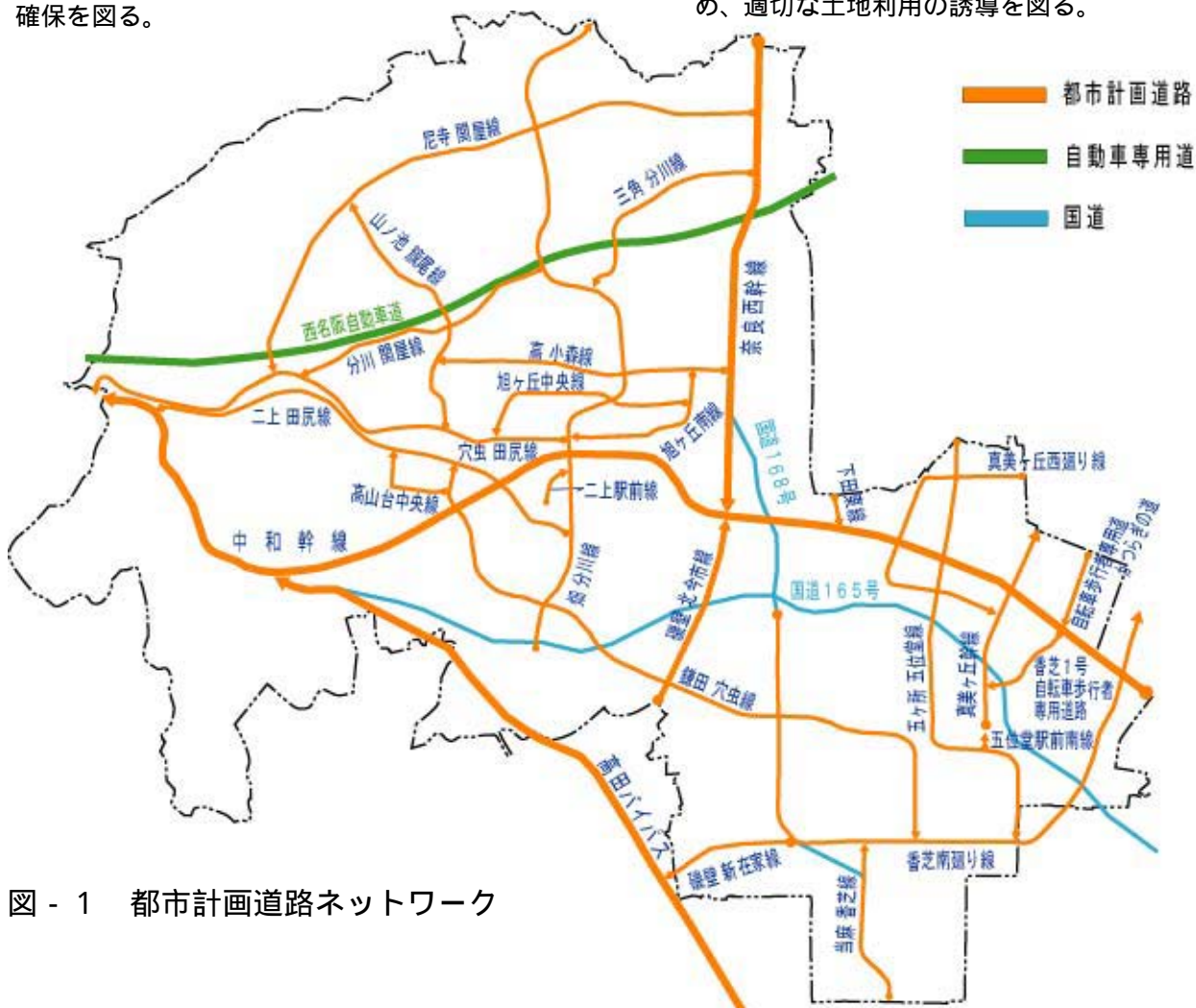


図 - 1 都市計画道路ネットワーク

(2) 新市街地の形成

【現況】

本市は、恵まれた交通条件を生かすと同時に、計画的な新市街地の整備を行うことによって発展を見てきた。大阪方面への通勤利便性に優れる近鉄大阪線等の駅を中心に、駅へのアクセスが容易な丘陵等が大規模に開発され、急速な人口増加の受け皿となってきた。

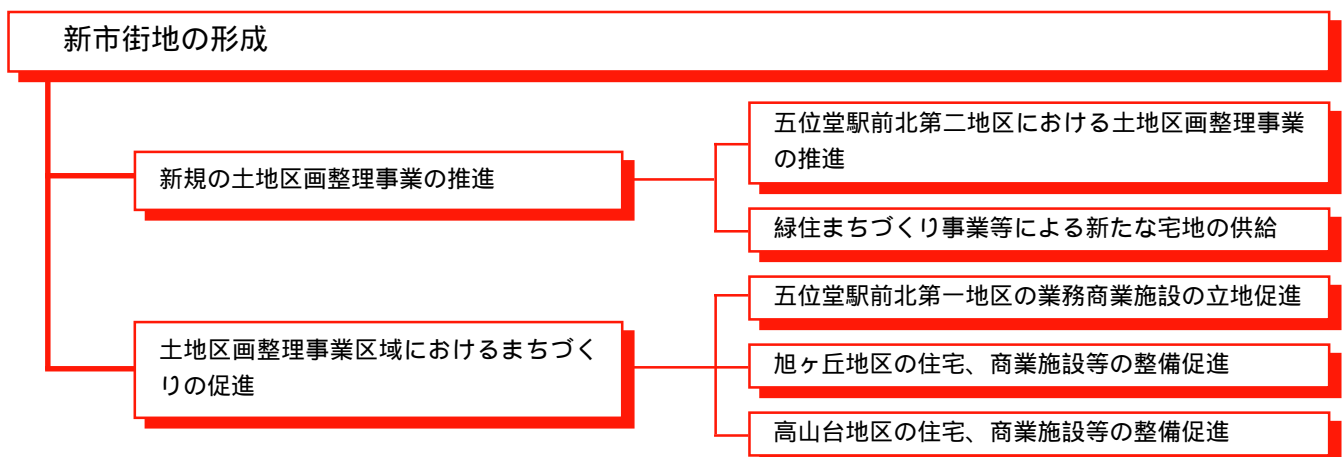
特に土地所有者からの減歩によって公共施設用地を確保する土地区画整理事業は、真美ヶ丘地区をはじめ本市の新市街地の相当部分を生み出してきた。現在も、旭ヶ丘地区、高山台地区で土地区画整理事業を施行中である。五位堂駅前北地区については、第一地区の事業が終了し、続いて第二地区の事業が予定されている。

【基本方針】

新市街地においては、土地区画整理事業により整備された公共施設などの蓄積を活用してよりよいまちづくりを図っていく。今後、丘陵等を大規模に開発して宅地化していくことは、環境保全の

面から慎重な検討が必要であり、新たな宅地の供給については、市街化区域内の宅地化農地や未利用地を集約する方向に転換する。

【施策の体系】



【施策】

新規の土地区画整理事業の推進

五位堂駅前北第二地区における土地区画整理事業を推進し、良好な住宅地区の形成を図る。また、葛下川改修事業と整合を図り水害のない安全な市街地の形成を図る。

緑住まちづくり事業等により、市街化区域内の宅地化農地や未利用地を集約して、新たに良好な宅地を供給する。

土地区画整理事業区域におけるまちづくりの促進

五位堂駅前北第一地区の業務商業施設の立地を促進する。

旭ヶ丘地区の土地区画整理事業区域における住宅、商業施設等の整備を促進する。

高山台地区の土地区画整理事業区域において住宅、商業施設等の整備を促進するとともに、地区計画による良好な環境の育成・保全を図る。

伝統を生かす快適で活力のあるまち

表 - 18 本市内土地区画整理事業一覧

地区名	施行者	施行地区 面積 ha	計画戸数	計画人口	世帯数	人口
五位堂駅前 北第一地区	市	15.1	383	1,417	267	657
真美ヶ丘	都市基盤 整備公団	103.0	3,100	12,300	1,912	6,250
西真美	組合	42.3	1,100	4,300	1,072	3,605
白鳳台	組合	23.4	587	2,348	552	1,802
旭ヶ丘	組合	78.7	2,100	7,900	390	1,245
高山台	組合	43.5	1,200	4,800		

世帯数、人口は平成 11 年 3 月 31 日現在

(3) 「 駅 」 を中心とした拠点機能の充実

【 現況 】

本市域には、近鉄大阪線、同南大阪線、ＪＲ和歌山線が通り、７つの駅がバランスよく配置されている。近鉄大阪線五位堂駅は急行停車駅となっており、大阪の鶴橋駅から２０分程度と通勤利便性は高い。しかし、通勤時の混雑は年々激しくなっている。

ＪＲ和歌山線は単線ではあるが、ＪＲ高田駅から大阪のＪＲ難波までの直通列車の運行開始等により輸送力が増強され利便性が向上した。

その一方、駅からの路線バスについては、五位堂駅から真美ヶ丘方面への運行のみであり、他に白鳳台、鎌田地区へ市外の駅からのバス路線があるものの、ほとんどの地区は、駅からの公共交通サービスがない状況である。

駅前整備については、近鉄下田駅南側広場、五位堂駅北側広場、二上駅北側広場や自転車駐車場が整備され、駅前の高度利用も一部に見られる。市民意識調査によると、これらの駅前広場整備の認知度は高く、整備への期待は依然として大きい。近鉄沿線については、各駅に駅前広場が都市計画決定されており、二上駅南側広場と関屋駅北側広場については事業に着手しているが、ＪＲの２駅については、駅前広場の都市計画決定は未だ行われておらず、駅へのアクセスも片側からに限定されている状況である。

【 基本方針 】

本市域には７つの駅が市全域にほぼバランスよく配置されている。したがって、これらの「駅」を中心とした都市機能の充実を図ることが、ほぼすべての市民の利便性を増進するとともに、本市の特長をさらに充実強化することにもつながる。

駅を中心としたバス路線網の充実をバス事業者に要請し、駅利用の利便性を高めるとともに、ＪＲ各駅の駅両サイドからのアクセスを確保するなど「駅」本来の交通上の結節点としての機能強化を促進する。また、すべての駅に駅前広場を整備するなど、駅周辺において都市機能の整備を推進し、駅を中心とした拠点機能の充実に向けて一層の展開を図る。

特に近鉄、ＪＲ両下田駅周辺地区は本市の地理的、歴史的結節点として、一体的な整備を図る。また、近鉄五位堂駅周辺地区は、市域を越えたニュータウン（真美ヶ丘、西大和）の玄関として、近鉄大阪線快速急行の五位堂駅停車、および同駅始発の急行の運行等を鉄道事業者に要請し、駅の利便性を高めると同時に、周辺地域整備を推進する。

また、関係機関の協力を得ながらＪＲ五位堂駅の設置を推進するとともに、既存の駅舎の改築を促進する。駅舎の新築や改築にあたっては、鉄道事業者と協力して、スロープ、身障者用トイレ、点字タイル等の取り付けなど各駅におけるバリアフリー化を促進するなど、ユニバーサルデザインの適用を図る。



【施策の体系】



伝統を生かす快適で活力のあるまち

【施策】

下田駅を拠点とした周辺地区整備

近鉄下田駅については、市街地再開発事業等により北側広場の整備を推進する。

J R 下田駅については、橋上駅化する、駅の両側からのアクセスが可能となるよう、鉄道事業者と協力しながら手段を講じるとともに、駅東側の整備計画を策定し、駅前広場等の整備を図る。高田バイパスや中和幹線、磯壁北今市線の整備により車両交通量が減少することを前提に、国道165号、168号を拡幅してゆったりした歩道幅員を確保し、歩行者、車椅子、自転車が行きやすい環境整備を行う。なお、長期的には近鉄大阪線の高架化を引き続き要望していく。

鹿島神社を中心に歴史的な環境(雰囲気)や緑の充実によるアメニティを醸成する。国道165号、168号の緑化により、鹿島神社の「緑」の地域への展開を図る。

近鉄下田駅とJ R 下田駅間の地区については、本市では見られないモールタイプの近隣商業集積を図り、両駅間のつながりを強化するとともに、街なみや住環境の整備を進め魅力を高める。

五位堂駅を拠点とした周辺地区整備

駅北側商業施設の誘致にあたっては、大店法廃止後の大規模店舗出店の動向や、商業施設の新しい形態の発展等を十分考慮しながら、地元商店を導入したモールタイプの商業施設を含めて、機動的に立地を促進する。

駅前に駐車場を確保し、車による駅および駅前商業施設へのアクセスの利便性を高める。

駅南側については、広場整備を推進するとともに、五ヶ所五位堂線の整備を図り駅へのアクセスを改善する。

志都美駅を拠点とした周辺地区整備

駅西側広場の整備ならびに周辺の土地利用を促進する。

鉄道事業者と協力して駅の橋上駅化する、駅の両側からのアクセスが可能となるような手段を講じる。

関屋駅を拠点とした周辺地区整備

駅北側広場整備を街路事業により推進する。また、これに合わせて自転車駐車場の整備を図る。文教・住宅地区としての良好な環境にふさわしい駅周辺における商業文化施設の立地促進を図る。

二上駅を拠点とした周辺地区整備

駅南側広場整備を街路事業により推進する。また、これに合わせて自転車駐車場の整備を図る。旭ヶ丘、高山台の両ニュータウンの最寄駅にふさわしい商業施設等の立地促進を図る。

二上山駅を拠点とした周辺地区整備

駅北側広場整備を推進する。

J R 五位堂信号所の駅昇格と周辺地区整備

市南部地区の市民の利便の向上を図るため、現在のJ R 五位堂信号所の駅昇格を鉄道事業者に要望するとともに、鉄道事業者と協力して駅舎の整備を図る。

駅前広場を整備し、駅の設置を地域活性化に結びつける。

モール

本来のモール(mall)は木陰のある遊歩道のことであるが、一般的には歩行者用につくられた道路で、ストリートファニチュアや植栽によって、休憩や散策にも快適な生活空間として工夫されているものを指す。単にモールと言うだけで、そのような歩行者空間を備えたショッピングモール(商店街)を指す場合もある。

表 - 19 市内各駅乗車人員

單位：人

年度 駅名		平成 4 年	平成 5 年	平成 6 年	平成 7 年	平成 8 年	平成 9 年
近鉄大阪線							
	五位堂	3,731,659	3,894,427	4,036,392	4,217,235	4,290,776	4,289,373
	下田	1,140,309	1,139,570	1,107,045	1,129,290	1,078,369	1,043,431
	二上	771,310	766,917	779,720	820,651	846,516	856,805
	関屋	1,387,022	1,395,234	1,372,892	1,355,331	1,298,729	1,261,344
近鉄南大阪線							
	二上山	249,010	244,966	250,699	249,378	246,330	229,686
ＪＲ和歌山線							
	下田	546,438	573,415	563,925	566,568	581,080	623,420
	志都美	570,960	573,415	572,685	565,104	576,335	581,080

表 - 20 一日あたり平均乗車人員(平成9年度)

單位：人

近鉄大阪線				近鉄 南大阪線	ＪＲ和歌山線	
五位堂	下田	二上	関屋	二上山	下田	志都美
11,752	2,859	2,347	3,456	629	1,708	1,592

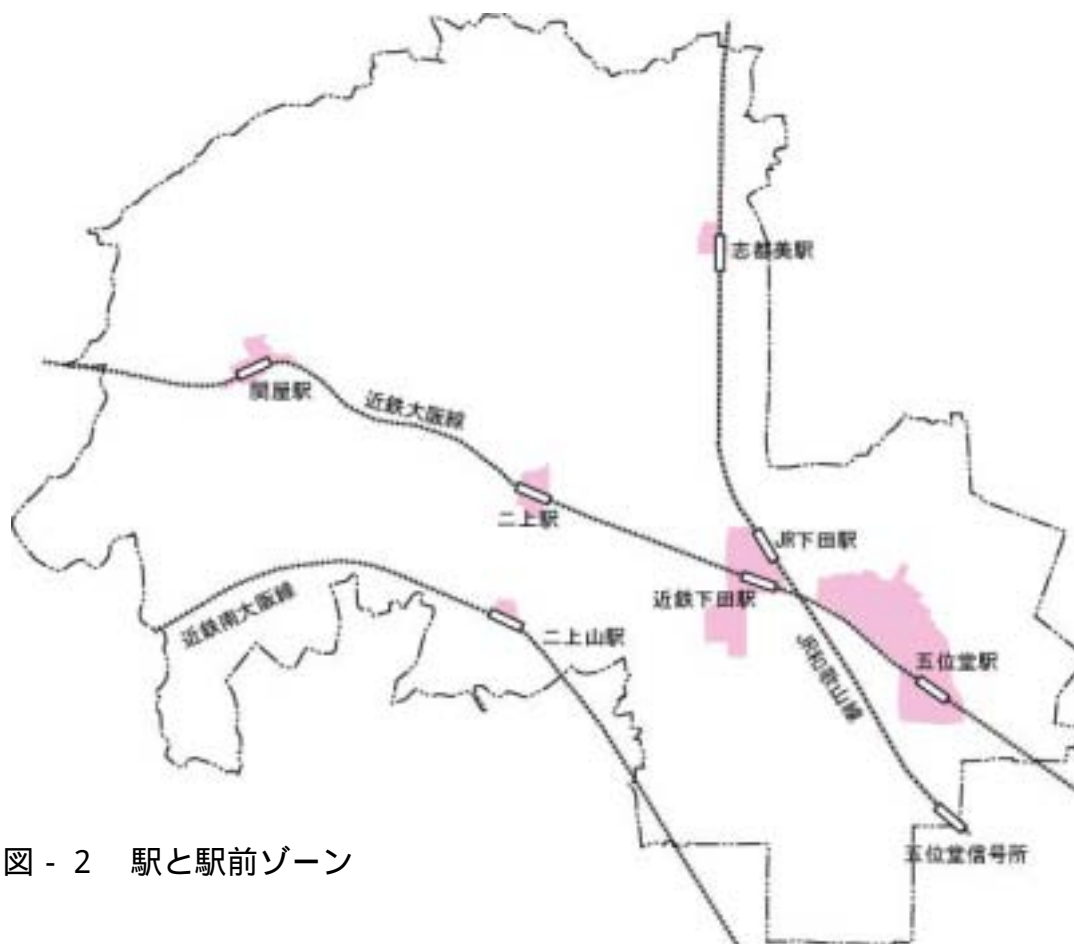


図 - 2 駅と駅前ゾーン

2．都市の再構築

（１）既成市街地の整備

【現況】

わが国の都市の現況を見ると、60年代から70年代にかけての高度経済成長期やバブル経済期の「都市の膨張」の時代から、市街地内部に良質のストックを蓄積する「都市の再構築」の時代を迎えているといえる。国の都市政策も、中心市街地活性化や密集市街地整備など既成市街地の再構築に重点が移されている。

本市では、70年代から80年代にかけての土地区画整理事業をはじめとする新市街地の開発を中心に、人口が2万人から6万人にまで膨張した。一方、既存集落や駅を中心とする既成市街地では、住宅団地の個別開発や駅前広場の整備が行われたものの、良質のストックはいまだ不十分な状況である。

今回実施した市民意識調査でも、本市の今後行うべき施策として「市街地・集落内の既存道路の拡幅・段差解消等による歩行者、車椅子の安全通行の確保」を挙げた市民が多数に上り、市民の間に、歩行者や自転車の安全な通行のための道路整備、住宅密集地や狭い道路の多い地区などの道路整備に関する要望の声は大きい。

また、既成市街地における都市公園の不足は、本市全体のデータにも反映しており、市民ひとり当たりの都市公園面積は、平成10年度末で4.46㎡であり、これは都市公園の住民ひとり当たりの敷地面積の標準として都市公園法施行令に定める数値10㎡を下回っている。

【基本方針】

「都市の再構築」の時代を迎えたいま、本市においても既成市街地における良質なストックの蓄積をめざす。具体的には住宅、空き地、農地等土地利用が錯綜し、道路・公園等の公共施設が不十分な既成市街地において、合理的な土地利用を推進するとともに、住民の間にまちの将来ビジョンの共有を図りながら、安全で暮らしやすくかつ魅力的なまちづくりを推進する。

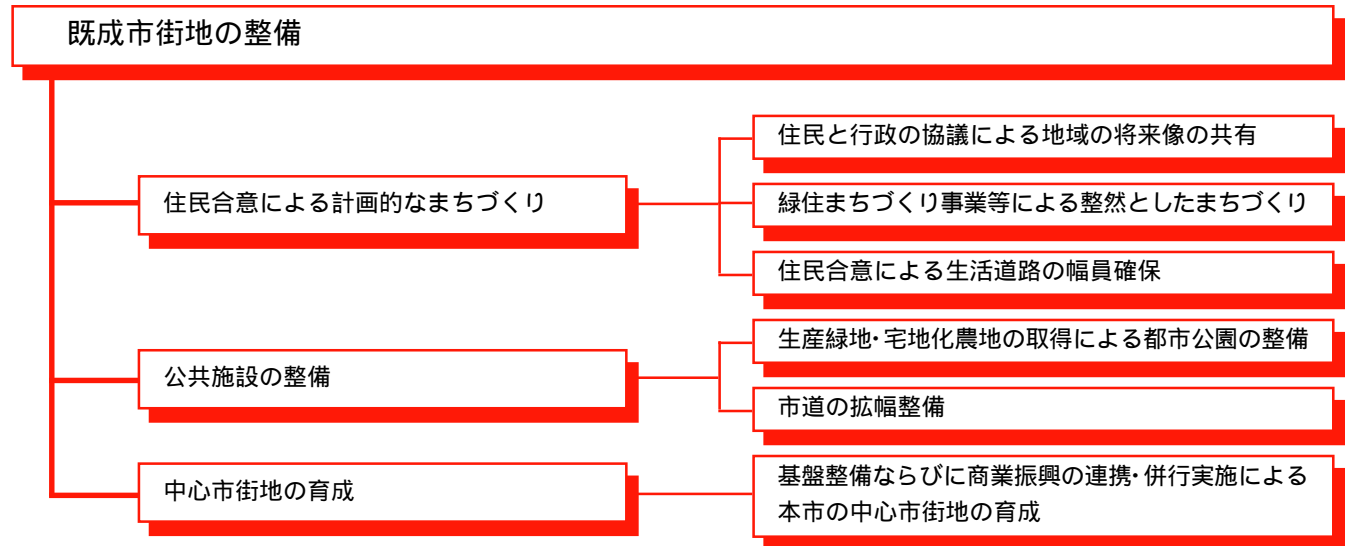
また、本市の地理的・歴史的・文化的中心に位置づけられる既成市街地については、基盤整備ならびに商業振興施策の連携・併行実施により、本市の中心市街地としての育成を図る。

ストック

フロー（flow）に対してストック（stock）という場合、少し古くなったものは棄てたり全面的に取り壊し、これに替わる新しいものを大量に生産する回転の速いフローの考え方に対して、質の高いもの、誇れるものを蓄積したうえでそれらを改修や修理しながら長期間にわたって使用していこうとする考え方を指す。



【施策の体系】



伝統を生かす快適で活力のあるまち

【施策】

住民合意による計画的なまちづくり

住民と行政が地域の将来ビジョンについて共通の情報をもとに協議し、地域の具体的なイメージを共有する。

住民合意の具体的なイメージに基づき、市街化区域内に散在する生産緑地や宅地化農地を緑住まちづくり事業等による区画整理により統合し、効率的な農業生産の展開を図るとともに、オープンスペースが計画的に配置されたまちづくりを行う。住民合意の具体的なイメージに基づき、生活道路の幅員確保を図る。

公共施設の整備

既存市街地内の宅地化農地や買取り請求のあった生産緑地を必要に応じて取得し、都市公園として整備を図る。

既存市街地内の市道の拡幅整備を図り、歩行者や自転車の安全な通行を確保する。

中心市街地の育成

近鉄下田駅、JR下田駅および近鉄五位堂駅、JR五位堂新駅を含む既存市街地を中心にした本市の中心市街地の範囲を明確にし、基盤整備ならびに商業機能の振興を連携・併行して実施することにより、本市の中核的役割を担う市街地の育成を図る。

(2) 人にやさしいまちづくりの推進

【現況】

高齢社会を迎え、歩行に困難を持つ高齢者や障害者が快適かつ安全に移動できるまちづくりの必要性がますます高まっている。

本市においては、既成市街地の道路幅員が十分に確保されていないため、歩道が確保できないケース

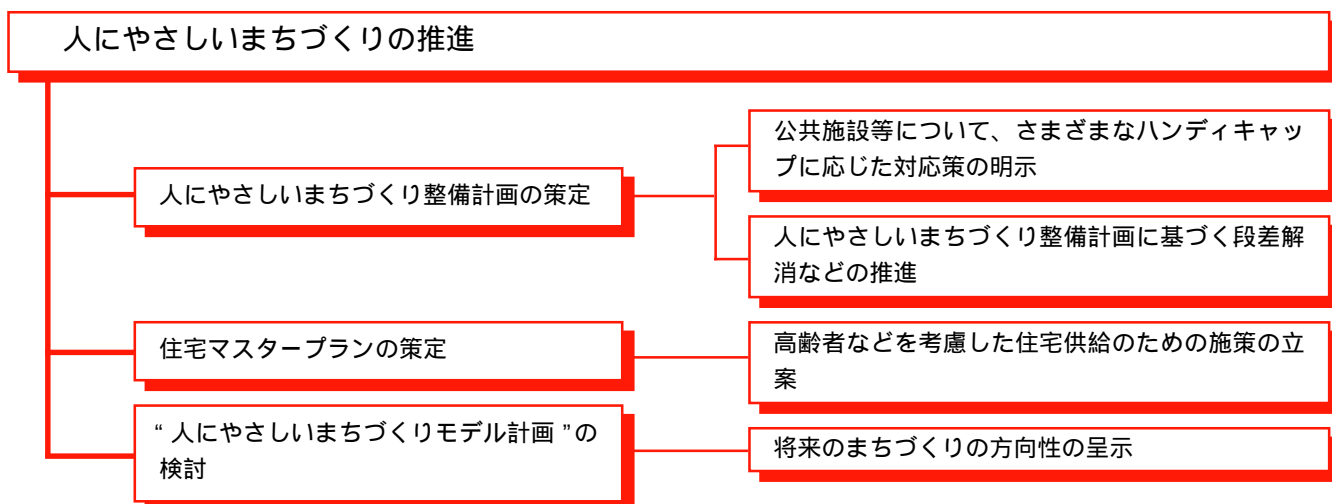
や、歩道はあっても道路横断個所に段差があったり、電柱などの占有物や自転車の放置など、車椅子での通行や足腰の弱い歩行者にとって危険かつストレスの多い環境となっている。

【基本方針】

特に既成市街地において、歩道の段差解消等、車椅子や視覚障害者の通行が安全に行える道路整備等を図ることにより、すべての人が快適に移動できるまちづくりを図る。

また、高齢者など生活にハンディキャップのある人が暮らしやすい住まいの供給や、賃貸住宅供給にあたって質のよいものへの誘導等をめざす。

【施策の体系】



【施策】

人にやさしいまちづくり整備計画の策定

道路・公園等の公共施設や一般市民が頻繁に利用する建物について、さまざまなハンディキャップに応じた対応策を示した指針ならびに地区を特定した具体的整備計画を策定する。

人にやさしいまちづくり整備計画に基づき、公共施設や一般市民が頻繁に利用する建物について、段差解消などバリアフリー化を推進する。

住宅マスタープランの策定

市内に供給される住宅について、高齢者などのハンディキャップを補う性能を有した住宅や既存の住環境に適合する住宅の供給を促進するための施策を立案する。

“人にやさしいまちづくりモデル計画”の検討

人にやさしいまちづくり整備計画や住宅マスタープランにおいて示される人にやさしいまちと住まいのモデルを呈示し、将来のまちづくりの方向性を示すとともに市民のまちづくりへの関心を喚起する。

(3) わかりやすい、すっきりしたまちづくりの推進

【現況】

本市は、住宅地開発の面で急速な都市化を遂げ、また、そのような新市街地では、計画的な道路網の整備により、都市としてのわかりやすい形態をなしている。しかし、その他の既成市街地は、依然として田園集落の自然発生的な道路網を残しており、訪問者に

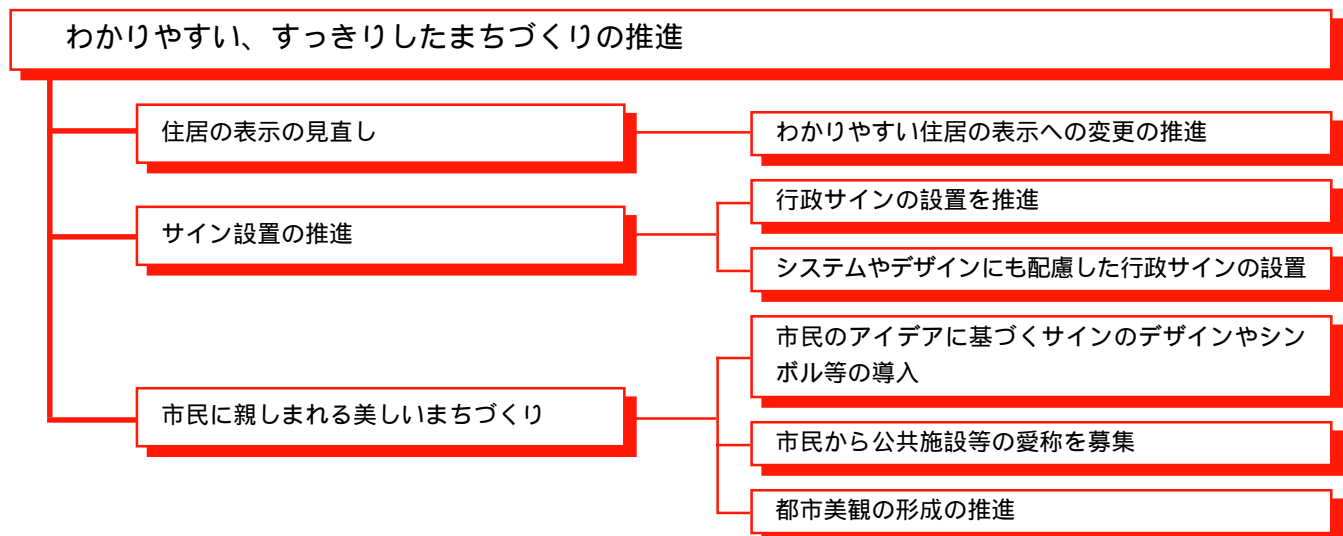
としてはわかりにくい形態となっている。このようなところから、順次、主要公共施設の道路案内表示やわかりやすい住居の表示への変更を実施してきている。

【基本方針】

既成市街地の整備に合わせて、合理的な住居の表示、サインの設置を実施し、わかりやすい、すっきりしたまちづくりを推進する。特に訪問者の基点となる駅前や幹線道路沿いでは、行政サインを計画的に

設置する。また、デザイン等については市民のアイデアを募集するなど、親しみの持てるまちづくりを推進する。

【施策の体系】



【施策】

住居の表示の見直し

住居の表示については、歴史的な地名の由来や地区住民の方の愛着にも配慮しつつ、わかりやすく合理的な表示への変更を推進する。

サイン設置の推進

訪問者にわかりやすい公共施設の道路案内表示や、駅前における案内表示など行政サインの設置を推進する。

サイン類については、ストリートファニチュアとして、システムやデザインにも配慮したものとする。

市民に親しまれる美しいまちづくり

行政サインを含むサイン類については、市民のアイデアに基づくデザインや、市民の手づくりによるシンボル等の導入を図る。

主要道路、公園等の公共施設については、市民から愛称を募集して市民に親しまれるまちづくりを推進する。

都市施設のデザインにも配慮すると同時に、都市の美観について市民の関心を喚起して、市民に親しまれる美しいまちづくりを推進する。



ストリートファニチュア

屋外（歩道など）に設置されるベンチ、街灯、ごみ箱、プランターなどを、ちょうど屋内で家具の配置やデザインに配慮するように取り扱う考え方。

3．都市の活力を創造する産業の振興

(1) 商工業の振興

【現況】

商業を巡る動向では、大店法の廃止と大規模小売店舗立地法の施行により、大規模店舗の出店が、従来の地元商業の保護の視点から商業調整委員会で判断されていたものが、環境や交通面での調整の視点から自治体により判断される状況となると予想される。

一方、本市の商業の推移を見ると、昭和63年から平成3年にかけて商店数、従業員数とも順調に増加していたが、平成3年から平成6年の間に従業員4人以下の商店数が著しく減少し、全体でも商店数は減少に転じた。平成9年の統計データでは、全体商店数は増加基調を回復したが、従業員4人以下の商店数は減少を続けている。

従業員5人以上の商店は、国道168号沿いに駐車場を備えたサービス・商業施設の進出が見られ、真美ヶ丘の地区センターに大規模店舗がオープンするなど増加傾向にある。

今回実施した市民意識調査では、日常の買い物の便利さについて、地区により満足度にばらつきが見られ、関屋地区、二上地区、志都美地区などで不満が

多い。特に関屋地区では「日常品には事欠かない店舗や、サービスショップなど生活利便施設の立地」が身近な生活環境改善要望のトップである。

一方、工業については、靴下、金剛砂を中心とした関連工業が発達していたが、繊維不況・人工石の発達により双方ともに活力を弱めており、これに替わるべき地場産業的な工業や立地条件を生かした新産業は発達していない。市内の事業所数、従業者数、製造品出荷額いずれも減少傾向にあり、平成4年に比べ、平成9年にはいずれの項目も85～87%のレベルに低下している。

消費者対策の面では、毎週水曜日、消費生活相談を開設、また消費者教室を年2回開講して市民の相談を行っているが年々相談内容が複雑多岐にわたるようになってきている。消費者の不安は食品等の直接健康におよぼす影響のほか、電気製品やプラスチック容器をごみとして廃棄した場合の環境汚染を通じた健康被害まで、多岐におよんできている。

伝統を生かす快適で活力のあるまち

【基本方針】

市民意識調査においても明らかなように、市民が望む本市の将来像には、緑豊かな環境の中で生涯をゆったり暮らせることが核となりつつも、駅前等における都心的にぎわいを期待する声もある。このような期待に応えていくには、商工業の充実と振興が欠かせない。

小売商業については、商工会との協力関係を深めながら、地元商店の振興を推進する一方、都市計画上の措置を講じるなどの手段を以って市民が都心的な魅力を享受できる新しい商業施設の誘致を図る。

その他の商工業については、良好な居住環境と大都市圏や研究開発機関(R & D機能)へのアクセスの良さをPRして、21世紀の産業をリードすると考えられる新しいベンチャービジネスの招致・育成を関係機関と協力しながら推進する。

消費者行政については、今後、環境行政や保健行政と一体となった施策を推進し、市民生活の安全を確保する。

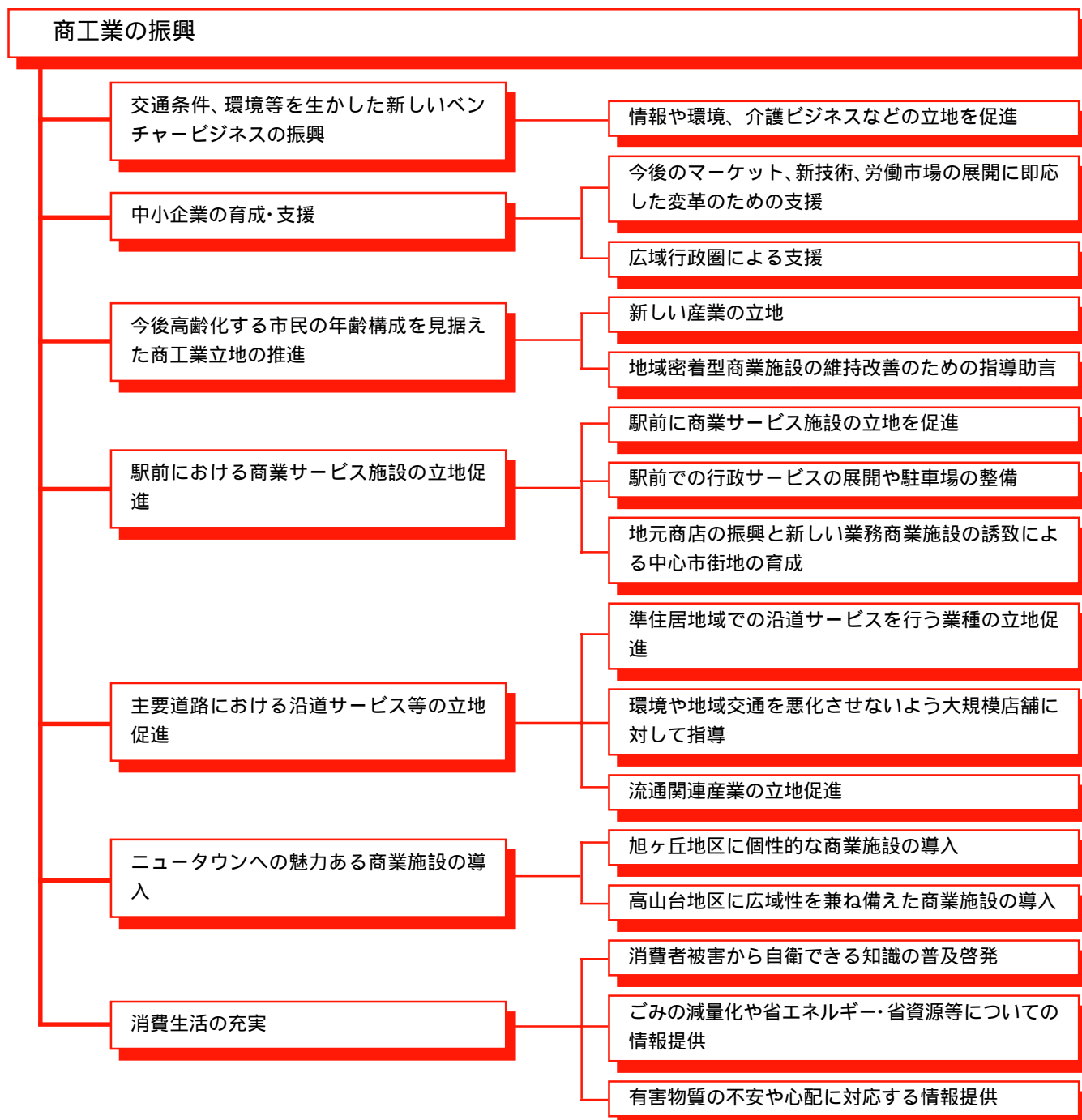
R & D機能

研究(Research)開発(Development)機能のこと。

ベンチャービジネス

既存の企業が未開拓の分野に手をつけて成功しようとする開拓型新興小規模企業のこと。分野の種類によって、研究開発型とすきま産業型に分かれる。研究開発型の場合、高度な専門的知識を持つ人材を利用した、先端技術の製品化が特徴。すきま産業型の場合、価値観の多様化により細分化されたニーズに対応できる、小規模ゆえの小回りの良さが特徴。

【施策の体系】



【施策】

交通条件、環境等を生かした新しいベンチャービジネスの振興

大阪に近い利点を生かし、緑に恵まれた環境の保持をセールスポイントに、21世紀の産業をリードすると考えられる情報や環境、介護ビジネスなどの立地を促進する。

中小企業の育成・支援

地場産業や地元商店等の中小企業に対しては、今後のマーケット、新技術、労働市場の展開に即応した変革のための支援を行う。

中小企業の育成に関する行政支援については、産業ごとに異なる課題に効率的に対応するため、広域行政圏による支援を図る。

今後高齢化する市民の年齢構成を見据えた商工業立地の推進

リタイアする時期を迎えるニュータウンの労働力を吸収する新しい産業の立地を図る。

高齢者の利用しやすい地域密着型の商業施設についても、維持改善を図るための指導助言を行う。

駅前における商業サービス施設の立地促進

駅前に商業サービス施設の立地を促進し、都市的な晴れやかさや華やかさを演出し、活気を呼び込む。

行政サービスの駅前での展開や駐車場の整備等、民間商業サービス施設の集積の核となる効果的な事業の実施を検討する。

地元商店の振興を推進しながら、同時に新しい業務商業施設を誘致し、中心市街地の育成を図る。

主要道路における沿道サービス等の立地促進

都市計画で準住居地域の指定を行った区域においては、沿道サービスを行う業種の立地を促進する。

大規模店舗については、大店法に替わる「大規模小売店舗立地法」に基づき、環境や地域交通を悪化させることのないよう指導する。

幹線道路による恵まれた交通条件を生かした流通関連産業の立地促進を図る。

ニュータウンへの魅力ある商業施設の導入

旭ヶ丘地区では、商業施設等の導入を行うにあたって、ニュータウンへの入居を促進するような個性的な施設の導入を図る。

高山台地区では、中和幹線の集客力を生かした広域性を兼ね備えた魅力的な商業施設の導入を図る。

消費生活の充実

消費者からの苦情や生活相談などに適切に対応するため、国・県・事業者への働きかけなど広域的取り組みを進めるとともに、消費者相談などを通して、消費者自身が被害を未然に防止できる知識の普及啓発に努める。

ごみの減量化や省エネルギー・省資源等、地球環境にやさしい消費生活に関する情報提供や相談を実施する。

有害物質による食物への汚染等、安全な消費生活に係る不安や心配に対応する情報提供や相談を実施する。

表 - 2 1 商業の推移 (飲食店を除く)

各年7月1日現在

		昭和60年	昭和63年	平成3年	平成6年	平成9年
商店数		361	351	429	410	425
従業者数 (人)		1,314	1,509	1,907	2,322	2,782
年間商品販売額 (万円)		1,970,310	2,319,165	4,339,592	4,660,368	5,568,404
売場面積 (㎡)		15,966	21,659	38,372	44,319	55,598
従業者規模別商店数						
	1～4人	300	281	352	281	255
	5～9人	41	42	45	73	89
	10～19人	11	20	21	40	59
	20～29人	6	2	4	9	14
	30～49人	3	4	3	3	3
	50～99人		2	2	3	4
	100人以上			2	1	1
	合 計	361	351	429	410	425

資料 (奈良県の商業)

表 - 2 2 工業の推移

各年12月31日現在

		平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	H9 / H4
事業所数		321	304	293	283	272	274	85%
従業者数 (人)		3,465	3,367	3,394	3,318	3,069	3,038	88%
製造品出荷額 (万円)		6,266,924	5,661,490	5,306,691	5,475,950	5,429,891	5,471,754	87%
従業者規模別事業所数								
	1～3人	126	116	108	103	95	97	77%
	4～9人	103	106	99	102	98	100	97%
	10～19人	52	43	46	37	38	37	71%
	20～29人	23	20	23	24	24	22	96%
	30～199人	17	19	17	17	17	18	106%
	200人以上							
	合 計	321	304	293	283	272	274	85%

資料 (奈良県の工業)

(2) 農林業の展開

【現況】

1993年（平成5年）のガット・ウルグアイ・ラウンド 農業交渉の合意により、米の輸入自由化（関税化）の実施が取り決められ、平成11年4月に前倒しで実施された。また、食管制度の廃止と新食糧法の施行により、国の保護の下に維持されてきた水田風景は存続の危機に立っている。

本市においても、米の生産額は減少の傾向にあり、農業粗生産額、生産農業所得も年によって多少の変動はあるものの、総体的には減少の傾向にある。都市近郊型農業の典型的な産品と考えられる野菜についても、生産額が減少している。

一方、農家と一般市民との関係を見ると、朝市での新鮮な野菜の販売や市民農園への農地の供用など、新たな展開も見られる。

このような農業をめぐる変化に対応して、国の農業政策の基本法である「農業基本法」が見直され、新たに「食料・農業・農村基本法」が制定された。この中で、農業・農村は、「農業生産活動を通じて、食料の供給に加え、国土・環境の保全、水資源の涵養、緑や景観の提供、地域文化の継承等の公益的・多面的な機能を発揮している。」と位置づけられ、「都市住民のニーズに応え、農地の多面的な利用を促進する観点から、市民農園の広範な普及を図る。」といった方針も明確に打ち出されている。

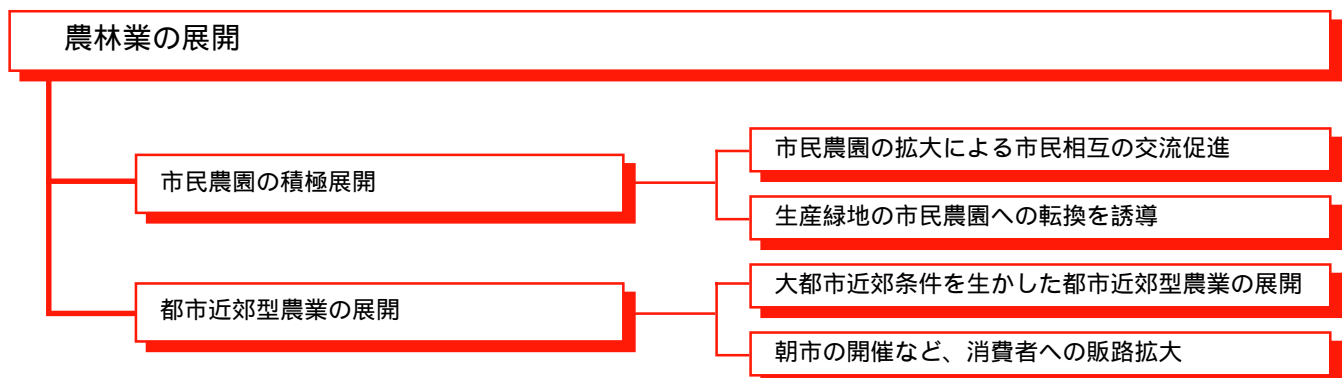
【基本方針】

“産業”としての農業には多くの期待をかけられない現状ではあるが、“環境”や“まち全体の魅力”のためには農業の価値は大きい。市民意識調査でも本市に残る農地を今後宅地化していくべきだと考える意見は少数で、レクリエーション利用も含んだ耕作地として将来も維持すべきだとする意見が多い。

そのためには自立存続できる農業の確立が必要であり、継続して都市近郊型農業の展開を図ることも重要である。

また、林業についても、自然保護や防災といった見地から、植林等を進める。

【施策の体系】



ガット・ウルグアイ・ラウンド

ガット（GATT；関税貿易一般協定）は、自由貿易の推進、世界貿易の拡大をめざす国際条約。ウルグアイ・ラウンドはガットに基づく多角的交渉として1986年に開始され、1994年に40%近い関税引き下げが合意され終結した。

【施策】

市民農園の積極展開

市民に、自然の営みとのふれあいや生産する喜びの場を提供するとともに、農家と利用者、また利用者相互の交流の場とするため、市民農園の拡大や利用の促進を図る。

生産緑地の市街化区域におけるオープンスペースとしての役割を確保する目的で、生産緑地については市民農園への転換を誘導する。

都市近郊型農業の展開

米の生産調整を進め、付加価値の高い野菜・花き等への転作を促進し、大都市近郊の条件を生かした都市近郊型農業の展開を図る。

朝市の開催など住民に対する直接販売をはじめ、消費者への販路拡大を促進する。

表 - 2 3 専・兼業別農家数の推移

年 \ 農家数	総数	専業	第1種兼業	第2種兼業
昭和60年	1,255	43	67	1,145
平成2年	1,065	42	8	1,015
平成7年	963	58	32	873

表 - 2 4 農業粗生産額と生産農業所得の推移

単位：百万円

年 \ 生産額等	農業粗生産額	耕種計	生産額								畜産	生産農業所得
			米	麦類	雑穀豆類	いも類	野菜	果実	花き	種苗木		
平成4年	645	511	298	-	2	12	150	11	30	8	134	313
平成5年	660	537	322	-	1	16	147	10	33	8	123	312
平成6年	671	528	333	-	1	15	124	10	36	9	143	321
平成7年	636	474	295	-	1	14	112	11	32	9	162	280
平成8年	569	436	269	-	2	19	101	12	28	5	133	276
平成9年	612	410	243	-	2	19	102	9	33	2	202	260

資料（奈良県農林水産統計年報）

(3) 観光の振興

【現況】

本市の観光資源と言えば、奈良県指定の天然記念物になっている屯鶴峯が有名である。屯鶴峯は、1500 万年前から 2000 万年前ころに、二上山の火山活動とその後の地殻変動や自然作用により現在の地形になった。緑の森の中に、白い凝灰岩の岩肌がまるで鶴が屯(たむろ)するように見えることからその名がついたと言われており、金剛生駒紀泉国定公園内最大の奇勝で、特異な景観を見せている。このように屯鶴峯は、優れた観光資源としての要素を持ちながら、現状では、十分な活用がなされているとは言えない状況にある。

また、太子道、尼寺廃寺などの歴史的な由緒を持つ文化財も市内に点在しており、今後は観光資源としての活用も期待されている。

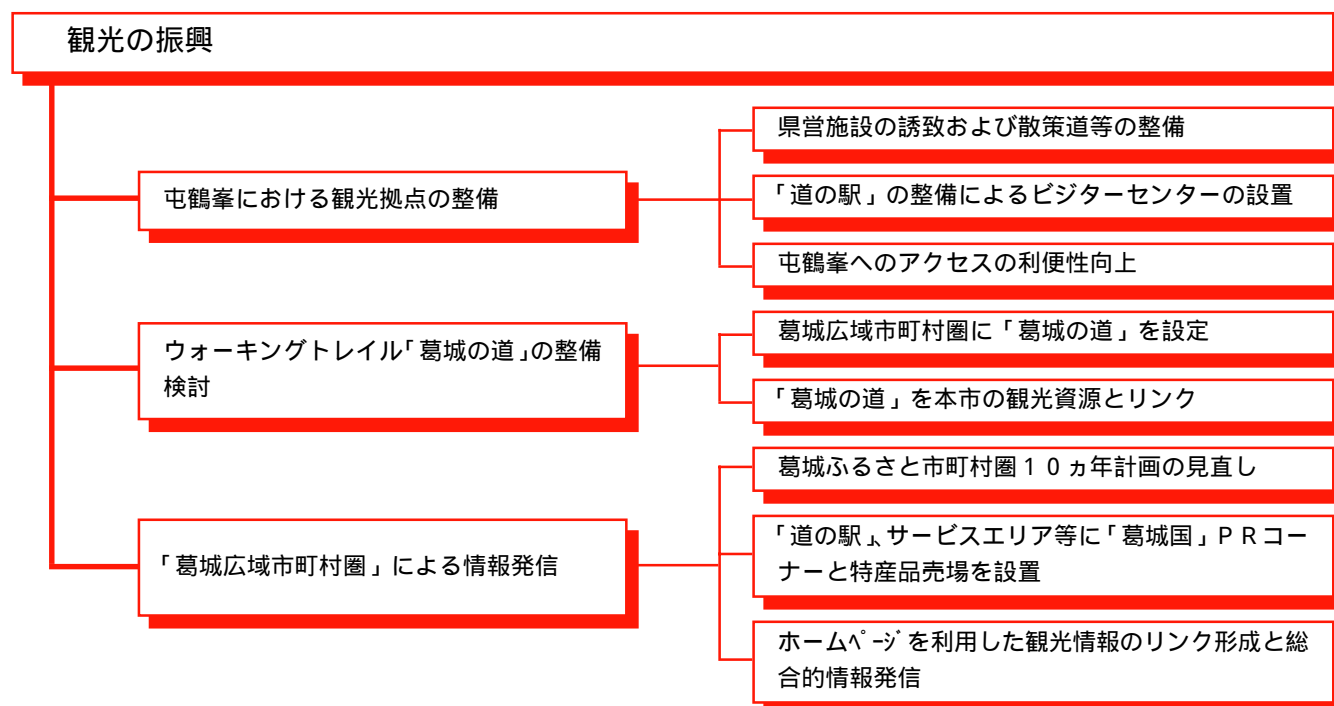
葛城広域市町村圏 の中では、當麻町が“ 花の寺 ”として名の知られている當麻寺や石光寺などの観光資源を基礎にした上で、“ 相撲発祥の地 ”や“ 花のまちづくり ”をキーワードに観光ルートの設定を進めている。また、御所市では葛城山への観光や「 葛城の道 」の整備を P R している。

【基本方針】

二上山から葛城山の麓に広がる「 葛城国 」の伝承は、古代のロマンを喚起させるものである。そのようなロマンが観光には欠かせないものであり、また、この地域が一体となってアピールすることによって発信力も高まると考えられる。そこでこの地域の広域行政単位である葛城広域市町村圏として観光イメージを発信し、観光ルートの設定を行う。

本市としては、そのうち特に屯鶴峯の観光資源としての価値を高める施策を行うと同時に市内の観光資源の発掘を行い、市独自の観光ルートの開発を推進する。

【施策の体系】



【施策】

屯鶴峯における観光拠点の整備

県指定の天然記念物である屯鶴峯については、特色ある景観の保全を図るとともに、県営施設の誘致および散策道等の整備を図る。

「道の駅」の整備を推進し、靴下、金剛砂、サカイトなど地場産業や屯鶴峯に因んだ産品を広く紹介するとともに、本市に関する情報をマルチメディアで提供し、本市のビジターセンターとしての役割を担うようにする。

香芝太子線の道路整備を推進するとともに、近鉄南大阪線の新駅設置を鉄道事業者に要望して屯鶴峯へのアクセスの利便性を高める。

ウォーキングトレイル「葛城の道」の整備検討

東の「山辺の道」に続く奈良県下2番目のウォーキングトレイルとして、葛城広域市町村圏に「葛城の道」を設定するよう県等に働きかけ、一体的整備およびPRを推進する。

「葛城の道」を屯鶴峯や二上山への登山道、太子道・尼寺廃寺の史跡公園等、本市の観光資源とリンクさせると同時に、本市独自のネットワークも拡充する。

「葛城広域市町村圏」による情報発信

葛城広域行政事務組合による「葛城ふるさと市町村圏10ヵ年計画（かつらぎ・パノラマビジョン21）」の見直しを進め、ソフト事業や祭礼等伝統文化の保存等の展開を継続発展させる。

屯鶴峯の「道の駅」、西名阪自動車道香芝サービスエリア、中和幹線沿道等において「葛城国」PRコーナーと特産品売場を設置する。

インターネット上の本市ホームページを利用して、葛城広域市町村圏各都市の観光情報をリンクして総合的な情報発信を行う。



葛城広域市町村圏

本市ならびに大和高田市、御所市、新庄町、當麻町、広陵町の3市3町で構成される。

ビジターセンター

地域への訪問者（ビジター）を迎え、情報提供を行うセンターのこと。

ウォーキングトレイル

建設省が提唱する歩行者専用道のネットワークのこと。豊かな景観、自然、歴史的な事物、文化施設などをつなぎ、うるおいが実感できる質の高い歩行者空間をめざす。

.であいと参加を広め新しい文化を創造するまち

【基本方針】

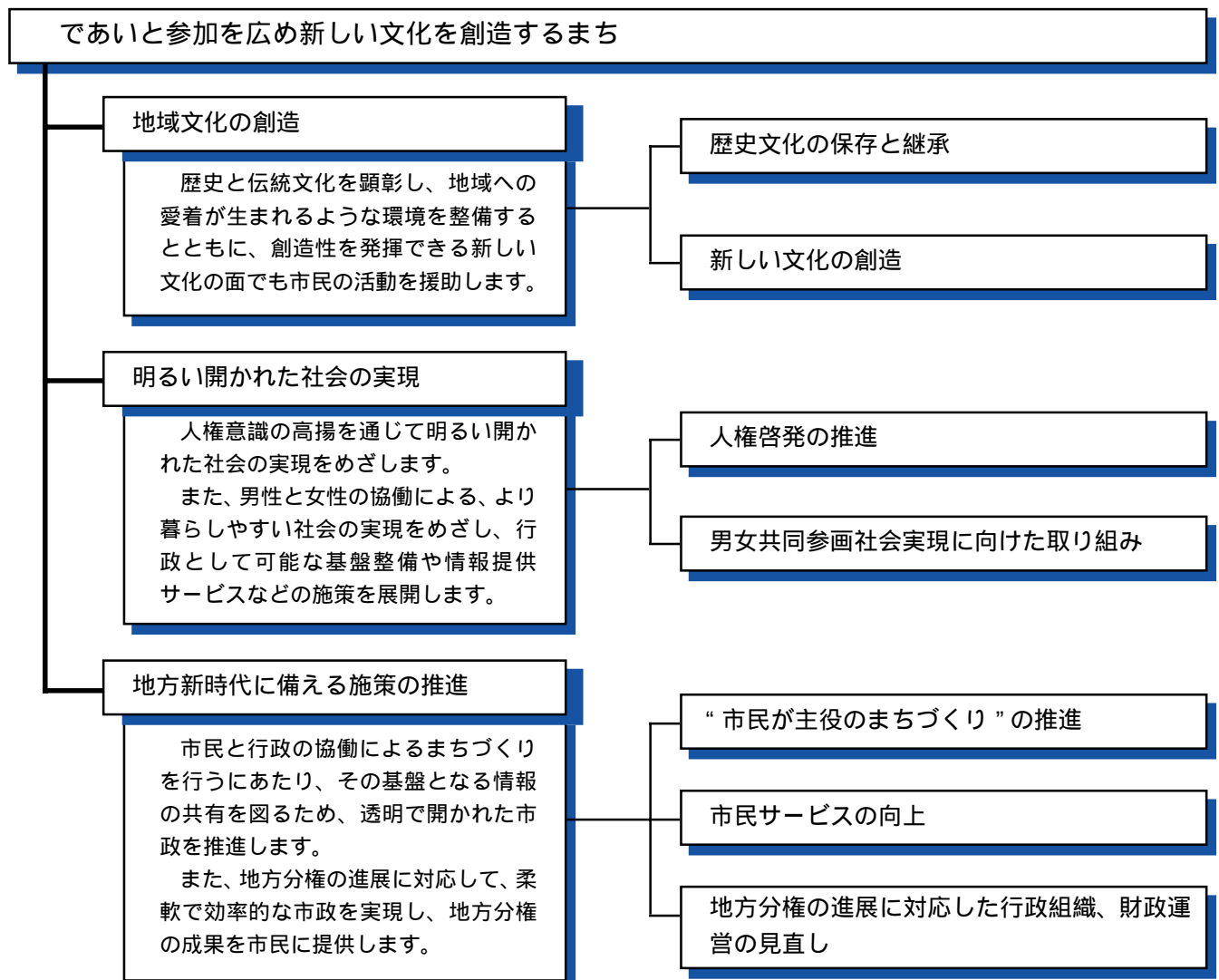
国民により身近な政治、行政が求められている今日、これに応えて、地方分権が推進されようとしている。この趣旨を実現するため、「最大多数の市民による最大限の市政への関与を支えるサービス産業である」という市役所の役割を明確化して、情報公開や市民の交流機会を広げ、市民個々人がさまざまな方法で市政に関与し、新しい文化を創造していく土壌をつくりあげる。

であいと参加を広め新しい文化を創造するまち





【計画の枠組み】



1. 地域文化の創造

(1) 歴史文化の保存と継承

【現況】

本市は歴史街道計画のメインルート上に位置し、「石器のふるさと」を歴史街道計画における歴史テーマに掲げている。

このように本市は、二上山のサカイト、凝灰岩、金剛砂といった鉱物資源の開発や、大和と難波の間を往来する街道の発達により、古代から文化の発展を見てきた地である。その痕跡は市内に点在する古墳、社寺、伝承地に見ることができる。

このような文化財を顕彰するため、平成5年に「香芝市文化財保護条例」を制定し、これに基づいて平成11年3月末日現在19件を「香芝市指定文化財」に指定している。

【基本方針】

地域の歴史・文化を肌で学べる格好の材料である文化財について、学術的に調査を進め、市民がその成果を享受できるように保存と整備を図る。また、地域の伝統文化を継承するためにも、これら研究の成果を広くアピールする。

また、二上山博物館は、平成4年開館以来「二上山と三つの石」を常設展のテーマに、わが国初めての“旧石器文化”をメインテーマにした博物館として活動している。

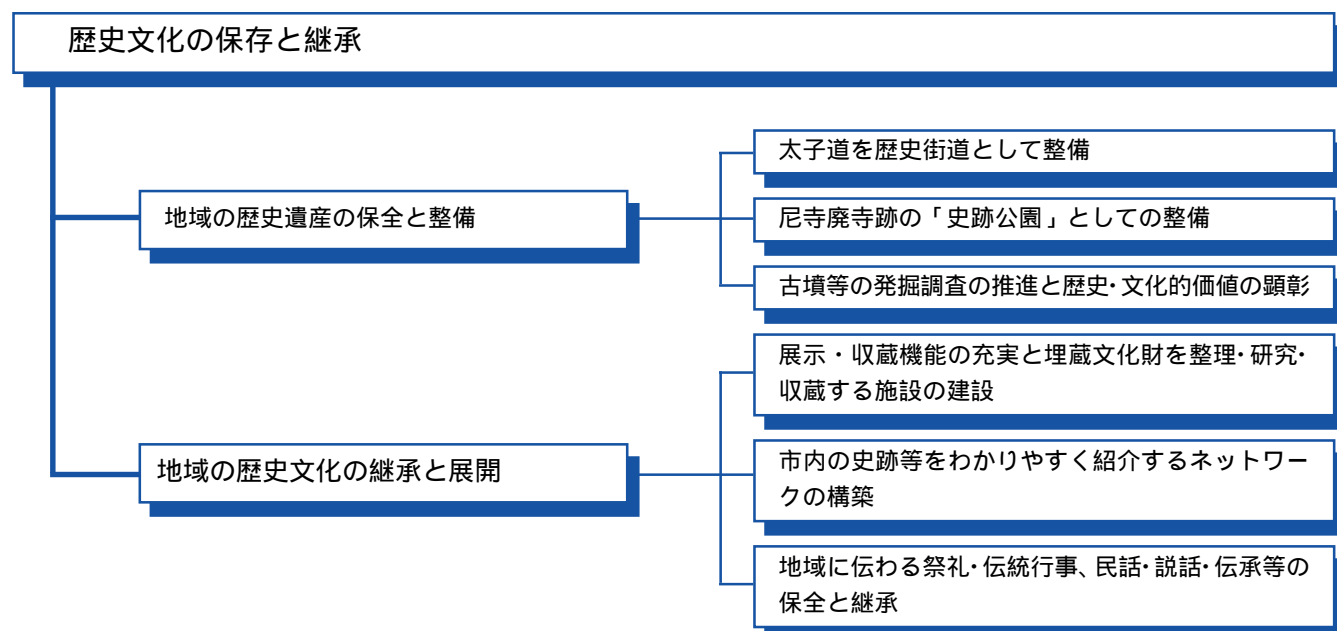
しかし、博物館一般の例にもれず、入館者数は2年目以降減少している。常設展示だけでは繰り返し入館してもらうことは期待できないため、年2回の特別展示、またその間にスポット展示等を行っている。



歴史街道計画

近畿2府6県を舞台に5つの時代別ゾーンを日本史の流れに沿って結ぶメインルート（伊勢—飛鳥—奈良—京都—大阪—神戸）と地域の特徴を活かした8本のテーマルートを設定し、これらの歴史文化資源を活用することによって「日本文化の発信基地づくり」「新しい余暇ゾーンづくり」「歴史文化を活かした地域づくり」を推進しようとするものである。

【施策の体系】



【施策】

地域の歴史遺産の保全と整備

飛鳥から法隆寺を経て御廟所のある大阪府太子町叡福寺に到る聖徳太子ゆかりの太子道（たいしみち）を関係団体と連携しながら歴史街道として整備する。

尼寺廃寺については、国史跡指定を働きかけ、「尼寺廃寺史跡公園」として整備する。

市内に点在する古墳等についても関係機関との連携を図りながら、発掘調査を進め、その歴史・文化的価値を顕彰する。

地域の歴史文化の継承と展開

二上山博物館の設備の改善を推進し、展示・収蔵機能の充実を図るとともに、尼寺廃寺跡で発掘された古代瓦などの埋蔵文化財を整理・研究・収蔵する施設の建設を図る。

二上山博物館を中心に歴史街道計画とも連携し、市内の史跡を関連づけながらわかりやすく情報提供を試みるネットワークの構築を図る。

地域に伝わる祭礼・伝統行事、民話・説話・伝承、郷土史等を広く市民に知ってもらい、地域伝統文化の保全と継承発展を図る。

(2) 新しい文化の創造

【現況】

平成4年4月にオープンしたふたかみ文化センターは、文化活動の拠点、市民の身近な地域文化の創造を行うコミュニティ施設としての機能とともに「市民図書館」「二上山博物館」を併設し、多数の利用者がある。また、市民ホールには、高精細な映像を使って迫力ある大画面を実現したハイビジョンを導入し、平成4年11月には、「ハイビジョンコミュニティ構想」のモデル利用地域指定を受けている。市民意識調査でも、ふたかみ文化センターなど文化施設に対しては、他の施策に比べ高い評価が見られる。

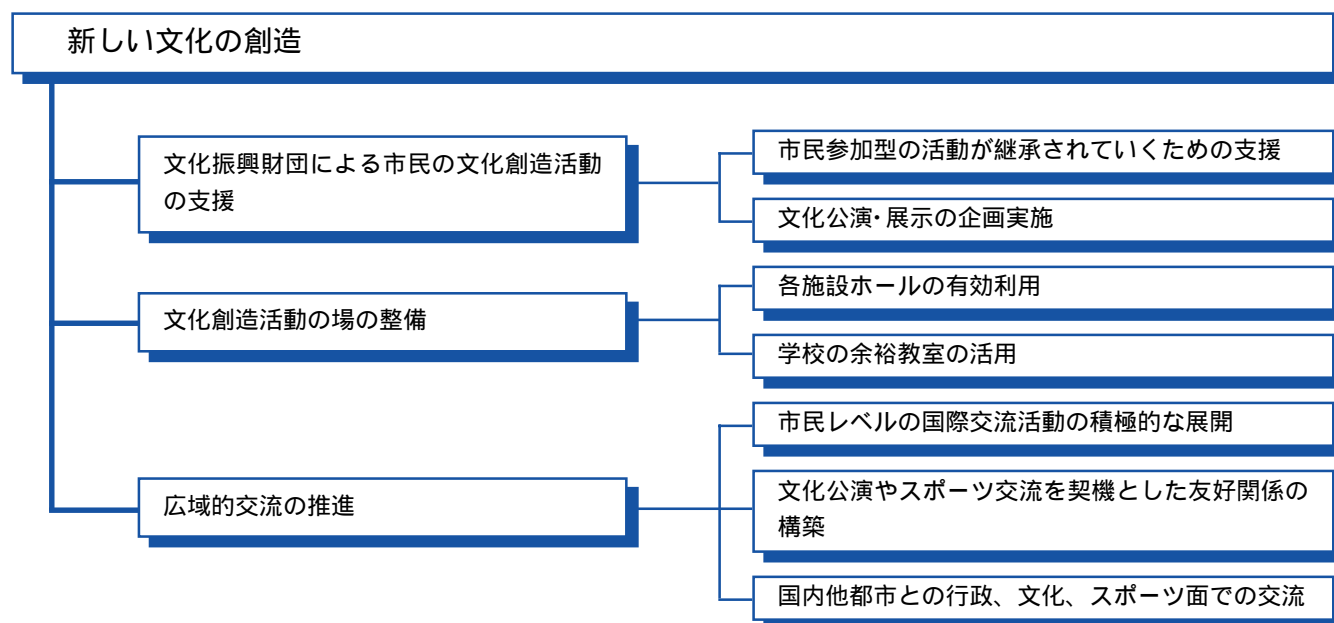
文化・芸術活動を担う文化振興財団は、ふたかみ文化センターを拠点に地域密着型の自主事業を展開しており、市民参加型の事業に取り組んでいる。

また、二上山博物館・市民図書館もボランティアや市民の自主的な活動によりそれぞれの館を盛り上げ、さまざまな市民グループが活動する拠点施設となっている。国際交流活動についても市民グループのさまざまな活動が展開されている。

【基本方針】

市内の文化施設が市民の交流拠点となり、文化の発信基地となるよう、ふたかみ文化センターや中央公民館などを拠点にした市民グループ相互の人的交流を図るとともに、身近な場所が文化活動の場として利用できるよう市内各地にある学校、公民館や近

隣の文化施設の利用を促進する。また、これらの活動の交流を促進するソフト・ハードのシステムづくりを推進し、新しい文化の創造を可能にするネットワークの形成をめざす。



【施策】

文化振興財団による市民の文化創造活動の支援

ふたかみ文化センターを拠点に誕生した市民参加型の活動が継承され、今後さらに展開するよう支援を行う。

市民の文化創造活動の参考になる質の高い公演・展示を企画実施する。

文化創造活動の場の整備

ふたかみ文化センター、中央公民館、総合福祉センターのホールについてネットワーク化を図り、利用効率を高める。

文化創造活動への利用頻度の高い小集会室については、学校の余裕教室の活用等の措置を講じて利用の利便性を高める。

広域的交流の推進

外国人留学生のホームステイやホームビジットを受け入れるネットワークを整備・支援するなど、市民レベルの国際交流活動の積極的な展開を支援する。

外国からの文化公演やスポーツ交流の実現を図るとともに、それを機会に継続的な友好関係の構築をめざす。

国内の他都市とも行政面や文化・スポーツ面での交流を積極的に推進する。



表 - 25 ふたかみ文化センター利用状況

単位：人

年度 項目	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年
文化センター	79,816	77,615	55,983	54,145	43,160	50,989	49,840
図書館	153,715	167,519	173,577	169,658	161,461	145,026	146,180
博物館	26,731	16,701	12,497	12,609	13,809	11,314	10,963
合 計	260,262	261,835	242,057	236,412	218,430	207,329	206,983

2. 明るい開かれた社会の実現

(1) 人権啓発の推進

【現況】

国際連合では、1995年（平成7年）からの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議した。この取り組みは、世界のあらゆる国や地域において、人権意識を確立し、人権という普遍的文化の構築をめざすものであり、各国に対して人権教育の強化を求めている。わが国でも、これに応じて、「国内行動計画」を作成するとともに、人権擁護施策推進法を定めた。

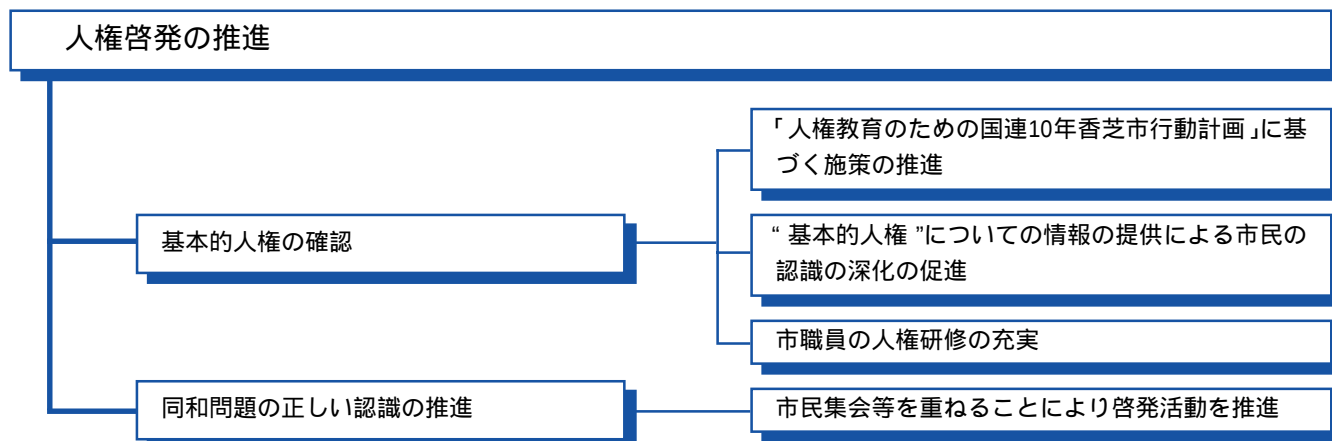
本市では、差別をなくす市民集会、広報かしばでの啓発記事の掲載などの取り組みで一定の成果を挙げている。しかしながら、学校でのいじめ問題、また国際化、情報化等の進展に伴う人権に関するさまざまな課題も見られるようになっている。

【基本方針】

人権侵害の発生状況、学校におけるいじめ問題や少年犯罪と人権意識との関係などの把握を通して、具体的な問題に即して人権意識の啓発を行っていく。

また、人権侵害の撲滅とともに同和教育をはじめとする人権意識の高揚に努める。

【施策の体系】



【施策】

基本的人権の確認

「人権教育のための国連10年香芝市行動計画」を策定し、これに基づき、関係機関と連携して人権教育の資料整備ならびに普及・啓発に努める。

広報、研修会等の機会を通じて、あらゆる情報を提供し、“基本的人権”について考え、認識を深めることができるようにする。

人権啓発の先頭に立つべき市職員の人権研修の充実を図る。

同和問題の正しい認識の推進

同和問題については、就職差別、結婚差別、差別落書き等の根絶をめざし、市民集会等を重ねて実施するなど啓発活動を推進する。

(2) 男女共同参画社会実現に向けた取り組み

【現況】

国際連合による1975年(昭和50年)の「国際婦人年」と翌年から始まった「国連婦人の10年」を契機として、男女平等と女性の地位向上をめざし、世界的な取り組みが進められてきた。

わが国においても、昭和60年の「女子差別撤廃条約」の批准に伴い、「男女雇用機会均等法」の法整備を行うなど、真の男女平等社会を実現するためのさまざまな取り組みが進められ、平成11年6月に、男女の人権の尊重を基本理念とする「男女共同参画社会基本法」が制定された。

一方、少子・高齢化の進展、家族形態の多様化や地域社会の変化、国際化・情報化の進展など、女性と男性を取り巻く状況は大きく変化している。

しかし、「男は仕事、女は家庭」という、役割分担意識や、それに基づく慣習やしきたりなどが今もまだ社会に存在し、女性が社会で自らの能力を発揮する際に大きな障害になっている。また、一方では、男性の生き方も仕事中心になり、多様な生き方を制約されている。

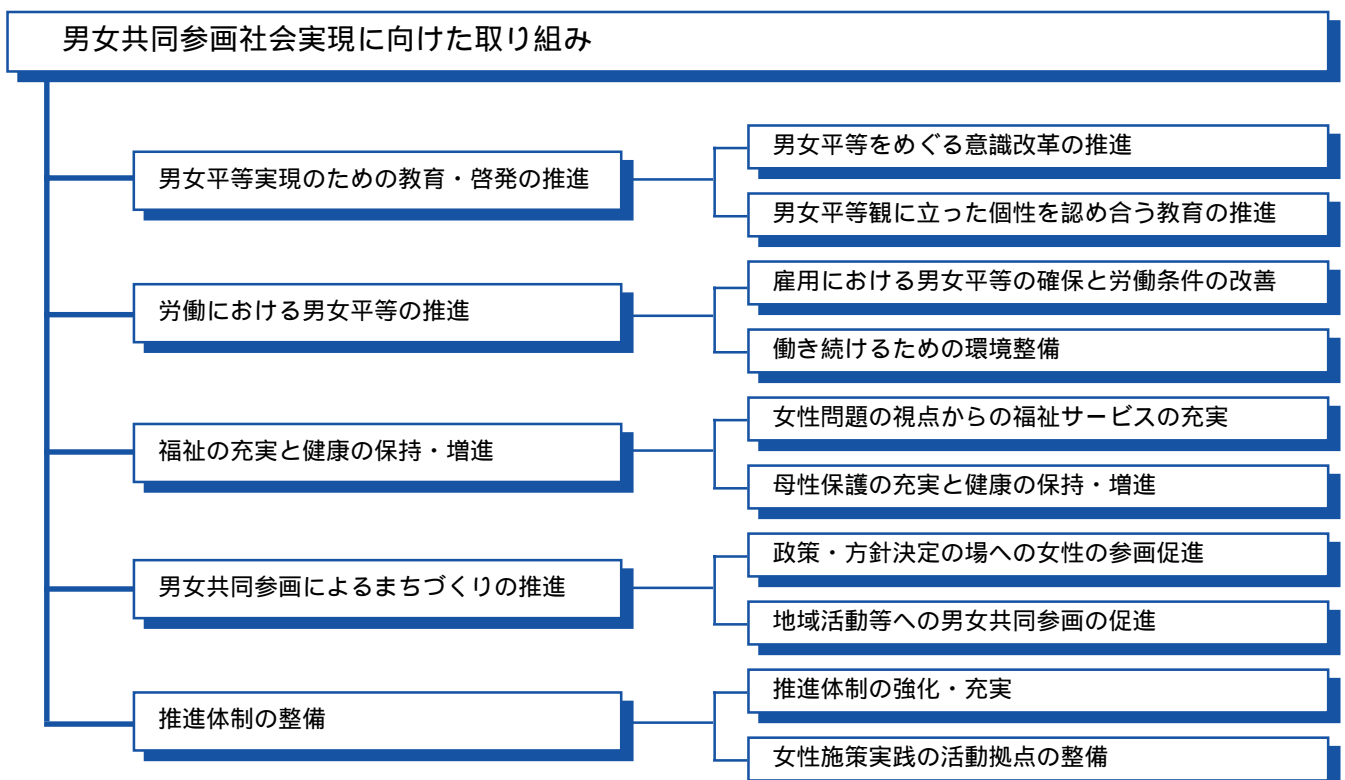
こうした状況の中で、女性も男性も、将来にわたって豊かで安心できる社会を築くためには、人権尊重の理念に基づき、両性の本質的平等の観点に立って、個人の意識や社会システムを変革する必要がある。

【基本方針】

本市においても「男女共同参画行動計画」を策定し、これに基づきすべての男性と女性が互いに人権を尊重し合い、家庭、地域、職場などあらゆる分野に参画する機会が等しく保障され、一人ひとりの個性

と能力を十分に発揮し、自分らしくいきいきと豊かな生活ができるとともに、男女が協力し、支えあいながら共に責任を分かち合う、男女共同参画社会実現への取り組みを進める。

【施策の体系】



【施策】

男女平等実現のための教育・啓発の推進

「男性は仕事」「女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識を見直し、あらゆる場や機会をとらえ、男女平等意識の改革に努める。

家庭、学校、地域、職場等において、男女が相互に理解し、生涯を通じて自己実現ができるよう、男女平等観に立った教育や学習の充実を図る。

労働における男女平等の推進

男女が共に職業上のパートナーとして認識し、性別役割分担意識にとらわれない個人の能力重視の考え方が可能となる労働環境の改善に努める。

女性が生涯を通じて、安心して働き続けることができるよう、雇用条件の改善など環境整備に努める。

福祉の充実と健康の保持・増進

介護保険制度や保育サービス等、女性問題の視点に立って福祉サービスの充実を図る。

女性の生涯を通じた健康増進など、母性保護の充実に努めるとともに、働く女性の心と体の健康保持を図る。

男女共同参画によるまちづくりの推進

各種審議会などへの女性委員の登用や、市の政策、方針決定の場への女性職員の登用を促進し、市政への男女共同参画を進める。

地域活動や、ボランティア活動などへの参画を促進し、男女が共にその能力を生かすことのできる環境づくりを図る。

推進体制の整備

市民や、各種団体等との連携強化に努め、「香芝市女性政策推進会議」を始めとする推進体制によって、総合的な見地から取り組みを点検し、男女共同参画の視点に立った施策の一層の推進を図る。

男女共同参画に関する施策を多角的に推進するために、活動拠点の整備に努める。



3．地方新時代に備える施策の推進

(1) “市民が主役のまちづくり”の推進

【現況】

透明で開かれた行政を推進するためには、行政手続きの明文化と、行政情報の公開が必要である。国レベルの行政手続法は、平成6年に制定され、本市でも、平成10年度に行政手続条例の運用を開始した。行政情報の公開については、地方自治体における情報公開条例の制定が先行したが、国レベルでも平成11年「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」が成立した。本市においても、情報公開条例の平成12年度中の施行をめざして、文書管理システムの構築を行っている。

一方、平成10年には、特定非営利活動促進法（NPO法）が議員立法で成立、施行され、市民活動の枠組みが法制化された。

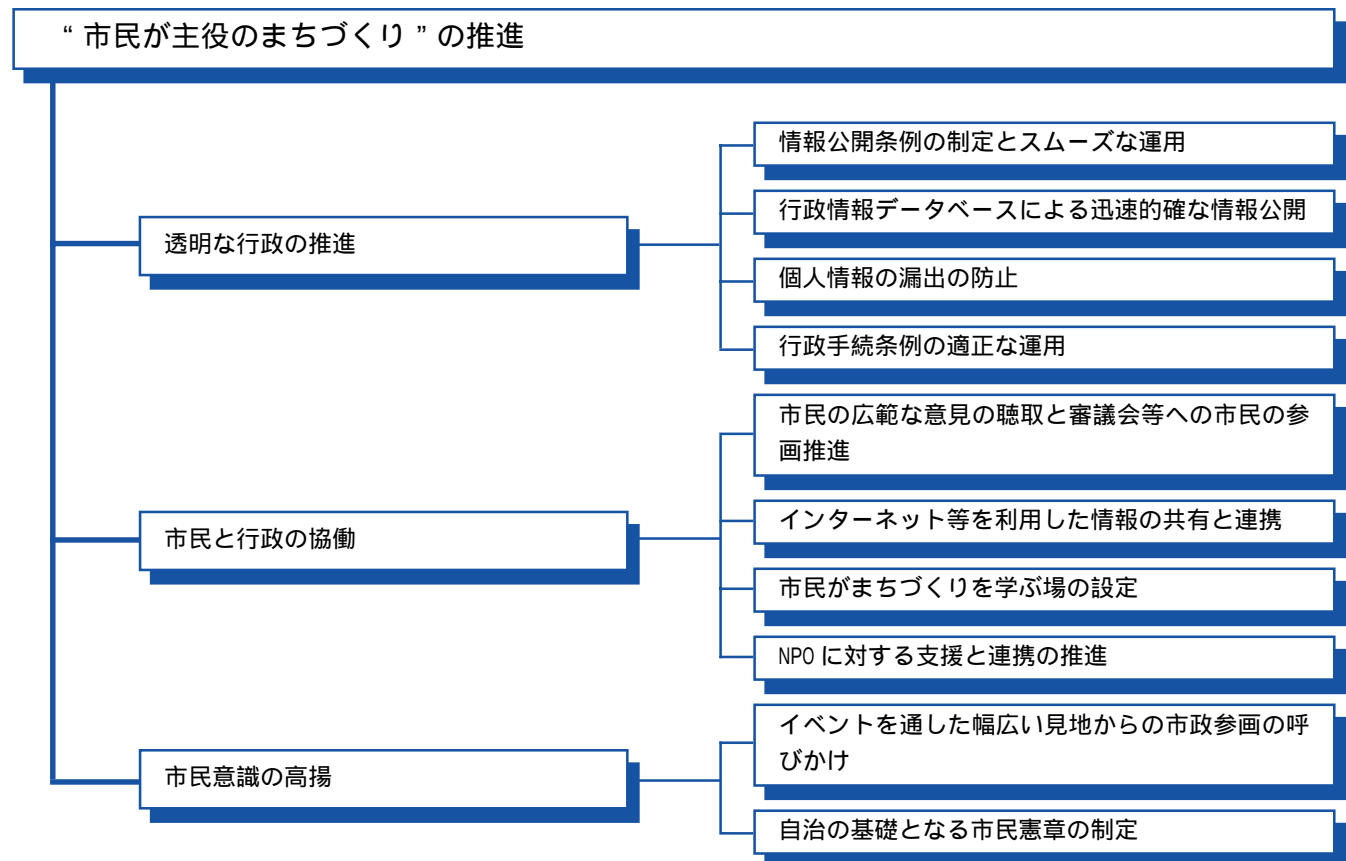
本市においても、平成3年に地域づくりリーダーを養成する目的で「侃諤塾」を開講し、60余名の卒業生を送り出した。平成9年度を以って塾は閉講したが、現在、卒業生自らでまちづくりを考える市民グループへと発展している。また、平成8年度より開催している「ふれあいフェスタ in 香芝」は行政主体のイベントではなく、市民の手によるイベントとして位置づけ、多くの市民の参加を得ている。

【基本方針】

これからのまちづくりは、従来のような地縁による全員参加の半強制的な動員ではなく、地方分権の進展に対応した“市民意識”の高揚を原動力とし、公開する行政情報を材料に、特定のテーマに応じた市民の自由な活動と行政のパートナーシップにより実施していくことが必要である。

このような新しいまちづくりの基盤として、まず情報公開条例を制定し、個人情報の漏出を防止する対策を講じながら、透明性を最大限に尊重した運用を図る。情報公開の実施により市民と行政の双方向のやりとりが可能になり、NPO法によるボランティア組織の認定などボランティア活動の基盤が整備されると、市民のボランティア活動に対する考え方も変化し、自主的なまちづくり活動は新たな局面を迎えることが考えられる。今後予想されるこのような展開を促進し、あらゆる場面での市民参画が行われる“市民が主役のまちづくり”を推進する。

【施策の体系】



であいと参加を広め新しい文化を創造するまち

【施策】

透明な行政の推進

行政情報への最大限のアクセスを保障する情報公開条例を制定し、スムーズな運用を図るよう努める。

行政情報データベースの整備を行い、迅速的確な情報公開を図る。

透明な行政の推進にあたっては、人権侵害の防止を徹底するため、個人情報のデータベース化には慎重を期すとともに、個人情報の漏出がないようにセキュリティに万全を尽くす。

行政手続条例の適正な運用を行い、平等で透明な手続きを貫徹することにより、市民の信頼と協力を得るよう努める。

市民と行政の協働

意識調査等の手段により市民の広範な意見を聴取し、施策決定の判断材料とするとともに、施策を企画立案する審議会等に、幅広い市民の参画を推進する。

本市のインターネットホームページや広報誌を活用して、市民個々人と双方向に情報や意見の交換を行い、意見集約の取りまとめに利用する。生涯学習講座等で、まちづくりについて市民誰もが自主的に学習できる場を設ける。

NPO 法の趣旨に基づき、市民団体の法人化による活性化などを支援するとともに、行政サービスの面でも役割分担などの連携を図る。

市民意識の高揚

市民手づくりの祭典としての「ふれあいフェスタ in 香芝」の定期的開催や、平成13年に迎える市制10周年に合わせての記念事業を通し、地方分権を担う市民の幅広い見地からの市政への参画を呼びかける。

市民一人ひとりが責任と自覚を持ってまちづくりに臨む“市民が主役のまちづくり”の精神を表明し、分権の時代にふさわしい自治の基礎となる市民憲章を制定する。



(2) 市民サービスの向上

【現況】

本市では、市役所や中央公民館、総合体育館、ふたかみ文化センターさらには総合福祉センターも下田地区に集中して立地させ、同地区を行政文化ゾーンとすることによって、本市のシンボルゾーンを形成するとともに市民が行政サービスを受けたり公共・公益施設を利用する上での利便を図ってきた。

しかし、下田地区以外から行政文化ゾーンへの公共交通機関でのアクセス手段が不十分であるため、市民サービスを受ける際の公平性に問題が残る一方、各サービスを扱う窓口が細分化されていることにより、目的のサービスを受けるまでの時間のロス等の不便さが指摘されていた。

また、平日には市民の多くが通勤等で市内を離れるため、行政窓口を利用できない不便さも同時に指摘されていた。

このような声に応えて、本市としては、保育所・郵便局での住民票等の申請取り次ぎサービス、休日(土曜)サービスを実施するなどサービスの向上に努めてきた。また、平成10年10月からは、市内遠隔地から市役所、総合福祉センターなど行政文化ゾーンへの送迎を目的として、公共バスの運行を開始した。

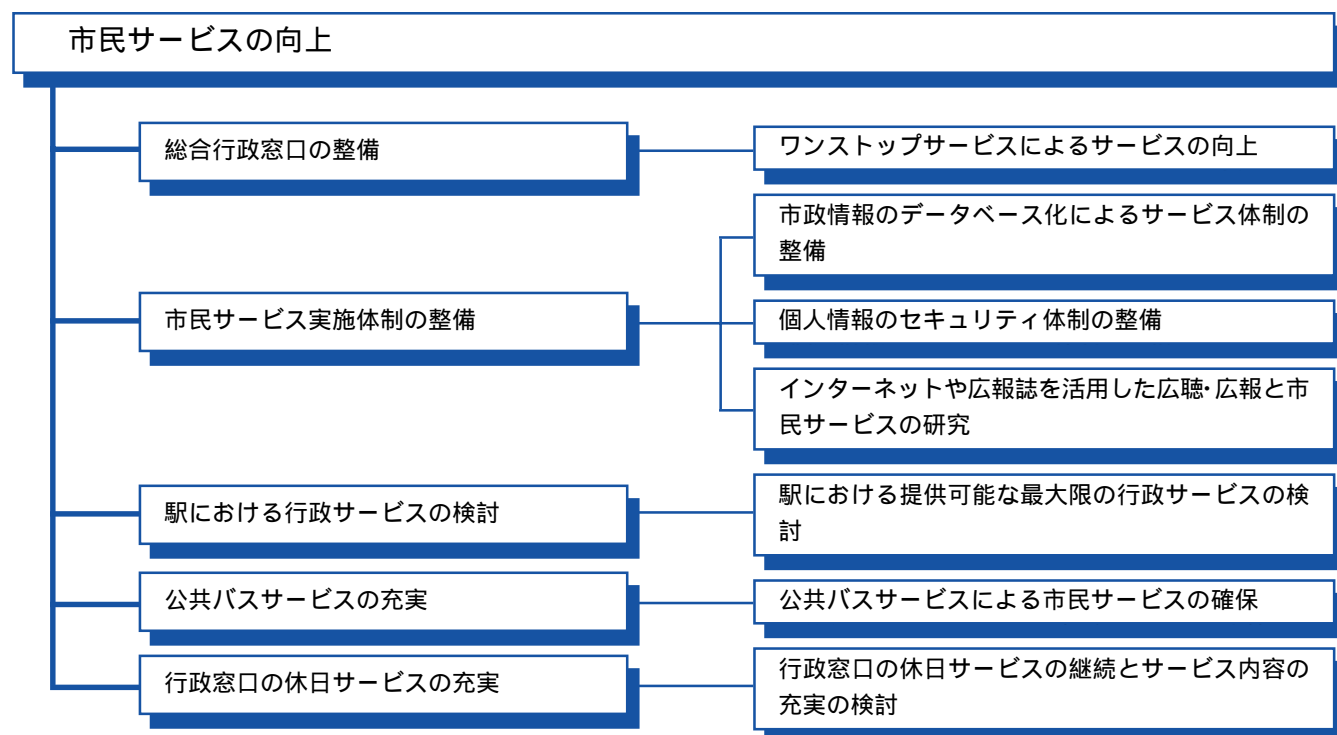
【基本方針】

公共バスの運行、保育所・郵便局での住民票等の申請取り次ぎサービス、休日(土曜)サービスの充実を図るとともに、窓口が細分化されていることへの不満に応えるワンストップサービスをめざす総合行政窓口や、市内の駅を行政サービスに活用する方策等の検討を行う。

ワンストップサービス

一カ所で必要なサービスをすべて行うこと。

【施策の体系】



【施策】

総合行政窓口の整備

ひとつの窓口で最大限の情報提供や行政サービスを行いうる体制の整備を図る。

市民サービス実施体制の整備

市政情報のデータベース化を図り、市民のニーズに合致した行政サービスの多様な展開を遂行しうる体制を整備する。

個人情報のデータベース化に際しては、漏出が生じないようなセキュリティ体制を整備する。本市のインターネットホームページや広報誌を活用し、情報提供や意見聴取を行うとともに、インターネットを用いた市民サービスについて研究する。

駅における行政サービスの検討

市民の利便を図るため、鉄道事業者と協力しながら、駅における提供可能な最大限の行政サービスの検討を行う。

公共バスサービスの充実

市民が市役所、総合福祉センター等の公共施設を利用しやすいように、公共バスサービスの運用を継続するとともに路線の充実についても検討する。

行政窓口の休日サービスの充実

行政窓口の休日サービスを継続するとともに、サービスの内容の充実についても随時検討する。

(3) 地方分権の進展に対応した行政組織、財政運営の見直し

【現況】

地方分権推進法の成立を機に、議論の段階から実行の段階へ入った地方分権の推進は、明治維新、戦後改革に次ぐ「第三の改革」とも位置づけられている。

地方自治は民主主義の原点であるところから、地域の行政は、地域の住民が自分たちで決定し（自己決定）、その責任も自分たちが負う（自己責任）という行政システムを構築し、全国的な統一性や公平性を重視する「画一と集積」の行政システムから住民や地域の視点に立った「多様と分権」の行政システムに変革することが「第三の改革」の趣旨である。

地方分権推進法に基づき、地方分権推進委員会による勧告を最大限尊重して地方分権推進計画が平成10年に策定された。平成11年には、地方分権推進計画を踏まえ、地方自治法を始めとする関係法律475件について必要な改正を行う「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（地方分権一括法案）が成立した。内容は、機関委任事務制度の廃止およびこれに伴う地方公共団体の事務区分の再構成、国・県の関与等の縮減、権限委譲の推進、必置規制の整理合理化、地方公共団体の行政体制の整備確立等である。

本市としては、このような地方分権の推進に備えて、平成9年3月に行政改革大綱、同11月に行政改革実施計画の策定、行政改革実施計画推進部会の設置等、行政改革を進めている。

一方、地方財政についても、地方分権推進計画策定後、地方分権推進委員会による勧告がなされているが、地方自治体側からは、財源の地方への委譲が十分でないとの批判の声が上がっている。

本市の財政状況は、経済不況による税収への影響、減税に伴う減収補てん、景気対策等のために地方債の増発を余儀なくされている。平成10年度末の借入金残額は、33,857,964千円（普通会計ベース）に達しており、起債制限比率（平成8～10年度の3ヵ年平均）は14.1%と財政硬直化が如実に示され、その元利償還が将来の大きな財政負担になることが予想されるなど極めて厳しい状況にある。

このような地方分権の進展と厳しい地方財政の現実を背景に、財政基盤の強化や行政サービスの効率化が必要とされ、これを行うために市町村の合併や広域連合の設置など、広域行政の必要性が認識されてきている。

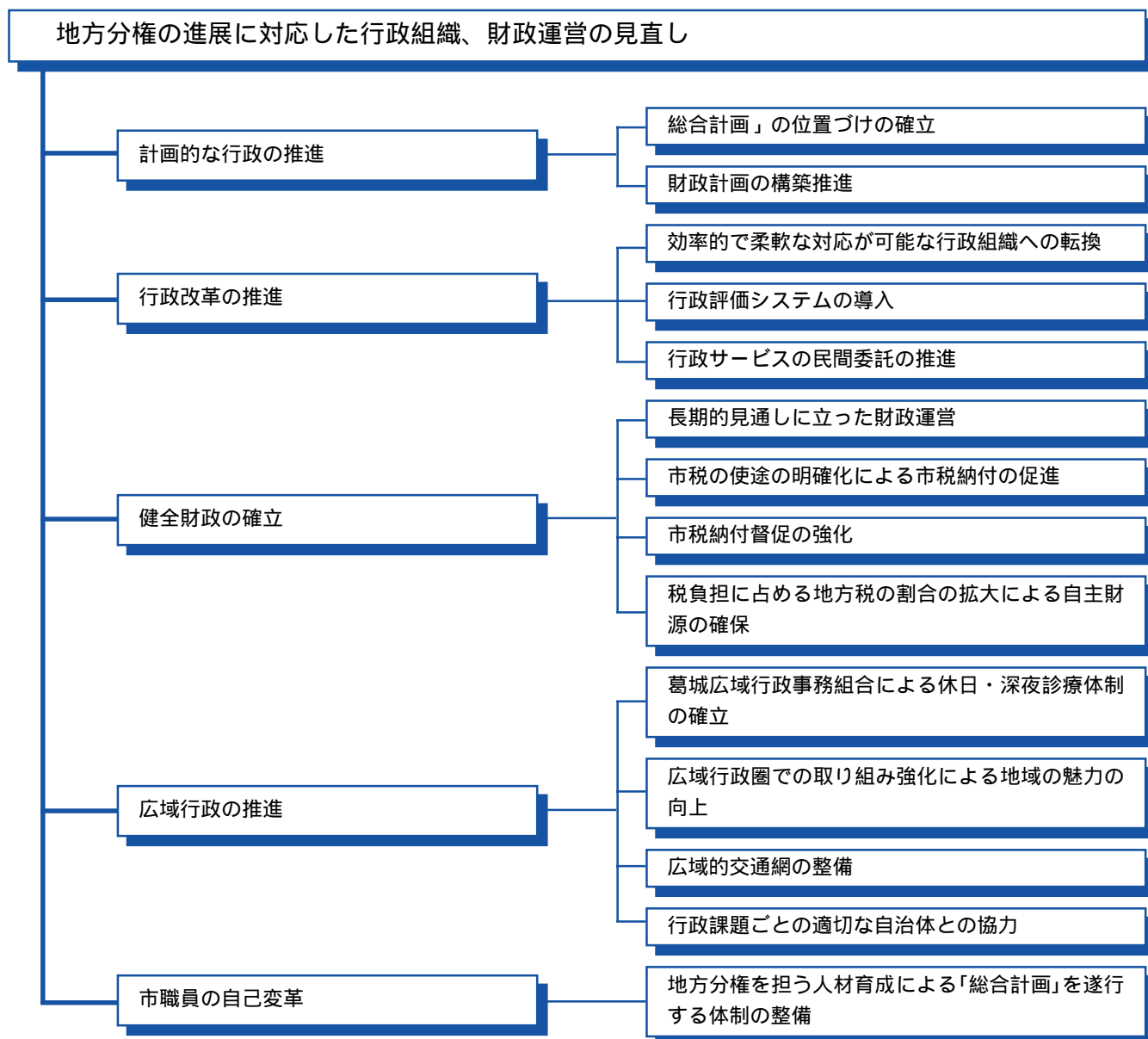
本市の広域行政としては、3市3町（香芝市、大和高田市、御所市、新庄町、當麻町、広陵町）で構成する葛城広域行政事務組合において、広域市町村圏計画、ふるさと市町村圏計画の策定とこれに伴う事業展開、休日診療所に関する事務を行っている。また香芝・王寺環境施設組合によるごみ処理、香芝・広陵消防組合による消防、奈良県葛城地区清掃事務組合によるし尿処理等の事業を行っている。

【基本方針】

計画的な行政を推進して市民が行政施策の必要性や効果を客観的に判断できるような仕組みを構築し、地方分権の進展に対応する。

また、市民の信頼を得る効率的な行政を進めるため、健全財政の確立や広域的な行政運営を図るとともに、職員の意識改革を進める。

【施策の体系】



【施策】

計画的な行政の推進

地方分権を進展させるため、地方自治体が市民の意見を吸収しながら定める「総合計画」の位置づけを名実ともに高める。

総合計画に基づく予算配分、費用対効果の追跡などが可能な複数年度にわたる財政計画の構築を推進する。

行政改革の推進

地方分権に伴い幅広く多様に展開すると考えられる行政課題に対して、効率的で柔軟な対応が可能な行政組織への転換を図る。

市税の使途と市税投入による効果を客観的に理解できる行政評価システムを導入し、費用対効果を重視した行政を展開する。

行政が関与すべき範囲を見直し、コストとサービス面を比較検討しつつ、民間委託を推進する。また、PFI の活用やNPO との連携など新しい民間活力の活用方策についても検討を進める。

健全財政の確立

行政事務や事業の費用対効果を図りながら長期的見通しに立った財政運営を行う。

市税の使途を明確に説明する責任を全うし、市民が納得して市税を納付できる雰囲気づくりに努める。

市税の滞納者に対して公平性を見地から納付の督促を強化し、収納率の向上を図る。

税負担に占める地方税の割合を見直すよう国に働きかけ、地方分権に見合った自主財源の確保を図る。

広域行政の推進

葛城広域行政事務組合による休日・深夜診療体制の確立を図る。

葛城広域市町村圏全体での情報発信、観光誘致、産業支援、広域利用施設の整備など広域行政圏での取り組みを一層強化し、地域全体の魅力の向上に努める。

国・県・近隣自治体との連携により、広域的交通網の整備を図る。

し尿処理やごみの焼却場問題など行政課題ごとにもっとも適切な自治体と臨機応変に協力関係を築き、効率的な広域行政を推進する。

市職員の自己変革

効果的・効率的な研修の実施等、市職員の意識改革を促進し、資質向上や士気の高揚に取り組み、職員の能力開発を効果的に推進し、地方分権を担う人材を育成し、「総合計画」を遂行する体制を整える。

P F I

英国サッチャー政権が進めた行政改革の一環として行われた公共の事業・サービスの民営化（Private Financial Initiativeの略）。リスクと資金負担は民間が受け持つ。この方式はその後の政権にも引き継がれ、対象は交通（鉄道、道路、橋）、病院、官庁建物、都市再開発、教育施設、排水施設、博物館等に及んでいる。わが国でも「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）」が平成11年7月に成立した。

表 - 26 年度別決算額の推移（普通会計：歳入）

単位：千円

項目 \ 年度	平成 4 年	平成 5 年	平成 6 年	平成 7 年	平成 8 年	平成 9 年	平成 10 年
市税	6,612,523	6,859,489	6,540,902	7,134,366	7,380,466	8,005,267	7,750,150
地方譲与税	296,354	320,369	323,468	331,156	347,973	213,441	141,493
利子割交付金	203,259	229,339	303,142	206,465	115,904	98,505	79,876
地方消費税交付金						81,596	391,170
特別消費税交付金	442	431	633	765	680	1,349	1,379
自動車交付金	126,778	118,926	129,898	142,499	145,200	126,405	115,110
地方交付税	2,851,048	2,722,208	2,623,844	2,783,693	2,885,700	3,345,966	3,534,187
普通	2,500,424	2,371,121	2,248,834	2,391,686	2,453,515	2,882,880	2,993,921
特別	350,624	351,087	375,010	392,007	432,185	463,086	540,266
交通安全対策交付金	9,613	9,813	10,499	10,932	11,667	11,939	11,608
分担金及び負担金	62,779	67,923	73,830	90,197	95,630	117,944	144,423
使用料	285,415	283,284	303,579	319,203	311,609	321,628	368,425
手数料	74,911	74,354	69,876	69,278	66,991	64,924	67,904
国庫支出金	936,193	1,786,825	2,279,304	1,522,987	2,113,500	1,947,883	3,094,027
県支出金	369,290	362,492	349,217	448,449	393,894	398,222	481,264
財産収入	227,069	687,846	252,941	136,850	123,273	231,593	54,327
寄附金	297,501	339,531	249,482	301,430	481,284	312,091	425,044
繰入金	1,614,276	878,800	872,300	505,200	354,967	463,765	966,781
繰越金	418,897	309,184	779,271	577,424	732,990	423,302	489,293
諸収入	870,672	160,081	83,737	74,754	74,844	93,727	95,782
市債	3,058,600	1,893,000	4,454,100	2,911,000	4,737,100	5,359,700	7,160,300
合 計	18,315,620	17,103,895	19,700,023	17,566,648	20,373,672	21,619,247	25,372,543

表 - 27 年度別決算額の推移（普通会計：歳出・目的別）

単位：千円

項目 \ 年度	平成 4 年	平成 5 年	平成 6 年	平成 7 年	平成 8 年	平成 9 年	平成 10 年
議会費	214,696	244,5142	261,932	266,230	265,760	257,010	257,547
総務費	4,051,654	2,360,596	2,158,543	2,201,340	2,335,125	2,236,288	2,582,459
民生費	1,860,985	2,071,021	3,770,860	2,755,281	3,124,280	4,423,654	3,971,696
衛生費	1,100,079	1,199,816	1,250,706	1,356,715	1,271,591	1,321,403	1,365,321
農林水産費	351,550	262,627	253,372	244,410	215,214	217,303	281,676
商工費	38,411	26,333	28,931	30,100	35,372	35,074	59,918
土木費	3,961,928	5,027,860	4,367,853	4,798,091	5,743,819	5,621,218	6,830,669
消防費	449,075	737,377	584,919	782,174	634,302	648,318	695,503
教育費	4,596,442	2,638,984	4,466,329	2,406,799	2,991,024	2,636,325	5,922,192
災害復旧費	0	30,716	25,190	0	0	4,113	32,332
公債費	1,381,616	1,631,053	1,953,964	1,992,518	3,103,883	3,549,248	2,665,294
諸支出金	0	93,727	0	0	0	0	0
合 計	18,006,436	16,324,624	19,122,599	16,833,658	19,720,370	20,949,954	24,664,607

表 - 28 年度別決算額の推移（普通会計：歳出・性質別）

単位：千円

項目 \ 年度	平成 4 年	平成 5 年	平成 6 年	平成 7 年	平成 8 年	平成 9 年	平成 10 年
人件費	3,334,610	3,433,804	3,648,038	3,625,129	3,736,996	3,888,724	3,963,884
職員給	2,568,064	2,701,267	2,771,540	2,858,029	2,884,640	2,935,792	3,010,296
物件費	1,501,956	1,598,268	1,682,054	1,865,476	1,942,066	1,979,657	2,157,322
維持補修費	25,529	35,138	27,621	28,660	27,597	28,653	26,208
扶助費	715,919	779,266	826,780	866,022	976,614	1,090,831	1,164,360
補助費等	1,345,005	1,560,032	1,532,312	1,773,603	1,562,667	1,592,387	1,734,989
公債費	1,381,614	1,631,051	1,953,955	1,992,499	3,103,862	3,549,233	2,665,284
元利償還金	1,378,574	1,628,004	1,931,879	1,985,903	3,093,784	3,539,755	2,646,035
一時借入金	3,040	3,047	22,076	6,596	10,078	9,478	19,249
投資出資貸付金	63,688	10,200	17,617	73,061	19,493	7,320	5,766
繰出金	939,705	622,698	659,595	723,574	709,497	793,130	870,873
積立金	2,242,243	808,570	384,070	416,290	498,014	269,230	480,595
前年度繰上充用	0	0	0	0	0	0	0
(小計)	11,550,269	10,479,027	10,732,042	11,364,314	12,576,806	13,199,165	13,069,281
投資の経費	6,456,167	5,845,597	8,390,557	5,469,344	7,143,564	7,750,789	11,595,326
人件費	183,990	172,155	198,837	188,892	312,486	332,749	326,722
内 普通建設	6,456,167	5,814,881	8,365,367	5,469,344	7,143,564	7,746,676	11,562,994
補助	856,462	1,813,505	3,092,724	2,193,704	1,639,005	1,598,913	4,797,800
単独	5,599,705	3,891,697	5,208,057	3,162,856	5,373,361	5,971,555	6,594,119
災害復旧	0	30,716	25,190	0	0	4,113	32,332
合 計	18,006,436	16,324,624	19,122,599	16,833,658	19,720,370	20,949,954	24,664,607



資料編

総合計画策定経過	p163
総合計画策定体制について	p164
香芝市総合計画審議会委員名簿	p165
答 申 書	p166
市民意識調査結果	p168

総合計画策定経過

年 月 日		経 過
平成 9 年	12 月 1 日	職員アンケート調査実施
平成 10 年	2 月 18 日	各所管現況課題調査実施
	7 月 27 日	市民意識調査実施
	8 月 3 日	各所管新規・主要施策調査実施
	8 月 14 日	第 1 回総合計画策定委員会
	12 月 1 日	第 2 回総合計画策定委員会
平成 11 年	7 月 6 日	第 3 回総合計画策定委員会
	8 月 25 日	第 1 回総合計画審議会 市民意識調査について 「かしばプラン 2001」現況分析について
	9 月 2 日	総合計画懇談会（環境、福祉）
	9 月 3 日	総合計画懇談会（安全、生涯学習・スポーツ）
	9 月 24 日	総合計画懇談会（産業、歴史・文化）
	9 月 27 日	総合計画懇談会（都市整備、学校教育）
	9 月 29 日	第 2 回総合計画審議会 香芝市の新しい位置づけと役割について まちづくりの基本イメージについて まちづくりの基本目標について
	10 月 13 日	第 3 回総合計画審議会 将来の人口について 土地利用基本方針について 地区別整備方針について 重点施策について 「自然と共生する安全で美しいまち」について
	10 月 27 日	第 4 回総合計画審議会 「ゆとりとやすらぎのある元気あふれるまち」について 「心豊かな人を育て生活の豊かさが感じられるまち」について 「伝統を生かす快適で活力のあるまち」について
	11 月 5 日	第 4 回総合計画策定委員会
	11 月 25 日	第 5 回総合計画審議会 「であいと参加を広め新しい文化を創造するまち」について 市長へ答申
	11 月 30 日	第 5 回総合計画策定委員会 庁内案最終決定
	12 月 20 日	市議会「基本構想」議決

総合計画策定体制について

1. 総合計画審議会

市長からの諮問に基づき「総合計画（案）」の審議・調査にあたり、市長へ答申する。
市議会議員・各種団体代表・学識経験者等で構成。

2. 総合計画懇談会

総合計画の中の主要な施策部門を8部門に分類し、それぞれの部門ごとに市内関係団体・専門的知識を有する方々と市との自由な意見交換。

環境、安全、福祉、生涯学習・スポーツ、学校教育、都市基盤、産業、歴史・文化

3. 総合計画策定委員会

庁内において、総合計画について、審議・検討し、素案を策定する庁内意思決定機関。
委員長に助役、副委員長に収入役、教育長、委員に部長及び次長職の職員をもって構成。



総合計画審議会長から市長に答申書を提出

香芝市総合計画審議会委員名簿

(敬称略：50音順)

	氏 名	役 職
会 長	辻本 三郎	自治連合会会長
副会長	小林 勇	教育委員会委員長
委 員	池原 武	老人クラブ連合会会長
	大武 全紀	消防団団長
	奥村 清治	民生・児童委員連合会会長
	小泉 俊夫	文化財保護審議会会長
	澤田 順子	人権擁護委員
	鈴木 知英子	かしば女性会議代表
	辻本 スミエ	婦人会会長
	土谷 泰敏	大阪教育大学教授
	出川 太平	監査委員
	中川 廣美	市議会総務文教委員会委員長
	仲田 武三朗	行政経験者
	船木 利郎	商工会副会長
	山下 正弘	農業委員会会長
	山田 磯子	弁護士
	吉川 政重	市議会都市計画特別委員会委員長
	芳林 章圭	(社)葛城青年会議所 香芝地区推進委員会委員長
	米田 長明	都市計画審議会会長

答 申 書

平成 11 年 11 月 25 日

香芝市長 先 山 昭 夫 様

香芝市総合計画審議会
会長 辻 本 三 郎

香芝市総合計画(案)について（答申）

平成 11 年 10 月 27 日付け香企第 265 号で諮問のありました、標記の件につきましては、下記のとおり答申します。

記

まもなく、激動の 20 世紀が終わり、新しい世紀が始まろうとしている。本市を取り巻く内外の状況は、長引く経済不況、少子・高齢化の進行、情報化・国際化の進展、地球環境問題の顕在化など著しく変化している。このような中、地方分権にかかわる諸制度が整備されつつあり、今後の地方自治体行政には、自主性・自立性の確立による、個性豊かで活力に満ちた地域社会づくりが求められている。このような時代の転換期にあたり、本市においても、新たに総合計画を策定し、今後のまちづくりの方向性を見つめ直すことは、時宜を得たものであると考えられる。

貴職より諮問のあった「香芝市総合計画(案)」については、本審議会において、慎重に審議した結果、社会動向、市民意識動向等も十分反映されており、本市における 21 世紀初頭の行政運営の指針として、適切であると考えられる。

今後、市当局が計画を推進するにあたり、総合計画の各項目および推進体制について、特に以下の点に留意されるよう意見を付して本審議会の答申とする。

まちづくりの基本イメージについて

まちづくりの基本イメージとして定められた、「伝統と新しい文化のいびきがみなぎる香芝市」に基づき、本市の特徴である「伝統」と「新しい文化」が並存共鳴するまちづくり、豊かな自然環境と都市の利便性を合わせて享受できるまちづくりの推進を図られたい。

将来の人口について

将来人口として設定された目標年次である平成 22 年度の 8 万 1 千人という数値は、本市の規模、現在までの開発動向等を勘案すると、概ね適切であると考えられる。しかしながら、予測どおりの人口増加を導くためには、「市民一人ひとりが誇りと愛着を感じられるまち」であることが必要であり、今後の施策推進にあたっては、常にそのことを念頭に置いたうえで努められたい。

重点施策について

重点施策の 4 点については、社会動向、市民意識、本市の特色にも合致し、市民生活にも非常に密着した施策であると考えられることから、今後の行政運営においては、特に力点を置いた施策推進を図られたい。

基本計画（各目標別計画）について

1 .自然と共生する安全で美しいまち

本市の緑豊かな自然環境を生かし、身近な環境問題から地球環境問題にまで配慮し、市民の豊かで安全な生活環境の形成に努められたい。

2 .ゆとりとやすらぎのある元気あふれるまち

総合福祉センターを拠点として、市民が生涯を安心して、ゆったりと暮らせる福祉サービスの充実に努められたい。

3 .心豊かな人を育て生活の豊かさが感じられるまち

一人ひとりの個性を生かした、特色ある魅力ある学校教育を展開し、21世紀を担う人材育成を図るとともに、「総合スポーツ公園」を核として、市民誰もが生涯をいきいきと元気に過ごすことのできる環境整備に努められたい。

4 .伝統を生かす快適で活力のあるまち

本市の大都市近郊に位置する地理的条件を生かした都市的発展とともに、既成市街地の再整備、産業の発展を図りバランスのとれた都市の形成に努められたい。また、これらの都市の発展には、本市の伝統ともいふべき緑豊かな自然環境を生かすことが必要と考えられる。特に本市の恵まれた特筆すべき資源である「屯鶴峯」の観光拠点としての整備の充実に努められたい。

5 .であいと参加を広め新しい文化を創造するまち

市民誰もが、市政に参画する機会を創造することにより、地方分権の趣旨に合致した市民との協働による行政運営を図り、市民一人ひとりの人権尊重を基礎に、本市独自の個性あふれる市民文化の創造、まちづくりの推進に努められたい。

総合計画推進体制について

1 .本計画の趣旨・内容について、あらゆる方法・手段を通じて市民に広く広報するなど情報公開の徹底を図り、市民参加のまちづくりの推進に努められたい。

2 .行政改革の断行による機動的・効率的な市の行政組織の構築とともに、市職員の能力向上・開発を図り、市職員が一丸となって総合計画を遂行する体制を整え、行政サービスの向上に努められたい。

3 .財政状況を的確に把握して、実施計画を速やかに策定し、実効性のある計画とされたい。

4 .本計画の進捗状況を点検する体制を構築し、市民ニーズの動向についても常に把握したうえで、本計画の着実な推進を望む。

以上

市民意識調査結果

1．調査の目的

この市民意識調査は、新たな香芝市総合計画策定のため、香芝市の望ましい将来像とそれを実現するための施策について広く意見を聴取したものである。

また、香芝市の行ってきた施策やこれから行おうとする施策についての評価、および居住地区の現状に対する評価についても質問を行っている。

市民の属性による意見の傾向を分析するため、プロフィールや居住地区の特質についても質問を行っている。

2．調査の方法

16歳以上の市民から1,500人を無作為抽出の上、調査表を郵送、902人から回答を得た。回収率は60.1%である。

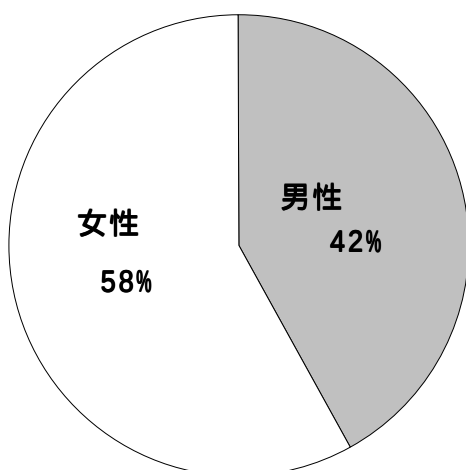
調査は、平成10年7月から8月にかけて実施した。

3．回答者のプロフィール

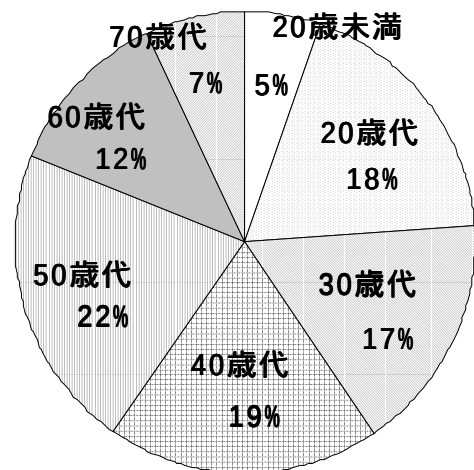
問．あなたの性別、年齢、職業、家族構成についてお聞かせください。

男女別では女性の回答者の方が多い。年齢別では、大体万遍なく回答をいただいている。また、職業別では会社員と専業主婦が多くなっている。家族構成では「親と未婚の子供」という核家族が多い。

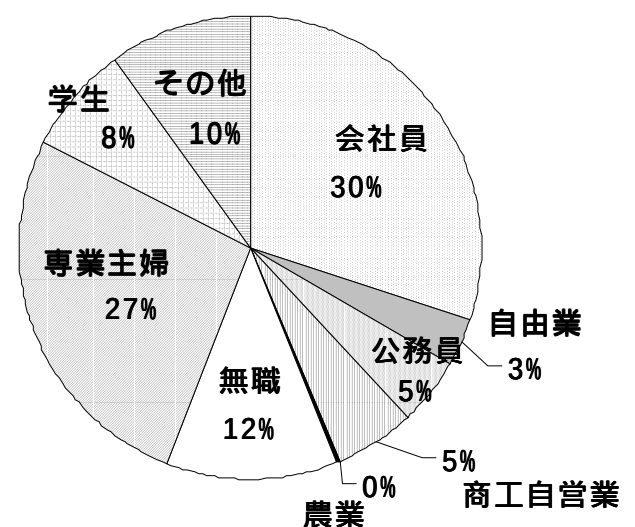
〔 1 〕 性別



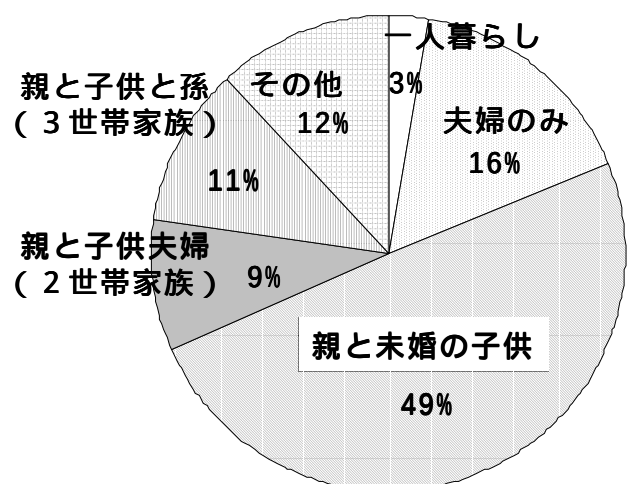
〔 2 〕 年齢



〔 3 〕 職業

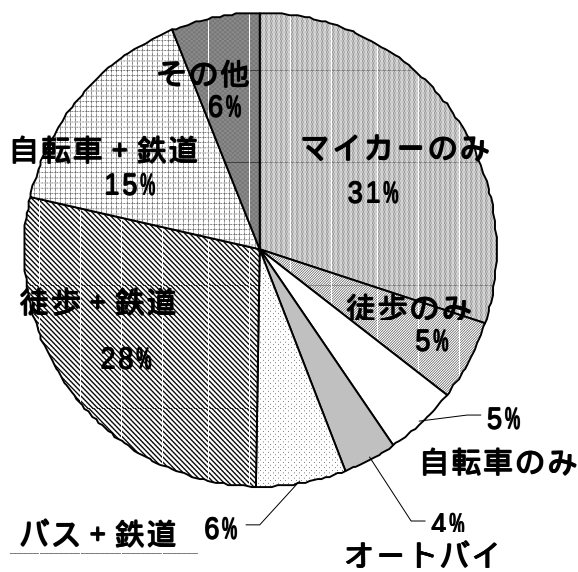


〔 4 〕 家族構成



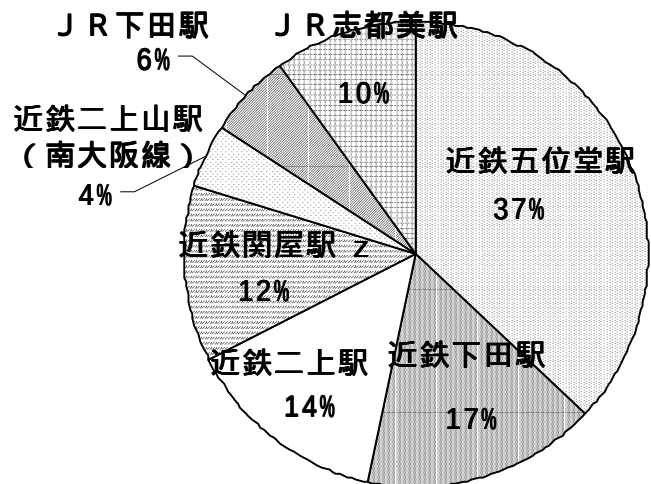
問．あなたが通勤、通学されるときの手段は何ですか。

鉄道利用者は通勤・通学者の半数に上っている。
一方、3割以上の人マイカー通勤をしている。



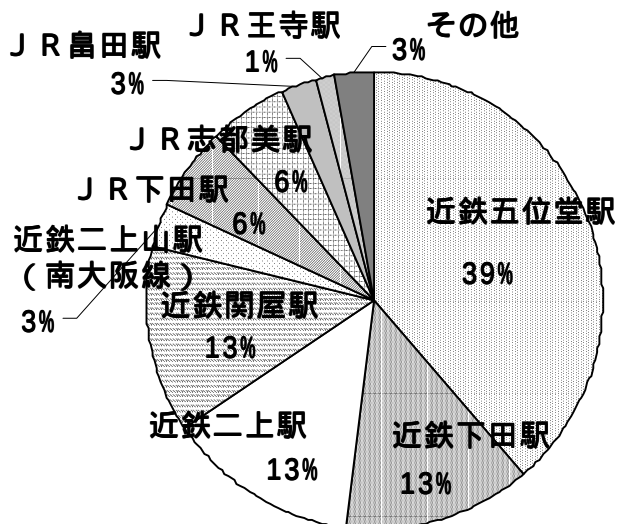
問．あなたのお住まいからみて最寄りの駅はどれですか。

最寄りの駅では近鉄五位堂駅を挙げる回答者が4割近くに達している。



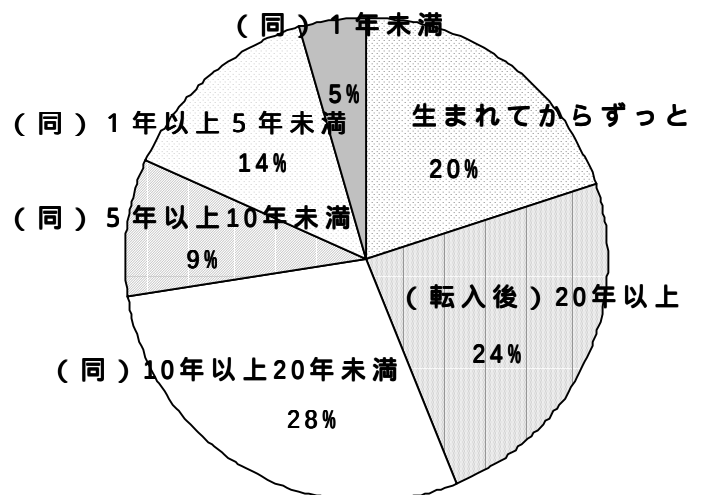
問．あなたが通勤、通学に鉄道を利用される場合、毎朝どの駅から乗車されますか。

J R 志都美駅を最寄りの駅に挙げた回答者のうち4割が実際は J R 畠田、J R 王寺駅を利用している。



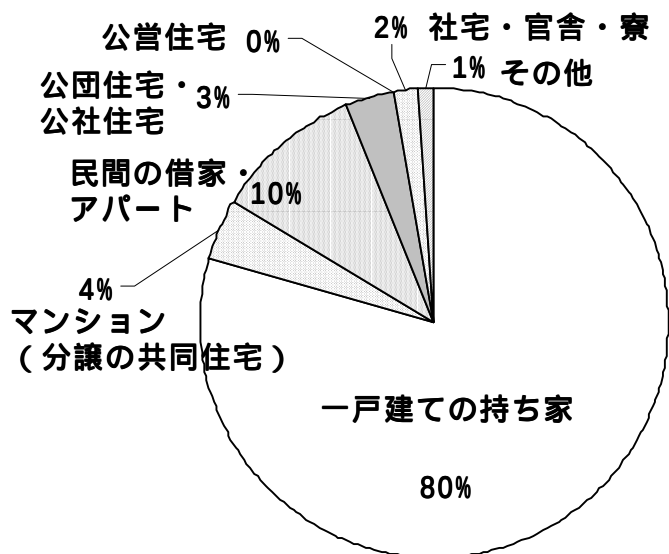
問．あなたは香芝市に住むようになって、およそ何年になりますか。

香芝市に生まれ育った、いわば香芝市をふるさととする市民は5人に1人である。



問．あなたのお住まいは次のうちどれにあたりますか。

回答者の8割が一戸建の持家に居住している。



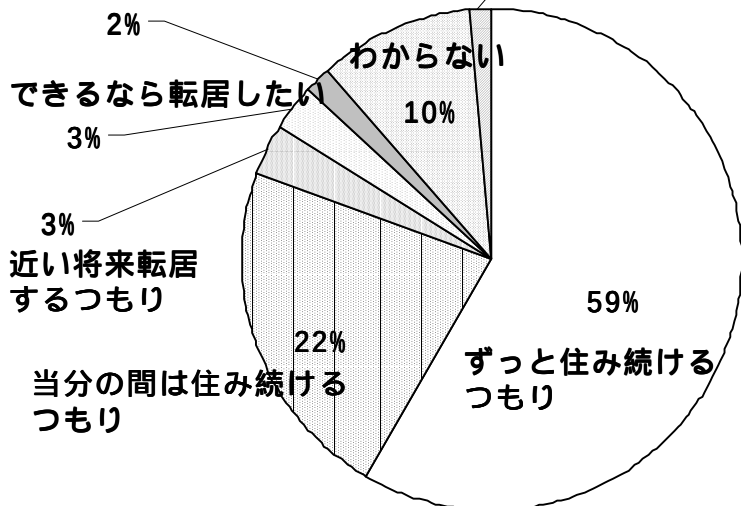
問．あなたは余暇をどのように過ごしておられますか。

余暇の過ごし方としては、室内で読書、ビデオ、CD鑑賞等、キャンプ、釣り、登山、ハイキング等のアウトドアスポーツ、家庭菜園を多くの回答者が挙げている。ボランティア活動、インターネットは、まだ少数派に留まっている。公共施設では、図書館の利用が多い。

問．あなたは香芝市にずっと住み続けようと思えますか。

香芝市に永住すると考えている回答者の割合も6割近くに達している。転居を考えていない回答者を含めて「定住派」は8割を超えている。

いずれ独立して転居するが、将来は香芝市に戻ってくるつもり



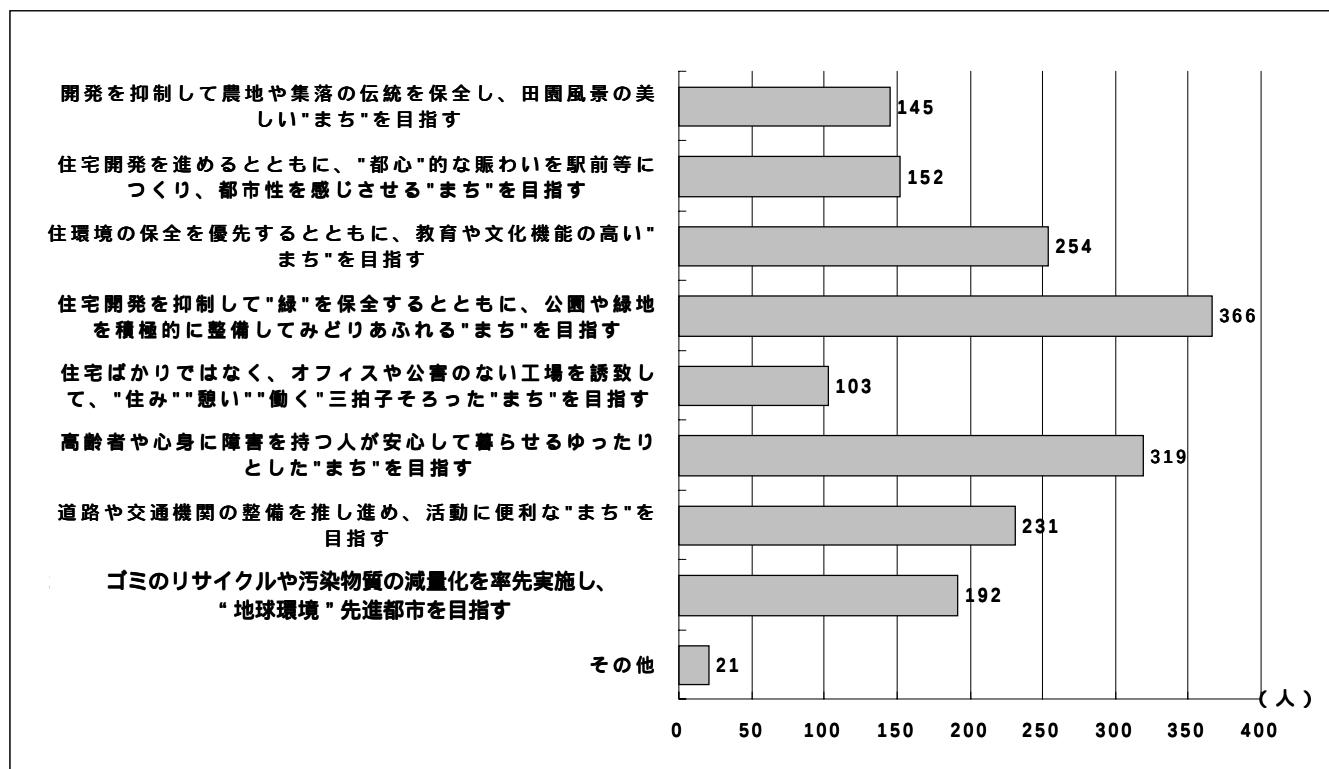
4. 香芝市の将来像

問．香芝市は将来どのような“まち”を目指すのが望ましいと思われますか。

香芝市の将来の望ましい“まち”の姿として、次のグラフのとおり8つのイメージを提示して、このうち2つまでの選択を求めたところ、「住宅開発を抑制して“緑”を保全するとともに、公園や緑地を積極的に整備してみどりあふれる“まち”を目指す」と「高齢者や心身に障害を持つ人が安心して暮らせるゆったりとした“まち”を目指す」が上位を占めた。

また、「ゴミのリサイクルや汚染物質の減量化を率先実施し、“地球環境”先進都市を目指す」や「開発を抑制して農地や集落の伝統を保全し、田園風景の美しい“まち”を目指す」もそこそこの支持を得ている。

ただし、2つのイメージを選択していただいたことにもよるが、その他の選択肢もかなりの支持があり、道路や駅前整備などの施策も依然として高い必要性が認知されている。



2つの将来像の組み合わせ

香芝市の望ましい将来像については、2つを選択していただいているので、その選択の組み合わせについて調べて見ると、次のような結果となった。

これらの回答から、「“ 緑 ” あふれる環境のなかで、生涯をゆったり暮らせる “ まち ” というイメージが市民の望ましい将来像の核心にあるということが出来る。その周辺に「住環境の保全」「教育や文化機能」「“ 地球環境 ” 先進都市」「田園風景や集落の伝統保全」といった将来像が結びついていると考えられる（1位、2位、6位、7位の5つの組み合わせから）。

一方、5位の組み合わせは、積極的な開発を志向

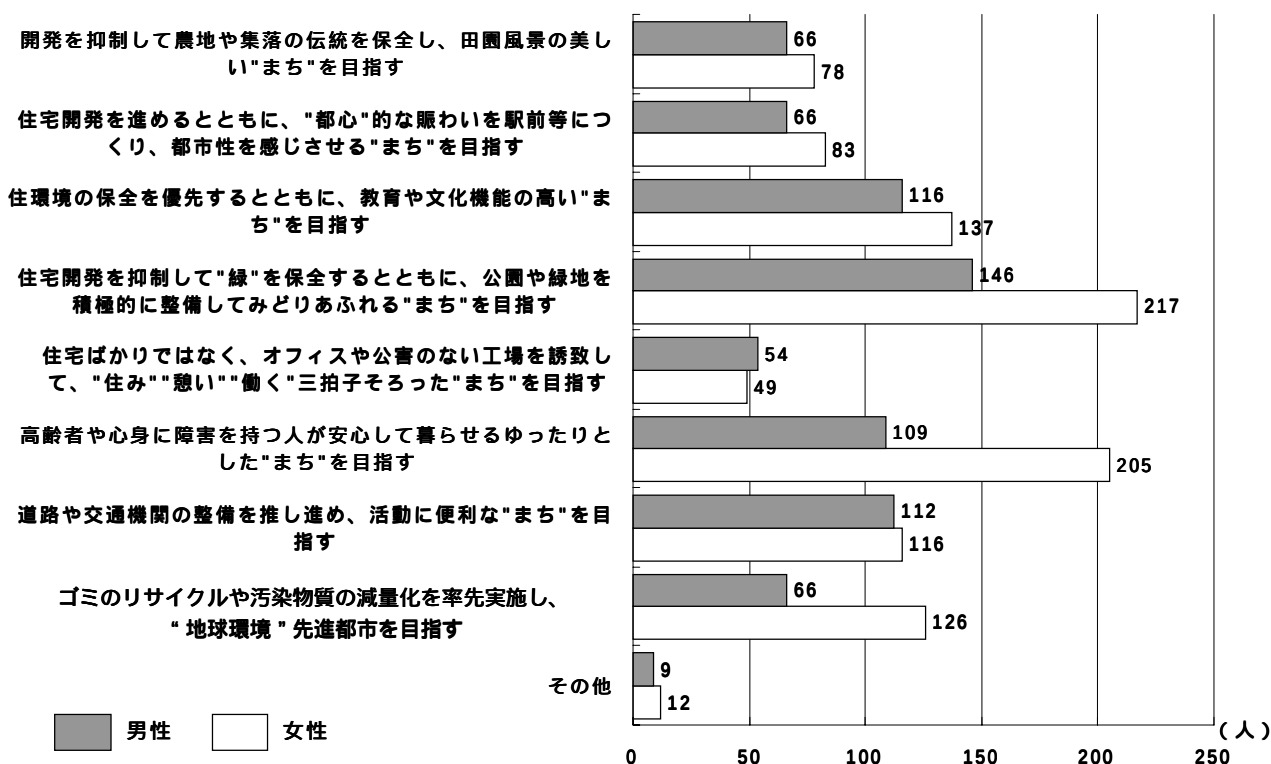
するものであり、明らかに多数派の都市像とは異なる。また、4位の組み合わせは、住宅開発を抑制して緑を保全しながらも道路や交通機関の整備を進めるという一見矛盾したものであるが、既成市街地の整備に重点を置く考え方であると見ることもできる。

順位	将来像の選択の組み合わせ		選んだ人数
1位	住宅開発を抑制して“ 緑 ” を保全するとともに、公園や緑地を積極的に整備してみどりあふれる “ まち ” を目指す	高齢者や心身に障害を持つ人が安心して暮らせるゆったりとした “ まち ” を目指す	95人
2位	住環境の保全を優先するとともに、教育や文化機能の高い “ まち ” を目指す	高齢者や心身に障害を持つ人が安心して暮らせるゆったりとした “ まち ” を目指す	73人
2位	住宅開発を抑制して“ 緑 ” を保全するとともに、公園や緑地を積極的に整備してみどりあふれる “ まち ” を目指す	ゴミのリサイクルや汚染物質の減量化を率先実施し、“ 地球環境 ” 先進都市を目指す	73人
4位	住宅開発を抑制して“ 緑 ” を保全するとともに、公園や緑地を積極的に整備してみどりあふれる “ まち ” を目指す	道路や交通機関の整備を推し進め、活動に便利な “ まち ” を目指す	60人
5位	住宅開発を進めるとともに、“ 都心 ” 的な賑わいを駅前等につくり、都市性を感じさせる “ まち ” を目指す	道路や交通機関の整備を推し進め、活動に便利な “ まち ” を目指す	57人
6位	住宅開発を抑制して“ 緑 ” を保全するとともに、公園や緑地を積極的に整備してみどりあふれる “ まち ” を目指す	住環境の保全を優先するとともに、教育や文化機能の高い “ まち ” を目指す	50人
7位	住宅開発を抑制して“ 緑 ” を保全するとともに、公園や緑地を積極的に整備してみどりあふれる “ まち ” を目指す	開発を抑制して農地や集落の伝統を保全し、田園風景の美しい “ まち ” を目指す	45人

男女別集計

女性の中に「住宅開発を抑制して“緑”を保全するとともに、公園や緑地を積極的に整備して、みどりあふれる“まち”をめざす」および「高齢者や心身に障害を持つ人が安心して暮らせるゆったりした“まち”を目指す」ことが望ましいとする意見が多い。

また、男性の中に「道路や交通機関の整備を推し進め、活動に便利な“まち”を目指す」とした意見が比較的多い。



年齢別集計

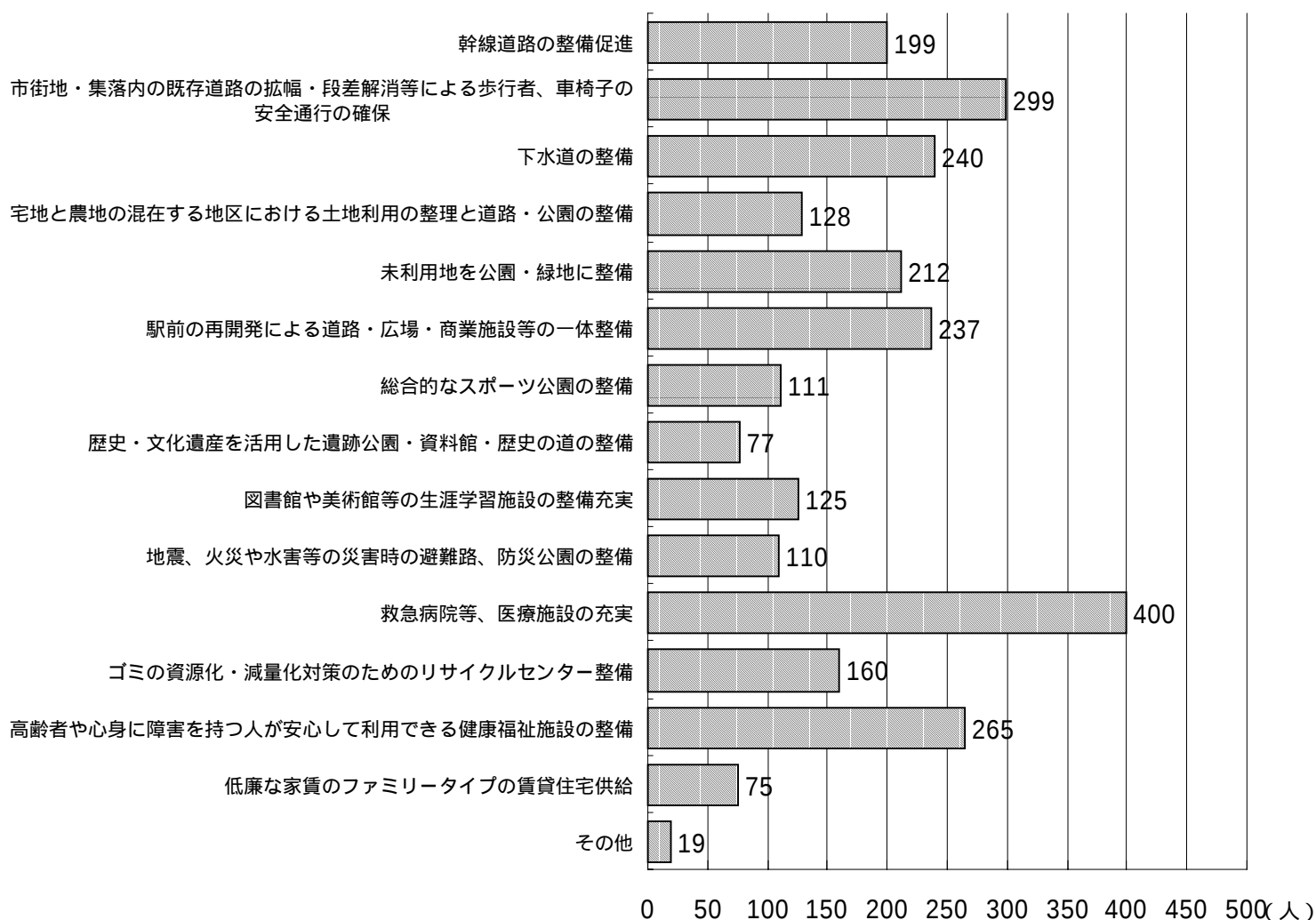
年齢別の特徴としては、20歳未満で「ゴミのリサイクルや汚染物質の減量化を率先実施し、“地球環境”先進都市を目指す」、70歳以上で「開発を抑制して農地や集落の伝統を保全し、田園風景の美しい“まち”を目指す」と答えた市民の割合が高くなっている。

居住歴別集計

居住歴別の特徴としては、「(転入後)1年未満」の層で「住宅開発を抑制して“緑”を保全するとともに、公園や緑地を積極的に整備して、みどりあふれる“まち”をめざす」、(転入後)5年以上10年未満の層で「道路や交通機関の整備を推し進め、活動に便利な“まち”を目指す」、「生まれてからずっと」という層で「開発を抑制して農地や集落の伝統を保全し、田園風景の美しい“まち”を目指す」と答えた市民の割合が相対的に高くなっている。

問．あなたが望ましいと思われる香芝市の将来像を実現するために、**まちづくり**で特に重要と思われる事柄はどれだと思われますか。

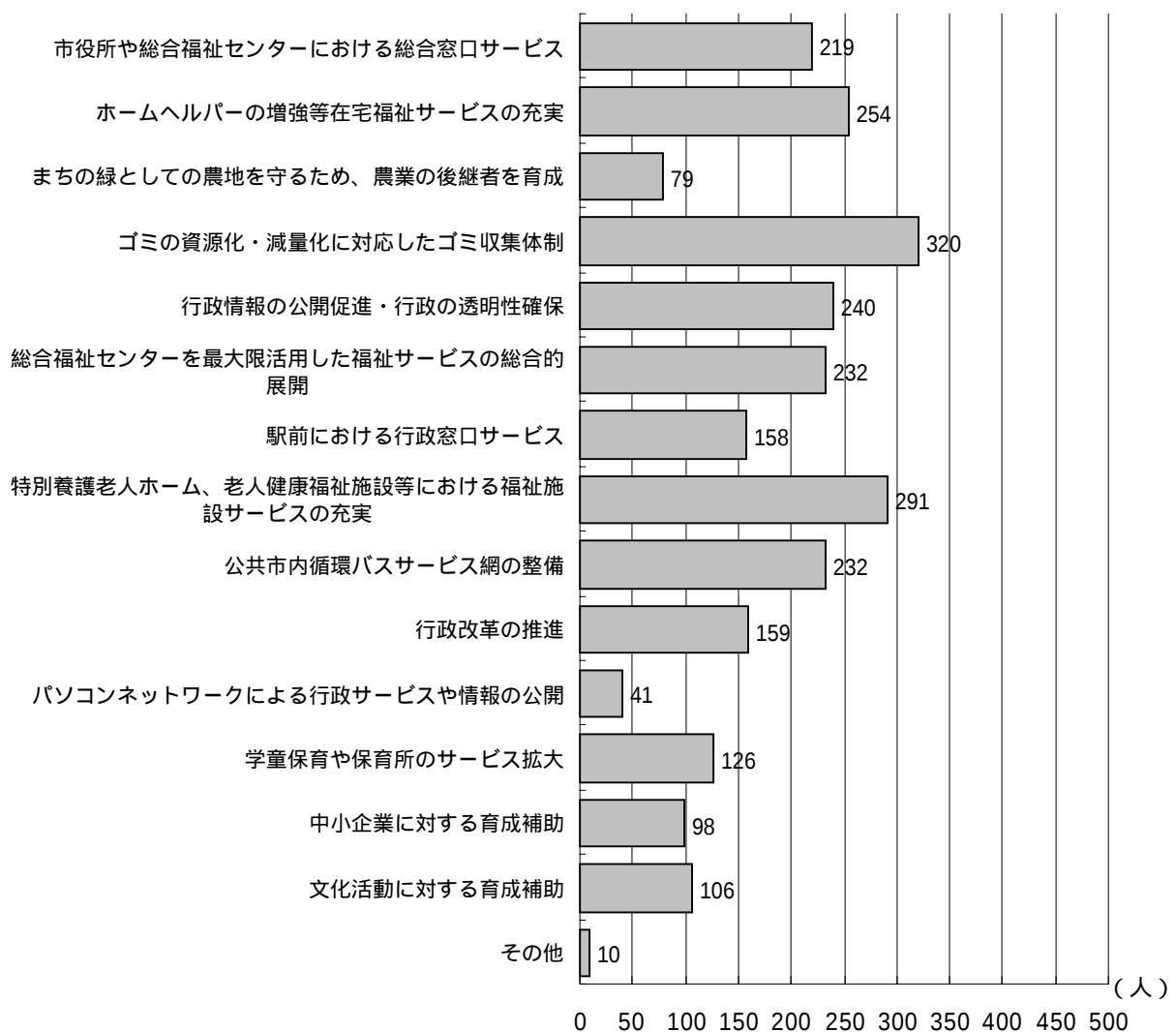
香芝市の将来の望ましい“まち”の姿を実現するにあたって、重要な事柄として、まちづくりの面では、「救急病院、医療施設の充実」をあげた市民は400人に及び、飛びぬけて多くなっている。続いて「市街地・集落内の既存道路の拡幅・段差解消等による歩行者、車椅子の安全通行の確保」をあげた市民が300人程度となっている。



問．あなたが望ましいと思われる香芝市の将来像を実現するために、**行政サービス**で特に重要と思われる事柄はどれだと思われますか。

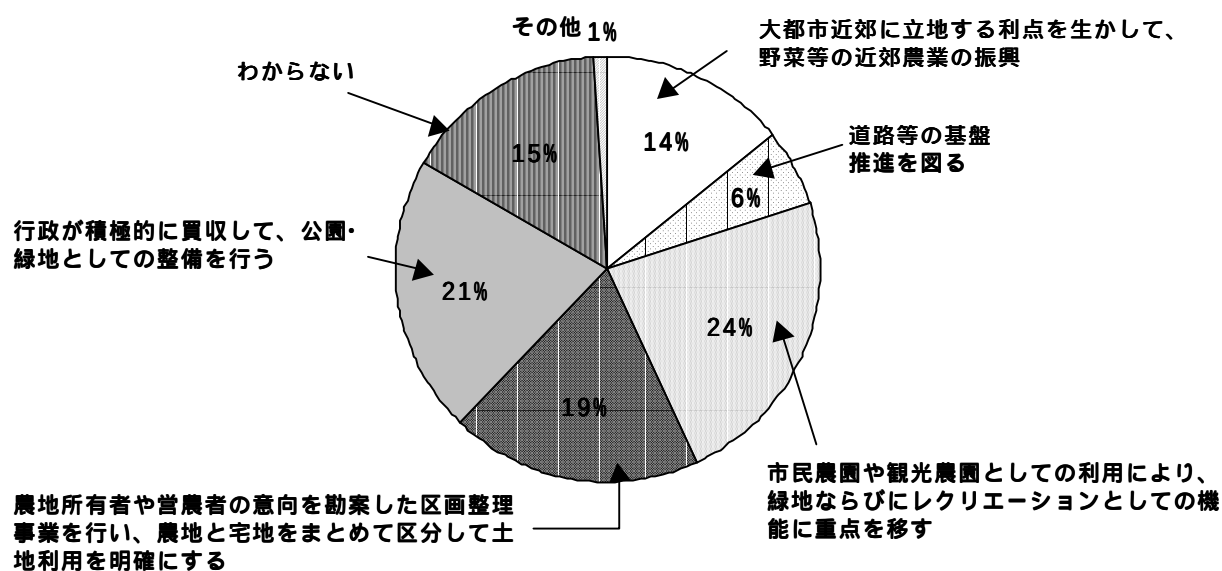
行政サービス面では、「ゴミの資源化・減量化に対応したゴミ収集体制」を挙げた市民の数がもっとも多くなっている。続いて「特別養護老人ホーム、老人健康福祉施設等における福祉施設サービスの充実」「ホームヘルパーの増強等在宅福祉サービスの充実」が重要な施策に挙げられている。

「行政情報の公開促進・行政の透明性確保」「総合福祉センターを最大限活用した福祉サービスの充実」「公共市内循環バスサービス網の整備」「市役所や総合福祉センターにおける総合窓口サービス」を挙げた市民も200人を超えている。



問．香芝市の農地における今後の土地利用の方向についてどのように思われますか。

農地の土地利用の方向性については意見が分かれているが、「市民農園や観光農園としての利用により、緑地ならびにレクリエーションとしての機能に重点を移す」行政が積極的に買収して、公園・緑地としての整備を行う」とする意見が比較的多い。「道路等の基盤整備により宅地化の推進を図る」とする意見はもっとも少ない。



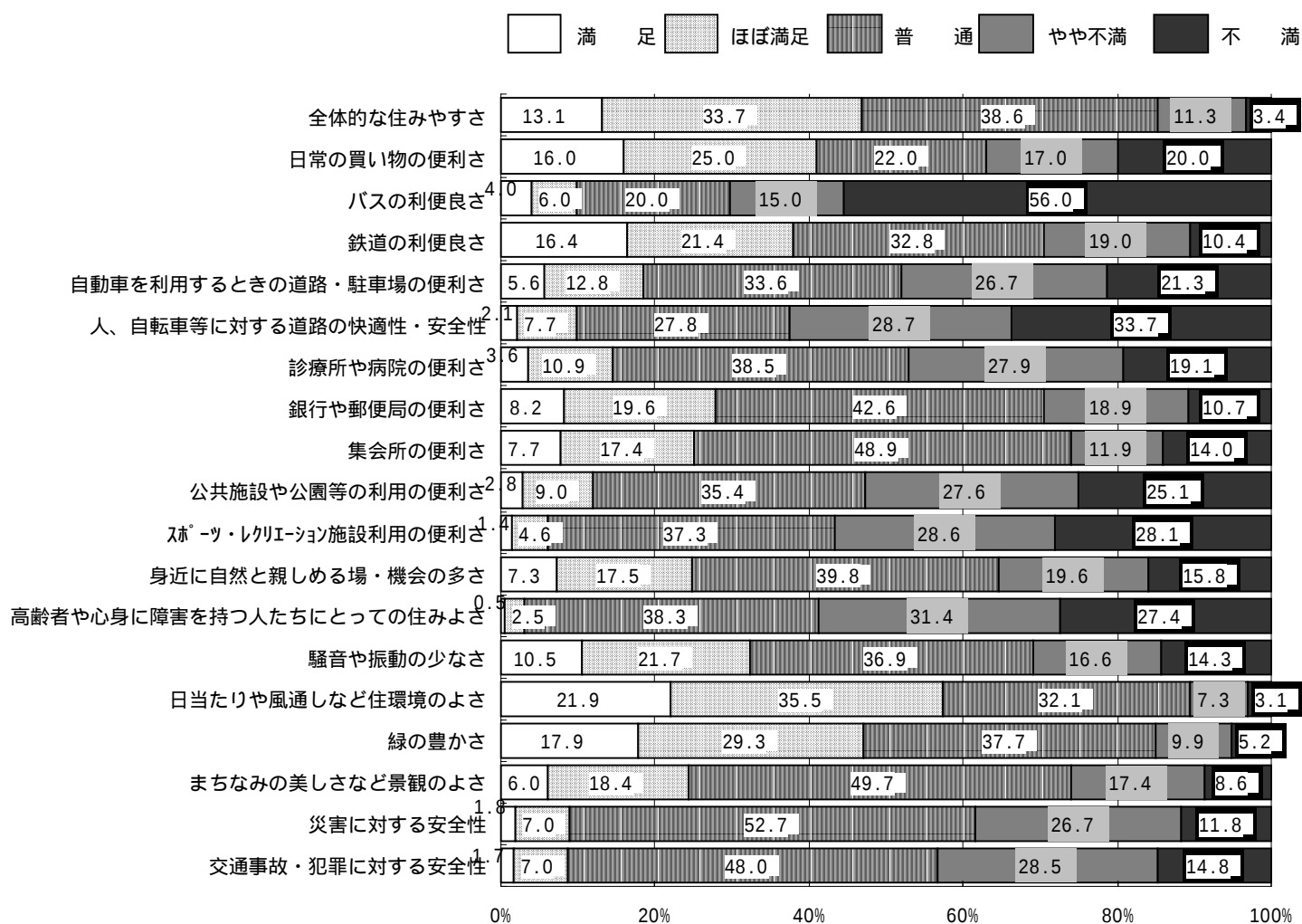
5. 地区の生活環境

問．あなたがお住まいの地区についてどのように考えておられますか。

身の回りの生活環境の満足度と改善の方策について、小学校区別に意見を集計し、その傾向を調べた。香芝市全体の傾向について示す。

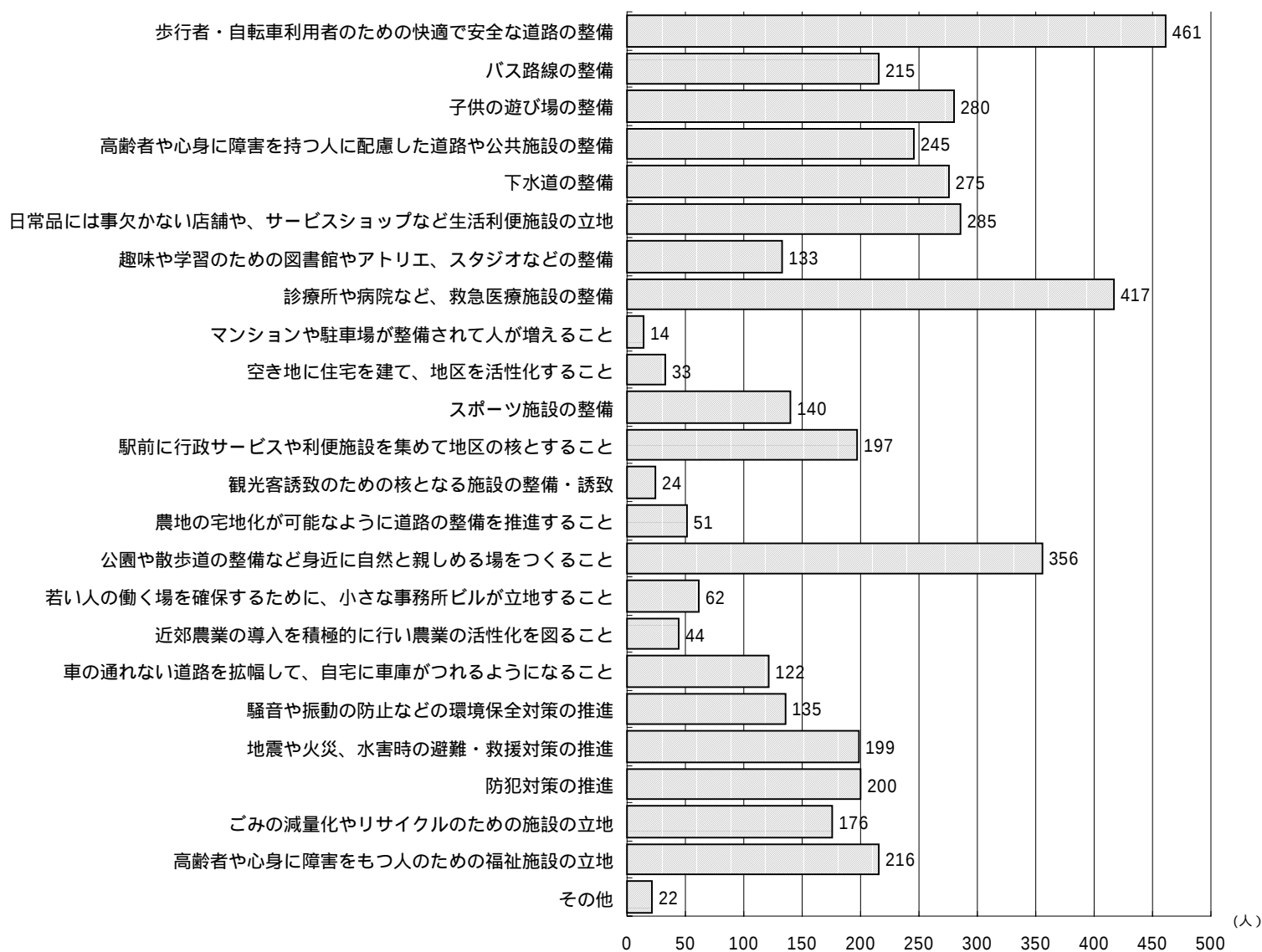
「日当たりや風通しなど住環境の良さ」「緑の豊かさ」「日常の買物の便利さ」「鉄道の利便よさ」の各項目には満足している市民も多い。「バスの利便よさ」「人、自転車等に対する道路の快適性・安全性」について、満足していない市民の比率が特に高い。

「全体的な住みやすさ」については、回答した市民の47%が満足またはほぼ満足としており、個別적으로는いろいろ不満があるが、総体的には満足感がそこそこあるという傾向が指摘できる。



問．あなたがお住まいの地区で特に望まれることは、どのようなことですか。

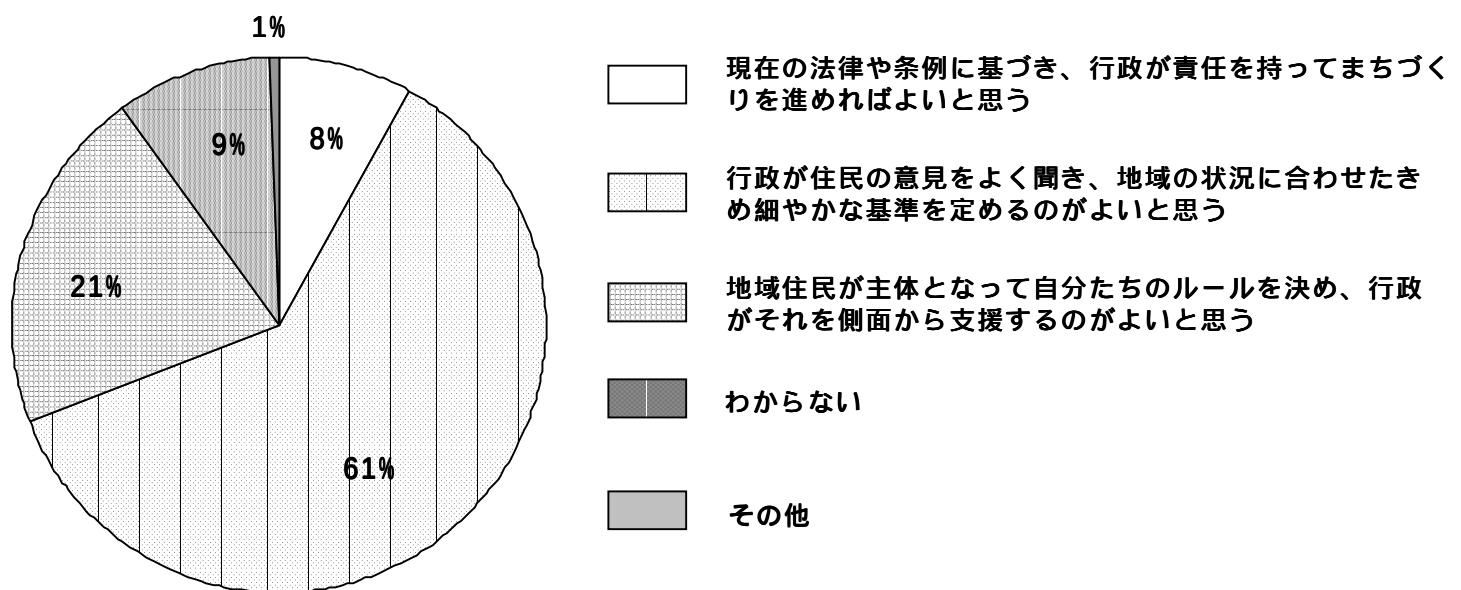
身近な範囲の要望としては、「歩行者・自転車利用者のための快適で安全な道路の整備」「診療所や病院など、救急医療施設の整備」「公園や散歩道の整備など身近に自然と親しめる場をつくること」の順で挙げられている。



6. 地区のまちづくりを進める方法

問．あなたがお住まいの地区などを単位とした地区のまちづくりを進める方法として、どういった手法が適切だとお考えになりますか。

「行政が住民の意見を良く聞き、地域の状況に合わせたきめ細やかな基準を定めるのがよいと思う」とする意見が6割を超えている。地域住民が主体となることには2割強の住民が積極的であるといえるが、多数派にはいたっていない。

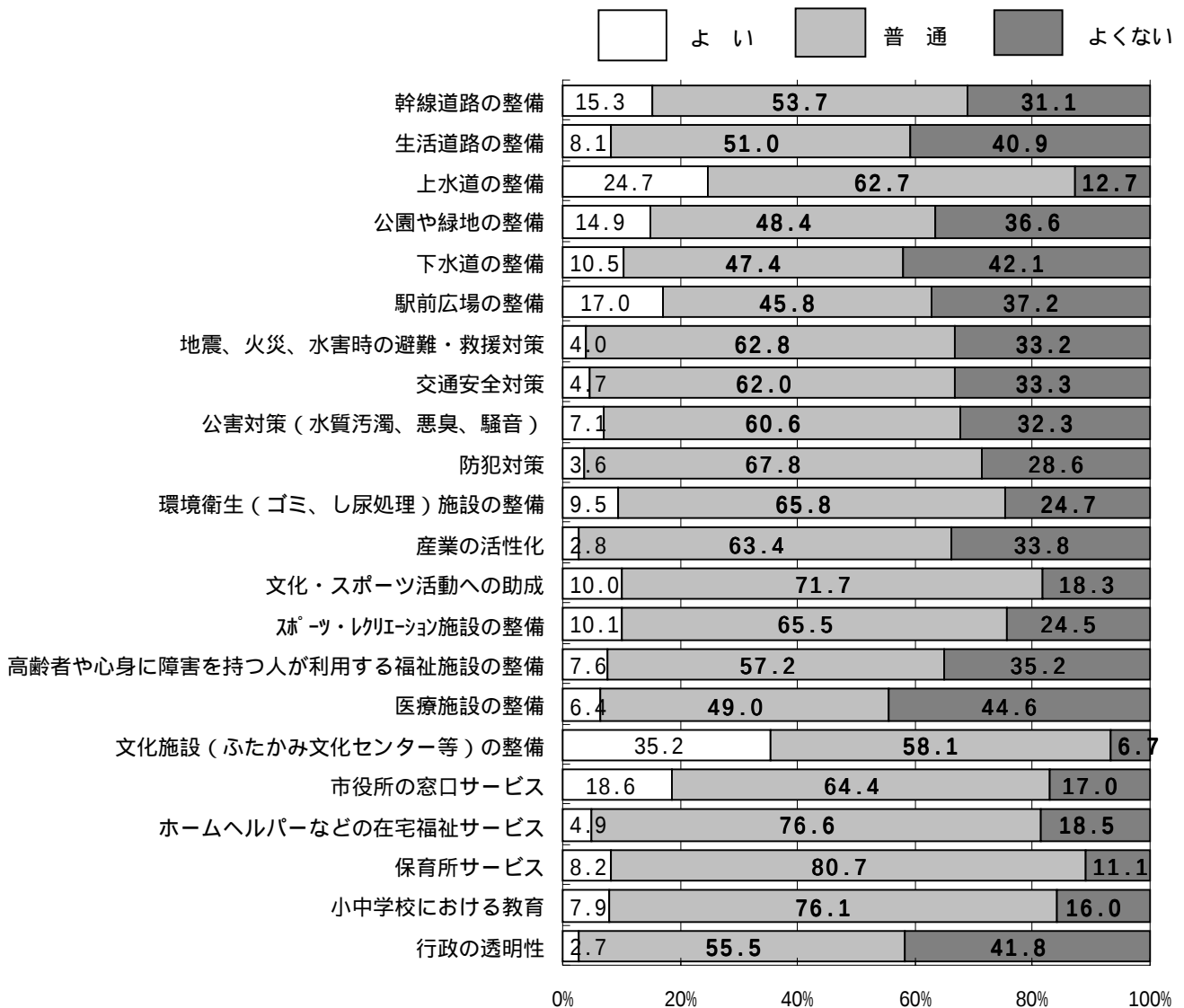


7. 行政施策への評価

問. 香芝市が過去に実施してきた具体的施策や行政サービスをどのように思われますか。

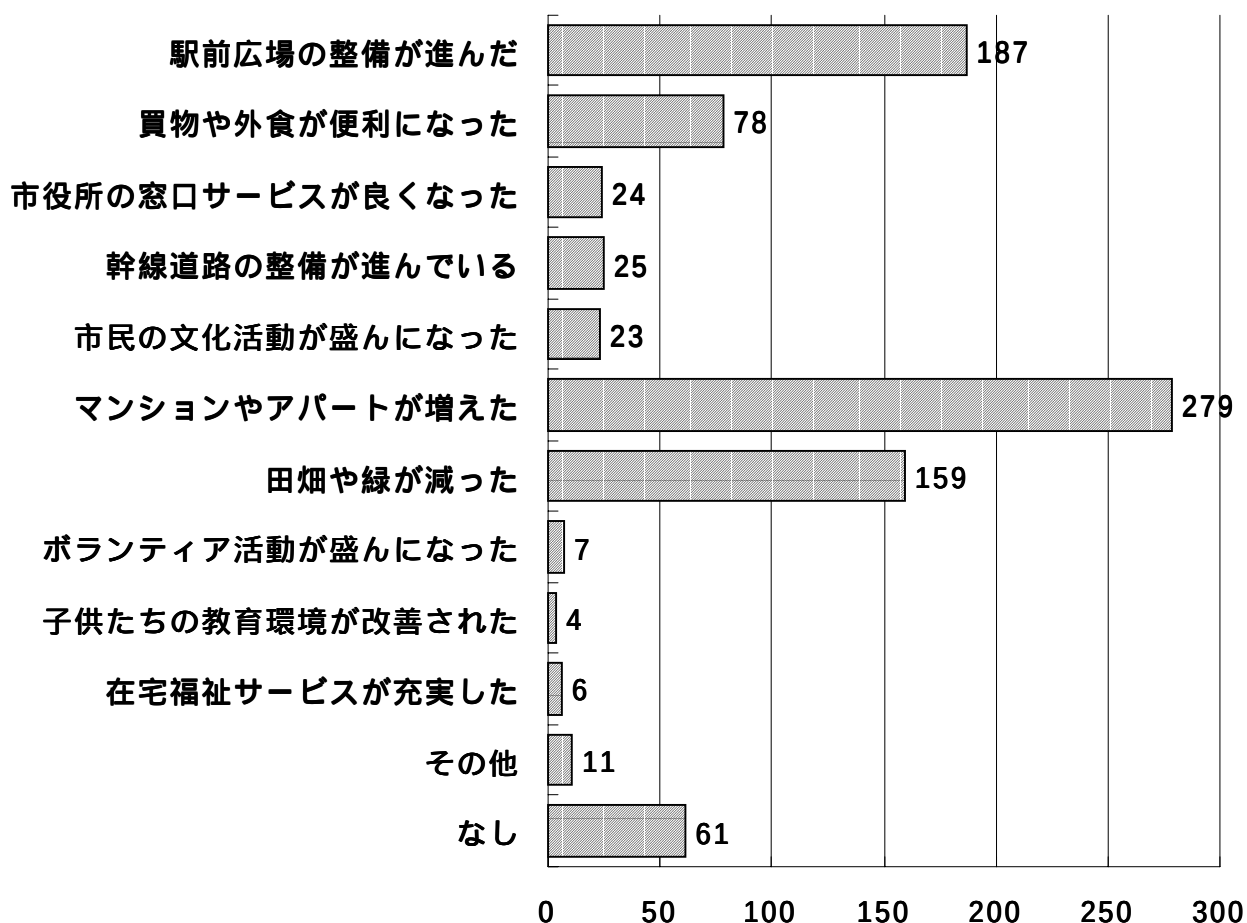
「文化施設（ふたかみ文化センター等）の整備」「上水道の整備」については比較的によい評価を得ている。

「医療施設の整備」「下水道の整備」「生活道路の整備」「行政の透明性」については、厳しい評価となっている。



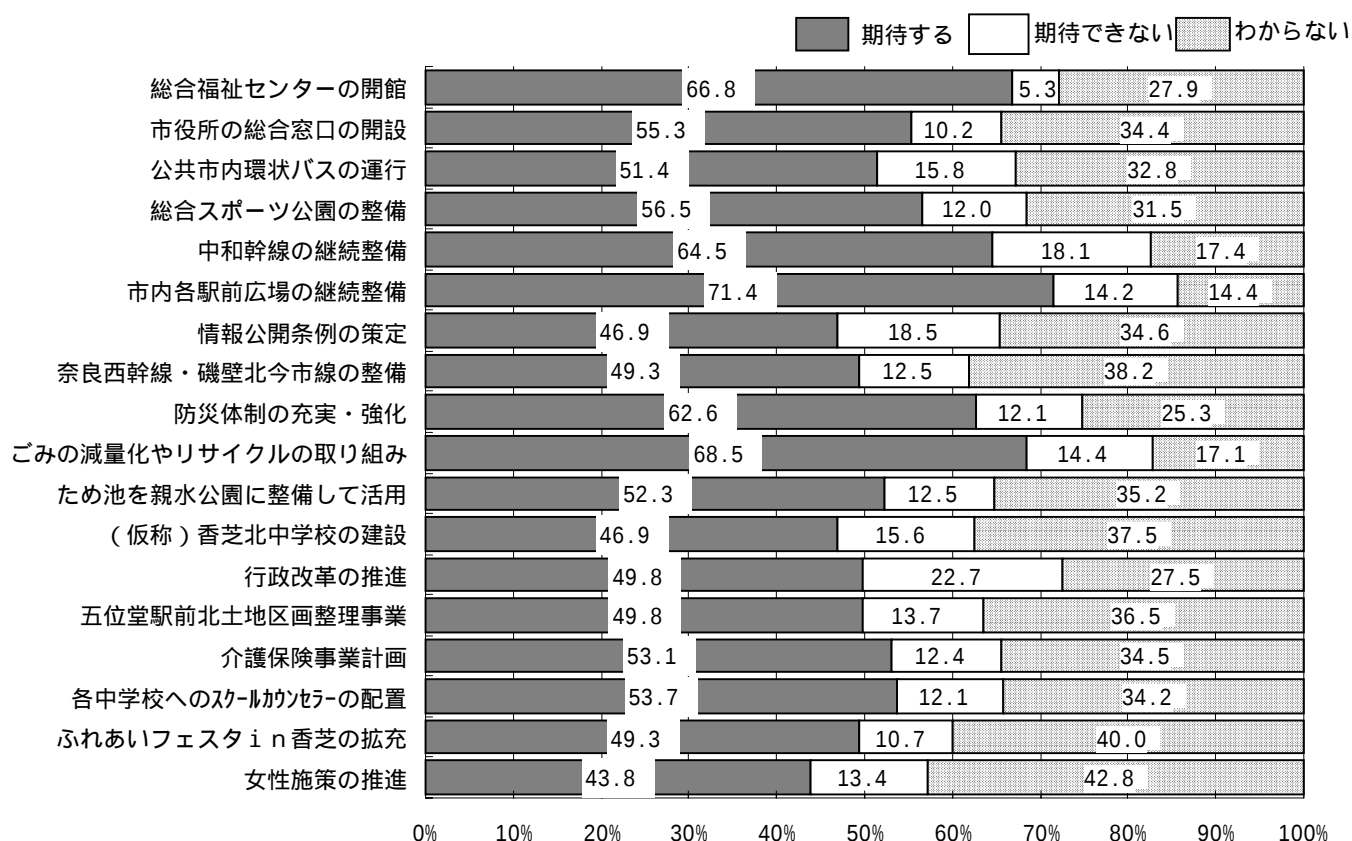
問．香芝市で最近５年間ほどの間に、変わったな
と思われることは何ですか。最も印象が強い
ものを１つ選んでお答えください。

最近５年間の変化では、「マンションやアパート
が増えた」「田畑や緑が減った」という印象を持つ市
民が多い。これは肯定的、積極的評価ではないと思
われる。



問．香芝市で最近５年間の間に、変わったな
と思われることは何ですか。最も印象が強い
ものを１つ選んでお答えください。

最近５年間の変化では、「マンションやアパート
が増えた」「田畑や緑が減った」という印象を持つ市
民が多い。これは肯定的、積極的評価ではないと思
われる。



香 芝 市 総 合 計 画

伝統と新しい文化がみなぎる香芝市

平成 12 年（2000 年）

発行 香芝市

編集 企画調整部企画政策課

〒 639 - 02 奈良県香芝市本町 1397 番地

TEL 0745 - 76 - 2001
